

官報

号
国会会議録

外
令和7年5月30日

○第二百十七回 参議院会議録第二十三号

令和七年五月三十日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十四号

令和七年五月三十日

午前十時開議

第一 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、日程を追加して、

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案に

令和七年五月三十日 参議院会議録第二十三号

ついて、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。小泉進次郎農林水産大臣。

〔国務大臣小泉進次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小泉進次郎君) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

生産資材・原材料価格の高止まりなどの中で、食品等の持続的な供給を実現するためには、持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を促進するとともに、農林漁業と食品産業との連携強化を始めとする食品産業の持続的な発展に向けた事業活動を促進することが必要であります。

このため、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化のための措置を強化するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正であります。

第一に、法律名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め

議事日程追加の件 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律案(趣旨説明)

ます。

第二に、食品等事業者が、農林漁業者との連携強化を図る取組などを行うとする場合には、これらの計画について農林水産大臣の認定を受けられるものとし、認定を受けた食品等事業者には、株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例などの措置を講ずることとしております。

第三に、農林水産大臣は、取引の相手方から持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を有して取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に協議に応ずることなどの飲食料品等事業者等の努力義務を定めます。また、これらの措置に関し、判断の基準となるべき事項を定め、当該基準に照らして必要に応じ、指導及び助言、勧告及び公表などの措置を講ずることとしております。また、指定飲食料品等を対象に、農林水産大臣は、その持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成、公表などを行う団体を認定できることとしております。

次に、卸売市場法の一部改正であります。中央卸売市場及び地方卸売市場において、その開設者が、指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標などを公表することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。横沢高徳君。

〔横沢高徳君登壇、拍手〕

○横沢高徳君 立憲民主・社民・無所属の横沢高徳です。

ただいま議題となりました食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案について、会派を代表し

て質問いたします。

食へることは生きること。食料は人間の生命の維持に欠くことのできないものであり、体をつくる栄養とともに心の栄養にもなる、私たちの健康で充実した生活の基盤となる生きる力の源です。全ての国民が将来にわたって良質な食料を合理的な価格で入手できるようにすることは、政治の重要な役割です。

世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少など、国内外で食料の安定供給が人類の課題となっております。

我が国日本においては、ここ四半世紀で農業の担い手は二百三十四万人から最新では百一十万人と半分以下に減り、農地面積は四百八十七万ヘクタールから四百三十万ヘクタールと五十七万ヘクタール減少、三重県一県分の面積の農地が消滅、国内生産基盤の弱体化に歯止めが掛かりません。令和の米騒動と言われる今、食料の安定供給に対する国民の不安と関心は更に高まっております。

まずは、国民の皆様が特に関心を寄せている政治と米について、小泉農林水産大臣に伺います。

今、メディアはこぞって備蓄米に注目していますが、そもそも日本の主食であるお米、不作でもないのに備蓄米を無制限で放出しなければならなくなっているこの事実を真摯に受け止めるべきです。これまでの日本の農政の在り方そのものが問われています。

小泉大臣は、お米の生産量は足りていると考えているのか、備蓄米を無制限で放出した後、国民の皆様へのお米の安定供給可能な生産量が確保できるのか、今後、今回のような騒動は起きないと言えるのか、小泉大臣に伺います。

家庭では、お米が高くてなかなか手が出ない、育ち盛りの子供におなかいっぱいお米を食べさせたいけど高くてね。飲食店では、お米が値上がり

したからといって価格に転嫁できる状況ではないんだよ。生産者は、米は高いけど米を作っている我々の収入はそこまで上がってない、どこがもうかっているんだかね。これが国民の生活の現場の生の声です。

そんな中、江藤前大臣は、米は買ったことがない、売るほどあるとの発言で辞任されました。五キロ二千円、備蓄米を無制限で放出するという、小泉大臣は公言をされました。

昨年改正された食料・農業・農村基本法二条五項に「食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならぬ」とありますが、今回の五キロ二千円は小泉大臣の独断で決まったようなものです。今回のように大臣の独断で価格が決められるのであれば、本法案の審議の前提が崩れているとも言えます。

小泉大臣の五キロ二千円の独自価格決定と本法案の合理的な価格形成の整合性について、大臣の分かりやすい答弁を求めます。

また、小泉大臣は、資材、肥料、燃料、機械代の高騰の中、生産費、流通コストを考慮した合理的なお米の店頭価格は五キロ幾らになると考えているのか、数字で明確にお答えください。

食料安全保障の確保では、国民への食料の安定的な供給が重要であり、食料の安定的な供給のためには安定した生産が必要、安定した生産のためには生産者の安定した所得の確保が必要で、

我が国の食料自給率は三八％、先進国では最下位、食料生産の持続可能性を確保することは最重要課題であります。しかしながら、原材料価格の高止まりや円安、あらゆるものが高騰する中、コストが価格に反映されず、生産者を取り巻く状況は厳しさを増しています。

改正案は、コストの負担を生産者に偏らせることなく食料の安定供給を目指すべきとの声に応え

て提出に至ったものと理解をしています。そこで、改めて、改正案提出の背景は何であったのか、確認をさせていただきます。また、適正な価格形成の実現という目標に対して、食品等流通法の改正により対応するとした理由も併せて小泉大臣に伺います。

次いで、再生産可能な価格形成について伺います。

昨年の基本法質疑の際、再生産可能な価格形成について考慮すべきではないかとこの場で質問したところ、当時の坂本農林水産大臣は、再生産可能な価格形成は生産者だけに着目したものであり、食料システム全体の関係者が納得する仕組みづくりが重要との認識を示されました。食料の持続的な生産を確保するため、再生産可能な価格形成の必要性について、小泉大臣の見解を伺います。

消費者は安心、安全で安価な食料を求めています。生産者は安心、安全な食料生産と高収益を求めています。この相反する望みをかなえることは、今回の法改正により実現可能と考えているのか、併せて小泉大臣に伺います。

次いで、事業者の努力義務について伺います。改正案では、飲食品等事業者等に対し、二つの努力義務を課すこととしています。

一つ目は、コストや価格などの取引条件を示して協議の申出があった場合に誠実に協議に応ずるといふものです。今回法律に明記することで、協議の拒否や一方的な取引条件の変更などを防ぐとともに、決定過程の透明性向上につながるものと評価いたします。

ただし、改正案は誠実に協議に応ずることを努力義務としているのであり、あくまでも取引条件は取引当事者間で決定されます。協議の内容によつては、これまでのように立場の弱い生産者側に負担のしわ寄せが行く可能性も考えられます。

コスト割れの供給を阻止するための具体策をどのようにするのか、小泉大臣に伺います。

二つ目の努力義務は、取引の相手側から商慣習の見直しなどの提案があった場合には必要な検討及び協力を行うことです。

衆議院では、賞味期限の三分の一を経過した商品の納入を受け付けないという、いわゆる三分の一ルールのほか、発注から納入までの時間の緩和、納入負担の削減などが想定されるとの答弁がありました。

また、リードタイムの問題に関して、製パン業に対し一部の小売店から納品の前日に発注がされることで、見込みでパンを製造することもあり、商品が売れない場合には過剰となるばかりか、丹精込めて作った製品を自らの手で破棄しなければならず、心理的な負担、労力の負担は大きく、また食品ロスにもつながる、こうした商慣習は改める必要があります。

そこで、商慣習の見直しに係る判断基準を定める際の基本的な方針について確認をさせていただきます。また、農林水産大臣は、ルールを守らない行動に対して指導、助言等を厳格に行うべきと考えますが、大臣の見解を伺います。

衆議院では、事業者が努力義務を果たしているのか否か、判断基準について議論がありました。省令で定める判断基準については、事業者の講じる措置がどのような場合に著しく不十分と認められるのかといったものだけでなく、取引における事業者の望ましい行為も併せて定めることが法律の実効性確保につながるものと考えます。江藤前大臣は衆議院での質疑で、上限と下限を定め

た取引の事例をすばらしいと評価されていました。が、どのように判断基準を定めようとしているのか、小泉大臣に丁寧な答弁を求めます。

改正案では、取引において、持続的な供給に要する費用について認識しにくい飲食品等を農林

水産大臣が省令で指定することとしており、具体的には、米、野菜、牛乳、豆腐・納豆が候補とされています。この指定品目について、農林水産大臣が認定したコスト指標作成団体がコスト指標を作成することとしています。

そこで、指標作成団体の認定に至る手続とその際の留意事項について、政府の考えを伺います。また、農林水産大臣は指標作成団体に対し必要な指導及び助言を行うものとされていますが、これらの具体的な内容について併せて伺います。

改正案は、食品等事業者による事業活動の促進のための措置として、四つの事業活動計画の認定制度を設けようとしています。

一つ目は、産地の近くに一次加工施設等を整備し農林漁業者との安定的な取引を確立する活動、二つ目は、物流施設でパレット上に荷物を自動で積み機械を導入するなど流通の合理化を図る活動、三つ目は、飲食店等に油の酸化防止装置を導入して省エネや油の消費量を減らすなど環境負荷を低減する活動、四つ目は、有機栽培などの取組を表示する電子POPモニターを売場に整備し、消費者が選びやすい情報を発信する活動と、衆議院で説明がありました。

安定取引関係確立事業活動等については、農林漁業者の所得向上につながるものが重要と考えますが、どのように推進するのか伺います。また、その成果指標についても、所得の向上につながるように設定すべきと考えますが、併せて小泉大臣に見解を伺います。

改正案は、いかにして消費者の理解を得て、関係者が納得する形で持続性のある価格形成につなげられるかが最大のポイントと考えます。理解はするけど消費者が購入を戸惑う価格になってしまつては意味がありません。

改正案は、取引の適正化と食品等事業者の事業活動の促進を図ることを目的としています。そ

れらによつて再生産可能な価格が実現できるか、農業関係者の多くは期待をするとともに、懐疑的でもあります。

消費者は安心、安全で安価な食料を入手したい、生産者は安心、安全な食料生産と再生産可能な所得を確保したい、この望みをかなえることが政治に求められています。

価格は市場で、所得は政策での考えの下、立憲民主党は、食料安全保障の視点から、令和版直接支払制度を創設すること、すなわち国内生産基盤の強化に向けた新たな食料確保・農地維持支払制度を提案しています。

食料を守ることは国民の命を守ることに。日本の農政の在り方について国会で大いに議論されることを期待し、質問を終わります。

御清聴いただき、ありがとうございます。(拍手)

(國務大臣小泉進次郎君登壇、拍手)
○國務大臣小泉進次郎君 横沢高徳議員の御質問にお答えいたします。

米の生産量についてのお尋ねがありました。六年産米については、米の生産量が前年よりも十八万トン多くなっています。この生産量や民間在庫の水準、これまで売り渡した備蓄米の量を踏まえれば、全体として米の供給量は足りています。流通関係者や消費者の不足感が払拭されていないと考えられます。

他方、七年産の主食用米は、買入れを当面中止している備蓄米と合わせ、百三十三・四万ヘクタール、例年の水準であれば、昨年から四十万トン増の七百十九万トンが主食用として供給される見込みです。この百三十三・四万ヘクタールは、過去五年間で最大の生産面積となる見込みです。今後のことは予断を持って申し上げられません。あらゆる事態を想定して必要な対応を行ってまいります。

令和七年五月三十日 参議院会議録第二十三号

次に、米の価格の在り方についてのお尋ねがありました。

五キロ幾らと考えているのかというお尋ねであります。価格は市場で決まるものであり、具体的な水準を申し上げることは困難であります。その上で、現在、昨年の二倍にもなっている米価に対して、迅速に対応しなければ消費者の米離れが進みかねません。このため、まずは今回の随意契約による政府備蓄米の売渡しを行っているところです。

また、今回の五キロ二千円は、古々米、古古古米としての評価等も反映した売渡価格を基に一般的なマージンなどを加えた試算です。今回、一旦現在の米価が落ち着いたならば、生産者と消費者が双方納得のいく価格が形成されていくことが重要です。

食料システム法案は、飼料価格等の高止まりの中でも食料を持続的に供給していくため、費用を考慮した価格形成を促すものです。米についても、今回の法案の取組を通じて消費者と生産者の双方の理解を深めてまいります。

次に、法案提出の背景と理由についてのお尋ねがありました。この法案は、円安の進行やウクライナ情勢などにより、輸入に依存している肥料、飼料などの資材価格やエネルギー価格が高騰し、食料の生産、供給に要する費用が上昇する一方、価格転嫁が十分に進まず、食料の持続的な供給に懸念が生じていたことを背景として提出したところです。

現行の食品流通法は、食品の流通の合理化を図るための計画制度を定めるとともに、食品の流通に関する調査等により取引の適正化を図るものですが、生産から販売に至る食料システム全体での食料の持続的な供給を図るため、計画制度について、流通の合理化だけでなく農林漁業者との取引の拡大、環境負荷の低減などにも拡充するとともに

に、取引の適正化について、取引実態の調査に加え、費用を考慮した誠実な協議などの努力義務を定め、指導、助言、勧告、公表などの措置を講ずることにより、一層強化することとしたところであります。

次に、再生産可能な価格形成についてのお尋ねがありました。生産者にも消費者にも、特定の方にし寄せが生じる仕組みでは、食料を持続的に供給していくことはできません。このため、この法案では、生産者の再生産可能な価格形成ばかりを追求するのではなく、食料システム全体で費用を考慮した価格形成を進めていくこととしています。

今回の取組は非常に難しい課題ですが、食料を持続的に供給していくためには不可欠な取組ですので、危機感と挑戦の決意を持って取り組んでまいります。

次に、事業者の努力義務についてのお尋ねがありました。この法案は、取引当事者間で取引条件を定めることを前提とし、費用などの考慮を求めざることを示して、協議の申出があった場合には誠実に協議に応じることを努力義務としています。その上で、この努力義務について、売手も買手もどのような取組を行う必要があるのかを明確化するため、その行動規範を判断基準として農林水産省令で定めることとしています。

判断基準の内容は引き続き関係者と協議をして具体化していきますが、公正なものとなるよう丁寧に協議を進めてまいります。次に、商慣習の見直しについてのお尋ねがありました。

商慣習の見直しは、適正な取引を推進する観点からも、食品ロスを削減する観点からも極めて重要と考えています。このため、判断基準を定めるに当たっても、二つの視点を持って検討を進めて

まいります。また、商慣習の見直しなどの提案があったにもかかわらず必要な検討、協力が行われない場合には、この法案に即し、指導、助言、勧告、公表などを適切に行ってまいります。

次に、判断基準についてのお尋ねがありました。

農林水産省令で定める判断基準の内容については現在関係者と協議を進めているところですが、例えば、売手に対しては、生産、製造に要する費用をきちんと把握し、費用が変動した際にはその水準や要因などを誠実に説明する、買手に対しては、売手からの協議の申出に速やかに応じ、どのように費用を考慮したのか誠実に説明するといった内容も想定されます。

判断基準の策定に当たっては、生産から消費までの関係者の意見を十分に伺い、現場の実態を反映したものとすると同時に、公正取引委員会に協議し、食料・農業・農村政策審議会の意見も聴き、公正なものとするよう取り組んでまいります。

次に、コスト指標作成団体についてのお尋ねがありました。

コスト指標については、生産から販売に至る各段階の関係者間で納得が得られるものとするに留意する必要があります。このため、この法案では、コスト指標作成団体に対し、生産、製造、加工、流通、販売のうち、少なくとも複数の段階の事業者や団体が参画することを求めるとともに、その認定に当たっては、生産から販売に至る全ての段階の関係者の意見を聴き、さらに、公正取引委員会にも協議を行うなどの手続を経ることとしています。また、コスト指標作成団体の認定後においても、公正で正確なコスト指標を作成することが求められるため、特定の段階の意見に偏っていないか、正確な情報提供の前提となる秘密保持が厳守されているかなどの業務運営を

チエックし、適宜適切な指導、助言を行ってまいります。

次に、安定取引関係確立事業活動等についての
お尋ねがありました。

食品産業は農林漁業者と消費者とをつなぐ重要な役割を果たしているため、この法案では、食品事業者が地域の農林漁業者との安定取引を進めるなどの取組を後押しすることとしています。また、その推進に当たっては、食品事業者や農林漁業者ばかりでなく、地方公共団体や商工会、研究機関など地域の関係者が雇用と所得を生み出すために取り組む連携支援計画の取組も後押しすることにより、前向きな取組を誘発することとしています。

こうした取組により、農業・食料関連産業の国内生産額を拡大することを目指してまいります。
(拍手)

○議長 関口昌一君 松野明美君。

(松野明美君登壇、拍手)

○松野明美君 日本維新の会の松野明美です。

私は、会派を代表し、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案につきまして、小泉農林水産大臣にお伺いいたします。

初めに米についてです。

昨年から令和の米騒動と騒がれ、農水省からは新米が出れば価格は落ち着くとの説明でしたが、落ち着くどころか事態は悪化し、今年から備蓄米の放出をしていますが、価格は昨年の約二倍となつています。

昨年、我が党の代表を務めます大阪府の吉村知事から政府に対して備蓄米放出の要請がありましたが、無視されました。もっと早く備蓄米を放出していれば、ここまで高騰せず、国民に負担を強いることはなかったのではないのでしょうか。これ

までの対応は全てが遅く、失敗と言われても仕方ありません。

スーパーの米売場では、米の価格が高く、買おうかどうか悩んでいる人たちがいます。自分は食べなくても、せめて、せめて子供たちにはおなかいっぱい食べてもらいたいと必死に頑張っている家庭もあります。学校では子供たちから給食の量が少ないという声も出ています。

米の価格が高止まりし、国民が苦しんでいる中、前大臣の、米は買ったことがない、売るほどあるとの発言で多くの国民が怒り、傷つきました。そして、この度、小泉農林水産大臣が誕生しました。消費者と生産者の双方を守る、非常に難しいかじ取り役だと考えます。

現在の我が国の農業は明らかに衰退しています。私たち日本維新の会は、昭和のままの農政をぶち壊し、農業を成長産業へと変えていく、まさに今がラストチャンスだと考えています。

大臣がこれからやろうとしている新しい農政改革、特に米政策や農協改革についてお聞かせください。

国民が期待しているのは、米全体の価格が下がることです。備蓄米の価格を下げて、ブランド米を含めた米全体の価格を下げるのは容易ではありません。

現在、備蓄米を販売している店は少なく、しかも、数に限りがあり、朝一番に配付される整理券がないと購入できない場合もあります。六月から放出される備蓄米は、随意契約により、特定の流通ルートによって店頭に並ぶとされています。しかし、安い備蓄米には購入希望者が殺到することが予想されます。もし消費者の間で奪い合いになり、欲しくてもなかなか買えない人が続出するようなら、欲しくてもなかなか買えない人が続出するようなら、公平性を欠いた政策運用と言わざるを得ません。

備蓄米は、国民の税金によって確保されてき

た、言わば国民の財産です。本来、備蓄米は全ての国民に公平にその恩恵が届く仕組みであるべきだと考えますが、小泉大臣はいかがお考えですか。また、各家庭に備蓄米を配付するような仕組みがふさわしいと考えましたが、御見解をお伺いいたします。

備蓄米は消費者へのインターネット販売も検討されています。しかしながら、昨今、インターネット上においては、転売や、販売を装った詐欺被害が後を絶ちません。このような中、国が関与する形で備蓄米のネット販売が行われるとなれば、政府がやっているという信頼感を逆手に取った詐欺サイトの出現など、新たな被害の誘発が懸念されます。

こうした詐欺被害の可能性に対し、どのようなリスク認識をお持ちなのか、そして、被害防止のためにどのような対策をしておくつもりか、お聞かせください。

続きまして、法案について質問いたします。食は私たちの生命の維持に欠くことができないもので、良質な食料を適正な価格で入手できないればなりません。そのためには、生産、加工、運送、販売、それぞれの事業者の活躍が欠かせません。

これまで、農業の生産から販売まで、生産者と消費者とをつなぐ法律、食品流通法がありましたが、重要な役割を持つ法律、食品流通法をなぜ改正するのでしょうか。何を換え、我が国の食料の供給に何を起こそうとしているのでしょうか。詳しく御説明ください。

コスト指標について伺います。生産者が農産物を作るのに支払ったコストをきちんと回収するためには、そのコストを数字にして、取引条件の交渉が必要です。農業者、加工業者、流通業者、小売業者が、売る立場、買う立場からコストのデータに基づき、納得のある取引が

実現できると考えます。

今回の法律案には、国認定の団体がコストの指標を作成することになっていますが、品目はどうなるのでしょうか。限定するのか、品目は今後どこまで拡大するのでしょうか、伺います。

これまで、農林水産業者、食品事業者は、長いデフレ経済の中で安売り競争にさらされ、コスト上昇分を販売価格に転嫁できず、経営が悪化してまいりました。これは、我が国の食料自給率が三八%と世界の主要先進国の中でも最低水準だからと考えます。

日本の食生活は約六〇%を海外からの輸入農産物に頼っており、価格は自由競争の中で決まるため、正確な売値に反映されないのではないかと危惧しています。

今回盛り込んだコスト指標の提示の実効性について伺います。一番難しい課題は、消費者への理解です。国民の八割が食品を購入する際、価格を意識するそうです。また、現在、物価高騰の中で安さ重視が強まっています。高い価格ですが、これが適正価格ですと訴えても、理解を得るのは簡単ではありません。農家の苦勞、農産物の価値を消費者に伝えるために、本法案の役割と取組を伺います。

農林水産物・食品の価格高騰の影響についてです。食卓に与える物価高の影響を可視化したカテゴリー別物価は、二年前の一食当たり二百九十八円から、現在は四百七円と四割近く上昇しています。食料品の高騰によって国民が思うように食べ物をおくできない状況は、食料安全保障の問題としても非常に重大です。

大臣は、食料価格の高騰に対してどのような対策をお考えでしょうか。我が党は、食料品の消費税率二年間ゼロ%にすることを提案しています。食料品への消費税減税は国民が望んでいる対策ではないかと考えます。大臣はどのようにお考えでしょうか。

食料を安定して国民に届けるためには、生産現場から輸送が必要です。近年は、トラックの運転手不足、労働時間の規制で、運ぶ力が不安視されています。しかし、食は国民の命です。輸送を途絶えることは許されません。この食品の物流の安定のために、国の取組はどのようにお考えでしょうか、伺います。

現在、世界的な地球温暖化による作物への影響、ウクライナ情勢、世界人口の増加などにより、いつでも簡単に我が国が食料を輸入できる状況ではなくなっています。食品産業に原材料を安定して手に入れてもらうことは重要ですが、これまでのように国産が足りなければ輸入すればよいという考えでは成り立たなくなっています。

これまで以上の農産物の安定的な生産と、食品事業者をしっかりと守っていく体制が必要です。お考えをお聞かせください。
農は国の基です。持てる力を最大限に生かせる農政こそ持続可能な農政であり、全ては国民のため。米の価格を適正な価格に戻すのは通過点です。その後、新しい農政改革を実現できるかどうかの苦しい勝負どころを迎えます。

未来を賭けたレースは既に始まっています。沿道の声にしっかりと耳を傾けながら、最後まで全力で走り抜いていただきたい。そのことを最後に申し上げます、質問といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔国務大臣小泉進次郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(小泉進次郎君) 松野明美議員の御質問にお答えいたします。

今後の農政の方向性についてのお尋ねがありました。我が国の農業は、農業者の減少、高齢化など、様々な課題に直面していることから、平時からの食料安全保障を実現するための将来に向けた投資として、農業の構造転換を集中的に推し進めてい

くことが重要です。米価高騰への対応については、随意契約による備蓄米の売渡し等をスピード感ときめ細やかな目配りを持って取り組んでまいります。

農協については、昨日、J A全中の山野会長始めJ Aグループの幹部の皆様とお会いし、現在進めている随意契約による備蓄米の売渡しについても、消費者の米離れを防ぐためという点で一致し、御理解をいただくことができました。

今後は、農産物を高く売れるマーケットの開拓や輸出拡大などにより一層力を入れていただきたいと考えており、これらの課題に連携して取り組んでまいります。

次に、政府備蓄米を各家庭に配給すべきとの御提案がありました。仮に配給をする場合、全国にあまねく分配することとなれば、分配の計画、物流事業者との調整など、実際に国民の皆様の手が届くまでには大幅な時間が掛かる等の課題があり、スピード感を持ってお届けすることは難しいと考えられます。

次に、政府備蓄米のネット販売における詐欺被害や転売のリスク認識と対策についてのお尋ねがありました。米の価格高騰に便乗した詐欺サイトや転売のリスクを多くの方々が心配していることは承知しています。米に限らず、ネット販売の詐欺被害への防止について、警察庁や消費者庁において詐欺サイトの手口やその対策について情報提供や取締り等が行われているところであり、当省においても被害防止に向けた注意喚起を行ってまいります。

転売に関しては、政府備蓄米の売渡しを行う際には、売渡し相手の事業者に対して転売防止に努めることを契約で定め、転売を防ぐこととしています。また、ネット通販、フリマサイトにおいて転売禁止の対応をされている事業者も確認しております。今後も、転売を防ぐために必要な対応を

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律

検討してまいります。

次に、法改正の理由と狙いについてのお尋ねがありました。現行の食品流通法は、食品の流通の合理化を図るための計画制度を定めるとともに、食品の流通に関する調査等により、取引の適正化を図るものです。

今回、生産から販売に至る食料システム全体での食料の持続的な供給を図るため、計画制度について、流通の合理化だけでなく、農林漁業者との取引の拡大、環境負荷の低減などにも拡充するとともに、取引の適正化について、取引実態の調査に加え、費用を考慮した誠実な協議などの努力義務を定め、指導、助言、勧告、公表などの措置を講ずることにより、一層強化することとしたところです。こうした措置を通じて、食料の持続的な供給を実現し、食料安全保障を強化しようとしています。

次に、品目の指定についてのお尋ねがありました。この法案は、食料全般を対象として持続的な供給を実現しようとしています。特に指定する品目については、生産から販売に至る各段階のコストの指標を公表することとしています。

現在、指定品目の候補として、米、野菜、飲料牛乳、豆腐・納豆の四つの品目を対象に、品目ごとの関係者により、どのようにコスト指標を策定するかなど協議を進めており、引き続き、食料・農業・農村政策審議会の意見も伺って、丁寧に品目指定に向けて取り組んでまいります。

また、その他の品目の指定についても様々な要望をいただいておりますが、まずは、現在協議中の四品目に関して制度運用の土台をしっかりと固めることに注力してまいります。

次に、コスト指標の実効性についてのお尋ねがありました。

この法案では、費用などを示して協議の申出があった場合には誠実に協議するなどの努力義務を定め、必要に応じて指導、助言、勧告、公表などを実施することにより、費用を考慮した取引を促すこととしています。

多くの関係者が活用できるコスト指標は、指定品目ごとに産地などの実情を反映したものであることが重要です。このため、生産、製造、加工、流通、販売の複数の段階の事業者、事業者団体が参画した指標作成団体の下で公正かつ正確なコスト指標を作成することにより、その実効性を高めたいと思います。

次に、消費者の理解についてのお尋ねがありました。

費用を考慮した価格形成を実現していく上では、消費者の理解醸成が何よりも重要です。このため、この法案では、国からの情報発信を積極的に行うほか、生産から販売に至るコスト指標を策定し、消費者の手に届くまでにごだけだけのコストが掛かっているのかを明確にします。さらに、直接消費者と接する食品事業者が生産現場などの実情を分かりやすく伝える取組を後押しすることとしており、これらの措置を通じて消費者理解の醸成に取り組んでまいります。

次に、食料価格の高騰と食料品への消費税減税についてのお尋ねがありました。

我が国の食品価格は欧米に比べ高い上昇率で推移しており、特に、現在の、昨年の二倍にもなっている米価に対して、まずは八月までの緊急的な措置として、今回の随意契約による売渡しを行っています。農林水産省としては、こうした取組を通じてマーケットを落ち着かせるべく努力してまいります。また、消費税の在り方については、農林水産省の所管ではありませんので、答弁は差し控させていただきます。

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

次に、食品の物流の安定についてのお尋ねがありました。

政府では、これまで、物流革新に向けた政策パッケージを取りまとめ、官も民も、物流事業者も荷主事業者も協力して、物流の効率化、安定化に努めてきたところでです。

特に、食品については、産地から消費地までの輸送距離が長いなどの特性があるため、鮮度を保ちつつトラックドライバの負担を軽減できるよう、中継共同物流拠点の整備を進めてきたほか、トラック輸送への集中を分散させるため、船舶、鉄道などへのモーダルシフトを推進してきたところです。

さらに、この法案では、伝票の電子化などのデジタル化、データ連携を始め、様々な流通の合理化の取組に対し長期低利融資などの支援措置を講ずることとしており、食品の物流の効率化、安定化に一層取り組んでまいります。

農産物の安定的な生産と食品業者を守る体制の必要性についてのお尋ねがありました。

農産物の安定的な生産に向けては、人、農地、技術を最大限活用するなど生産基盤の更なる強化を図っていく必要があります。新たな基本計画に基づき、初動五年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、施策の充実強化を図ってまいります。

また、食品事業者については、この法案における農業者と連携して国産原材料の安定調達を図る取組などを支援する計画認定制度などを通じて、その発展に努めてまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 舟山康江君。

(舟山康江君登壇、拍手)

○舟山康江君 国民民主党・新緑風会の舟山康江君です。

ただいま議題となりました両法律案につきまして

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(趣旨説明) て、会派を代表して、関係各大臣に質問をいたします。

法案自体の問題点や課題をただす前に、消費者、そして生産者も含めて、国民全員が小泉新大臣の一手一投足を注視している米価高騰対策について質問します。

問題の原因の的確な特定が、有効な対策の実行には不可欠です。三月の予算委員会以降、何度も指摘をしていますが、私は、昨年夏以降の米価高騰の引き金は供給不足だったと考えます。

これに対して、政府は米価高騰の原因を流通の目詰まりの一言で片付けてきましたが、小泉大臣は、就任前は政府と同じ考えだったのか、また、就任後の現在とはどのようなお考えか、まずはお聞きください。

二十六日の決算委員会で小泉大臣は、需要があれば、備蓄米の在庫六十万トン全てを放出してもいいと答弁しましたが、供給量さえ増やせば米価高騰は解消するという分析をした、つまりは、原因を供給不足と特定した上で、既に三十一万トン放出した今なお供給不足との認識なのか、併せてお答えください。

また、小泉大臣が就任後、備蓄米放出の方法を一般競争入札から随意契約へと方針転換した根拠もお聞きください。

大臣所信では、米については、消費者に安定した価格で提供することが農林水産省の使命だと表明されていますが、安定した価格とは何を指すのでしょうか。低価格ですか、再生産を考慮した持続可能な価格ですか。小泉大臣、お答えください。

一般競争入札から随意契約への変更は、備蓄米放出の目的自体も大きく変えました。当初は、流通の円滑化により高騰し過ぎた価格を鎮静化する方針だったはずですが、流通経費まで国が負担し、低価格で直接大手小売に販売する手法は、国

による価格介入であり、市場をゆがめないのか。あわせて、需給バランスが崩れ、暴落のおそれはないのか。小泉大臣、お聞きください。

この度の随意契約で、受付開始直後から申込みが殺到したのも当然です。六十キロ税込込み一万一千五百五十六円の売渡価格は、精米換算で五キロ千七十円ですから、小売価格二千円でも十分過ぎる利益が見込まれ、余りに好条件という印象ですが、小泉大臣、この売渡価格の設定根拠も教えてください。

本来、不測時の最終手段であるべき備蓄米を全て放出するのは、食料安全保障上も問題です。七年産の備蓄米は当面買入れ禁止の方針も相まって、不測時の備えとして機能しなくなるんじゃないですか。小泉大臣、よもや輸入米を増やせば大丈夫と思っているわけではないですよね。

供給不足の根本的な原因も考える必要があります。ぎりぎりの供給量では、不足の発生や懸念が生じると一気に供給不足となり、市場は混乱します。農業は、自然状況に左右され、工業製品と違い、計画生産は不可能です。加えて、かつては食管制度の下、圧倒的な過剰対策として減反政策が強力に進められてきましたが、稲作はコスト割れの低米価などの厳しい営農環境を背景に急激な担い手減少と高齢化に直面しており、近い将来、米の生産抑制をしなくても需要量が果たして賄えるのかという、私は大いに懸念を持っています。

今回の低価格誘導策とも言える大臣のメッセージが、米農家の生産意欲減退に拍車を掛ける懸念はありませんか。今回の事態を教訓に、むしろ増産を後押しする政策に転換すべきではないのか。小泉大臣に伺います。

改めて、基本法がうたう国内生産の増大を基本に食料の安定供給を図るためには、持続可能な仕組み、すなわち生産者側が再生産できる仕組みが

必要であり、それには所得の確保が欠かせません。 財務大臣の諮問機関、財政制度等審議会は、昨年十一月二十九日の令和七年度予算の編成等に関する建議で、輸入可能なものは輸入し、ほかの課題に財政余力を、さらには、食料自給率の向上を目指した国内生産の底上げは大きな国民負担とも述べています。

世界の食料供給が不安定化する中、何とかして国内生産の増大を図ろうとしている折、加藤大臣も審議会の建議と同じ認識なんでしょうか。国内生産の増大を基本とする基本法の方向性を否定、米も足りなくなれば輸入すればいいとお考えですか。

かつて、FAO、国連食糧農業機関主催の世界の食料安全保障に関するハイレベル会合で、当時の総理自らが、各国が自らの潜在的な資源を最大限活用して農業生産を強化することが重要と表明されています。飢餓人口が最悪のペースで増加する現在、足りなければ輸入すればいいという財政審の発想は、国際社会の一員としても大いに問題で、即刻改めるべきだと考えますが、改めて、加藤大臣の見解をお伺いします。

米にとどまらず、肥料や資材などの生産コスト上昇の一方で、総じて農畜産物価格への転嫁は進まず、経営圧迫を生んでいます。

食料・農業・農村政策審議会の答申でも的確に指摘されているように、国内の農産物・食品価格はほとんど上昇しないまま推移し、消費者も低価格な食料を求めようになる中で安売り競争が常態化し、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることが敬遠する意識が醸成、固定化している現状を受け止めて、再生産可能な価格の実現を図る今回の法案は重要だと考えます。

食品の持続的な供給に向け、まずは商慣行や規格の見直しが必要です。例えば、賞味期限のいわ

ゆる三分の一ルールや生鮮品の厳格な規格は、賞味期限内に廃棄されたり、ちよつとした傷や曲がりて流通に乗らなかつたりと、無駄を生んでいきます。これがコストアップや食品ロス、環境負荷増大につながっている現実を考えると、早急に見直すべきではないでしょうか。小泉大臣の決断を求めます。

その上で、適正な価格形成の在り方を考える必要があります。

本法律案では、指定食料品等を対象にコスト指標を作成し、取引価格へのコスト転嫁を通じて持続的な供給を図るものと理解しています。まずは、米、野菜、飲用牛乳及び豆腐・納豆を想定しているようですが、コスト指標の公平性、客観性が新制度の成否に直結します。地域差や季節的要因、加工方法など、食品特有の諸条件が多岐に混在する中、公平かつ客観的なコスト指標をいかに決定するのか、また、それをどのようなプロセスで適正な価格設定につなげていくのかを、克服すべき課題も含めて、小泉大臣、分かりやすくお聞かせください。

価格転嫁には課題もあります。海外の競合品よりも割高になれば、消費者が安い輸入品に流れかねません。品質や鮮度の差が現れやすく、すみ分けできる生鮮品などとは異なり、今回対象となっている米のほか、小麦、大豆、ソバなどの土地利用型の農作物や長期保存が可能な生乳以外の乳製品の場合、海外との競合に直面しないでしょうか。小泉大臣にお伺いします。

そうなれば、価格低下の圧力にさらされ、再生産が脅かされます。課題解決には政策的に所得を支えることが不可欠であり、これが直接支払制度です。

民主党政権時の戸別所得補償制度は、標準的な生産費と標準的な販売価格の差を補填し、再生産を後押しすることで、まさしく、価格は市場で、

令和七年五月三十日 参議院会議録第二十三号

所得は政策でとの基本理念の下、価格に反映されない多面的な役割を政策的に下支えするものでした。当時、戸別所得補償で米価が下がると大きな批判を呼びましたが、まさに生産者への直接支払支援は消費者利益にも直結し、このことは経済学の分析でも明らかです。

再生産可能な所得を確保するには、適正価格に加え、価格には反映されない農業の価値、役割を貨幣で測り、それを直接支援すべきです。

農業生産以外の多面的機能は、全体で約八兆円、水田及び畑の洪水防止機能で三・五兆円と評価されており、農地を守ることに對する支援を生産振興策と切り離して講ずることは理にかなっていないと思いますが、いかがでしょうか。小泉大臣の見解を求めます。

これこそが生産者、消費者双方にメリットがあり、国土を守る政策であることを強く訴え、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣小泉進次郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉進次郎君) 舟山康江議員の御質問にお答えいたします。

米価高騰の原因についてのお尋ねがありました。六年産米については、生産量が前年より十八万トン増加する中で、集荷業者への生産者の出荷量が三十一万トン減少しました。他方、集荷業者以外への出荷量は前年より四十四万トン増加しました。

この結果、これまで大手集荷業者と取引していた卸、実需者においては、例年とは異なる調達ルートとして、業者間の取引市場からスポット的に高い価格で仕入れることが必要となりました。また、米の不足感が継続する中で、生産者に支払われる概算金が前年と比べて高い中、集荷と卸の間の取引価格、相対取引価格も秋以降、継続し

て上昇してきています。さらに、端境期まで在庫をもたせるため、販売量を抑制する観点から店頭価格を引き上げるといふ動きがあるとも承知しています。これらにより、スーパーなど小売店の価格が高い水準になっていると考えております。次に、米の供給状況についての認識についてのお尋ねがありました。

これまでの入札で三十一万トン売り渡したものの、流通関係者の間では引き続き強い不足感があり、スーパーでの店頭価格は依然として高止まったままです。

六年産の生産量や民間在庫の水準、これまで売り渡した備蓄米の量を踏まえれば、全体として米の供給量は足りていますが、流通関係者や消費者の不足感が払拭されなければ価格は下がらないと考えます。現在、昨年の二倍にもなっている米価は引き下げなければなりません。まずは、八月までの緊急的な措置として、今回の随意契約による売渡しを行い、市場を落ち着かせ、消費者の米離れを防ぐことが重要だと考えます。

次に、備蓄米放出の方法を一般競争から随意契約へと変更したことについてのお尋ねがありました。これまで一般競争入札で行ってききましたが、残念ながら、小売、中食・外食事業者まで流通したのは約一割にとどまっております。備蓄米が広く行き渡らない状況です。このため、消費者の皆様が早く安定した価格で米を提供できるよう、随意契約に切り替える判断をしたものです。

次に、安定した価格とは何を指すかとお尋ねがありました。現在、昨年の二倍にもなっている米価は安定した価格とは言えず、まずは、八月までの緊急的な措置として、今回の随意契約による売渡しを行います。その上で、中長期的には、消費者が納得いく価格水準と、肥料などの生産資材や人件費の上

昇を踏まえてもなお農家の営農継続が可能な価格水準、双方を満たすものでなければならぬと認識しております。

次に、政府備蓄米の随意契約の手法についてのお尋ねがありました。

本来、備蓄は不作時に備え行うものでありますが、米の価格については一年間で昨年の二倍まで上昇しており、迅速に対応しなければ消費者の米離れが進みかねません。このため、今回、安価で安定的な米の供給を図る観点から、八月までの緊急的な措置として、随意契約による政府備蓄米の売渡しを行っているところです。

また、今回販売する政府備蓄米は、四年産、三年産であり、通常、生産者が販売する新米とは評価が大きく異なるものとなっていることに加え、新米が供給される前の八月までに消費者に提供される分であることから、新米の価格に直接影響があるものとは考えていません。

次に、売渡価格の設定根拠についてのお尋ねがありました。

今回販売する備蓄米については、これまで販売していた六年産、五年産三十一万トンとは異なり、通常出回っていない三、四年産であり、備蓄米としての買入れ価格や経年による品質評価等を根拠として今回の価格を設定しております。

次に、不測時への備えについてのお尋ねがありました。

食糧法上、本来、政府備蓄米は、大凶作や大規模な災害などによって生産量が大きく減少した際に国民の皆様へ米を安定的に届けるために常備、備蓄しています。

今回、備蓄米の放出を行っていますが、仮に価格の高止まりが解消され、国が買い戻す環境が整った場合には、備蓄米の放出数量と同数量を買い戻すなど柔軟に対応し、適正備蓄水準を回復していきます。もちろん、輸入米を増やせば大丈夫との考えはありません。

次に、米の増産についてのお尋ねがありました。

七年産の主食用米は、買入れを当面中止している備蓄米と合わせ、百三十三・四万ヘクタールとなっており、昨年から四十万トン増の七百九十九万トンが主食用として供給される見込みです。

中長期的には、新たな食料・農業・農村基本計画では、米全体の生産量について、二〇二三年の七百九十一万トンから、二〇三〇年には八百八十八万トンまで増産させるKPIを設定しています。前向きに米作りを営める施策を推進してまいります。

次に、商慣習の見直しについてのお尋ねがありました。

商慣習の見直しについては、令和三年に、望ましい商慣習の在り方を盛り込んだガイドラインを策定したほか、令和五年から、関係事業者が参画した情報連絡会において見直しを促してきており、適正取引の推進と食品ロス削減の両面から取り組んでまいりました。

さらに、この法案では、商慣習の見直しなどの提案があった場合には、必要な検討、協力を行うことを努力義務とし、必要に応じて指導、助言、勧告、公表などを行うことにより、商慣習の見直しを一層促進していく考えです。

次に、コスト指標についてのお尋ねがありました。

コスト指標については、生産から販売に至る各段階の関係者の間で納得が得られるものとする必要があります。

活用して、費用の考慮について誠実な協議が行われることにより、納得の得られる価格形成を目指しますが、そのためには関係者が十分に協議することが必要です。引き続き、関係者間の協議を粘り強く進めてまいります。

次に、輸入品との競合についてのお尋ねがありました。

輸入品との競合に打ち勝つためには、価格だけではなく、消費者に認められるだけの価値を備えていくことが不可欠です。このため、政府を挙げて取り組んでいる継続的な賃上げと歩調を合わせながら、この法案の計画制度により、生産性や付加価値の向上の取組を促進してまいります。

近年、異常気象や地政学的リスクの高まりにより、世界の食料生産、供給は不安定化しています。食料安全保障を確保していくためには、国内生産を増大することが必要であり、食料システム全体で費用を考慮した取引を促進してまいります。

次に、農地を守ることに對する支援を生産振興策と切り離して講じるについてのお尋ねがありました。

今後の支援の在り方については、新たな食料・農業・農村基本計画に即して、令和九年度に向けた新たな水田政策の在り方を検討していく中で、与野党の垣根を越えて議論を深めてまいります。

(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕
○国務大臣(加藤勝信君) 舟山議員より、財政制度等審議会の建議や米などの輸入についての考えについてのお尋ねがございました。

財政制度等審議会の昨年十一月の建議では、昨年改正された食料・農業・農村基本法において、食料安全保障の確保の手段として国内の農業生産の増大を図ることを基本としつつ、安定的な輸入と備蓄の確保を図るとともに、海外への輸出によ

り食料の供給能力を確保することも明記され、アプローチがより多角的なものとなっている、食料安全保障の確保においては、国内生産の増大を基本とするという新基本法の趣旨を踏まえつつ、各手段を比較較量して進めることが重要などの指摘がなされたところであります。これはあくまで基本法に沿ったものであり、米も足りなくなれば輸入すればいいとの趣旨ではないと認識しております。

財務省としては、食料安全保障を輸入に依存することは適当でないと考えており、米を含めて、先月閣議決定されました食料・農業・農村基本計画に基づき、国内における生産性の向上などを通じて、将来にわたって安定供給が確保できるよう、所管である農林水産省とよく連携してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(関口昌一君) 紙智子君。

(紙智子君登壇、拍手)

○紙智子君 日本共産党の紙智子です。会派を代表して、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律等改正案について質問いたします。

農政の焦点になっている米価の高騰についてお聞きします。

昨年の春先から、米不足が発生していると町のお米屋さんから訴えられました。私は昨年の六月に農水省に備蓄米の放出を求めましたが、米はあると言っただけで済んでしまいました。七月から深刻化しても、新米が出てくれば落ち着くと言いつつ、備蓄米の放出を決めたのは今年に入ってから一月です。それでもスーパーや米穀店に出たのは三月末で、放出量の僅か一%、米価の高止まりは続いたままです。

得ません。小泉農林水産大臣の認識をお聞きします。

新たな政府備蓄米の売渡し方式についてお聞きします。

農林水産大臣は、米価を五キロ二千元に下げると宣言し、競争入札から随意契約に変えて、六月初旬には店頭と並べると発言しました。暮らしが悪化する下で、店頭価格の引下げは国民の願いに込めることであると思います。しかし、米穀店や業者から話を聞くと、疑問や不安が出されました。

一つは、公平感が保たれるかということです。既に入札で政府備蓄米を買った卸や小売店は自分たちでトラックを確保して配送していますが、随意契約の場合、輸送料は国が負担する、物流を無料にするといわれています。不公平をどう克服するのでしょうか。

二つ目は、備蓄米をいかに消費者にスムーズに届けるのかという問題です。通常の物流に新たに備蓄米を流すための物流が必要になりますので、トラックと運転手を確保する必要があります。米のカビ検査や、玄米を精米するための精米機の確保、新たなパッケージ作りが必要となります。こうした新たな負担が生れます。競争入札で購入した場合も含めて、これ支援するべきではありませんか。

三つ目は、随意契約米を二千元で出すことで全体の米価の高騰を抑えることができるのですか。農林水産大臣にお答えいただけます。

同時に、今必要なのは、米価の高騰に苦しむ経済的困窮者、子供食堂やフードバンク、さらには病院、高齢者施設、保育園など、社会福祉施設や学校給食に米を確実に届ける支援を求めます。文科大臣、農林水産大臣、お答えください。

次に、農政の根本問題で農林水産大臣に質問します。

なぜ米価が高止まりしたのでしょか。昨年の夏以来、米の業者は、米不足の不安に駆られ、直接農家の庭先に高値で買い付けに行き、集荷競争が起きました。米価が安定しないのは、流通を自由化した上、米価は市場で決まる、政府は価格に介入しないという考え方に固執したからです。

農業で生活できない状態に追い込んだことも問題です。生産者の年間所得は一万円、時給十円が続きました。農業で生活できないので、二〇一〇年から二〇二〇年に農家戸数は四十六万戸も減少しました。農地もこの十年間で二十六万ヘクタール減少、米の生産量は十年間で百三十五万トンも減少しました。生産者には減反を押し付けて、供給量の不足を招いたことが米価の高騰につながったのではありませんか。

政府の需給見直しにも問題があります。生産者には主食用の米が余らないようにぎりぎりの生産を求め、備蓄もぎりぎりの水準です。今の需給計画では、異常気象、温暖化や経済状況などの影響による僅かな需給の変動で米不足や価格高騰が起ころ、そのことが今明らかになりました。

米をめぐる危機的な状況を打開するには、ぎりぎりの需給計画から、ゆとりある需給計画に変えるべきです。そのためには、米の増産に踏み切るべきです。明言いただきたいと思えます。今の備蓄量は一・八か月分、百万トンです。公的備蓄こそ増やすべきではありませんか。

生産者と消費者が安心してできる政策が必要です。生産者をめぐる状況は厳しいままです。資材費が高騰し、米価が上がっても長年の赤字を埋める水準には至っていません。二千元が独り歩きしないか不安の声が上がっています。生産者にとつて再生産可能な米価が保障され、消費者にとつても負担が重くならないようにするべきです。安定供給と価格の安定は国の役割だと考えます。そのためにも、農家が安心して増産に励めるように価格保

障、所得補償を抜本的に充実すべきです。農業所得に占める補助金の割合は欧米並みに拡充すべきです。農林水産大臣、答弁を求めます。

トランプ関税について聞きます。アメリカは、ミニマムアクセス米の輸入枠の拡大、大豆、トウモロコシなど、輸入拡大を求めていると報道されています。米通商代表部、USTRは、日本に農産物の更なる市場開放を迫っています。日本の農業を犠牲にしてはなりません。江藤拓前農水大臣は、日米貿易協定の交渉が乾いた雑巾を絞るようなものだった、これ以上の輸入自由化はできないと述べました。小泉大臣も同じ認識なのか、お聞きします。

日本政府は、これまで牛肉・オレンジの輸入自由化や米輸入などの圧力に屈して自由化を進めてきました。安心、安全な食料は日本の大地から。圧力に屈せず食料主権を守ることを求めます。法案について、以下、農林水産大臣に質問します。

生産者は、農作物の価格を自分でコントロールできません。高騰する飼料、資材などの生産コストを販売価格に転嫁することを願っています。しかし、本法案は、農家経営の持続性ではなく、食品等の持続的な供給になりました。これで農家経営の持続性は保たれるのでしょうか。

政府が参考にしたというフランスの法律には明記されている農家の労働報酬の保護の文言が、本法案にはありません。昨年、岸田文雄首相は、人件費等のコストに配慮をした価格形成の仕組みの法制化をすると答弁をしました。ならば、そう明記すべきではありませんか。

農作物の買いたたきを防ぐことが必要です。法の文言は、適正な費用ではなく、合理的な費用となっております。これで買いたたきは防げるのでしょうか。生産コストは、品目や時期、地域によって変動

します。生産コストはきめ細かく把握することが必要です。その役割を担う人員、特に減らされ続けた公的統計の人員を増やして体制を強化すべきではありませんか。

一方、加工、流通、販売に係るコストは企業秘密もあつて明らかになりません。流通、販売業者は生産側より相対的に力が強いのが実態です。適正な価格形成を目指すには、法案で設置が明記されたコスト指標作成団体の役割が重要です。高い専門性や独立性を持たせる必要があるのではありませんか。コスト指標作成団体の実効性を確保するためには、変動する生産コストを自動的に販売価格に反映させる仕組みが必要ではありませんか。

以上、お答えください。日本共産党は、生産者に自己責任を迫る新自由主義的農政ではなく、人と環境に優しい農政の転換が必要だと考えます。農業を日本の基幹的産業と位置付け、食料自給率を高め、軍事費の拡大ではなく農業予算を増やすように求めて、質問いたします。(拍手)

(国務大臣小泉進次郎君登壇、拍手)
○国務大臣(小泉進次郎君) 紙智子議員の御質問にお答えいたします。米の現状認識についてお尋ねがありました。令和六年産米の生産量が前年よりも十八万トン多かつた一方、流通の幹となつている集荷業者への出荷数量が三十一万トン減少しました。このため、これまでの入札で三十一万トン売り渡しましたが、残念ながら、流通関係者の間では引き続き強い不足感があり、スーパーでの店頭価格は依然として高止まったままです。

現在、昨年の二倍にもなつている米価は引き下げなければなりません。まずは八月までの緊急的な措置として、スピード感ときめ細やかな目配りを持つて今回の随意契約による売渡しを行い、市場を落ち着かせて、消費者の米離れを防ぐことが重要だと考えています。

次に、備蓄米について、輸送料、精米や物流への課題、米価の高騰への効果、子供食堂等への支援についてのお尋ねがありました。

輸送料については、随意契約による政府備蓄米の売渡しにおいては多数の買受け者がいることから、円滑に倉庫からの出庫、輸送等が行えるよう取り組み、国が一元的に対応しているところではあります。

また、精米や物流への課題に対しては、今週、国土交通大臣や、精米等の機能を持つ卸売業者の団体の方々に私が直接お会いし、スピードいな備蓄米の流通について協力の要請を行つており、よく連携して進めていきます。

さらに、町の米穀店の方々の精米機能も活用いただく観点から、本日から開始の随意契約による売渡しにおいては、町のお米屋さんなどを対象とすることとしています。

米の価格については、まずは八月までの緊急的な措置として、今回の随意契約による売渡しを行い、市場の価格を落ち着かせ、消費者の米離れを防ぐことが重要であることから、スピード感を持つて引き続き対応していきます。

また、子供食堂等への支援については、農林水産省では、子供食堂等に対し、食育を目的として政府備蓄米の無償交付を行つています。さらに、政府備蓄米の売渡しに当たっては、集荷業者、卸売業者、小売業者の方々にも、病院や学校給食等への備蓄米の円滑な供給に配慮いただくようお願いしてきています。

引き続き、こうした施設等への備蓄米の供給については、よく目配りをしながら対応していきたいと考えております。次に、米の増産と公的備蓄の増加についてのお尋ねがありました。

令和七年五月三十日 参議院会議録第二十三号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律

及び卸売市場法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

令和七年五月三十日 参議院会議録第二十三号

七年産の主食用米は、買入れを当面中止している備蓄米と合わせ百三十三・四万ヘクタールとなっており、昨年から四十万トン増の七百九万トンが主食用として供給される見込みです。この百三十三・四万ヘクタールは、過去五年間で最大の生産面積となる見込みです。

さらに、産地に向けて、主食用米の作付けについて前向きになれるメッセージを発信するとともに、消費者の皆様にもこのような増産の見通しをしっかりと伝えていきます。

また、政府備蓄米の備蓄水準については、十年に一度の不作等の事態があっても不足分を補って国産米で一年間供給できる水準として、百万トン程度としています。その水準については、参議院農林水産委員会の決議において「今後検討される新たな水田政策の下においても、米の生産・流通・備蓄政策全般について必要な検証を行うこと。」とされたことを踏まえ、よく検討してまいります。

次に、価格保障、所得補償の抜本的充実と、農業所得に占める補助金の割合を欧米並みに拡充すべきとお尋ねがありました。

各国で比較可能な最新の二〇二一年のデータにおける農業所得に占める直接支払の割合は、日本五七％、EU六三％、アメリカ一二％であり、我が国の直接支払の水準が欧米と比べて低いとは考えておりません。

今後の農業者への支援の在り方やその水準については、新たな食料・農業・農村基本計画に即して、令和九年度に向けた新たな水田政策の在り方を検討していく中で、与野党の垣根を越えて議論を深めてまいります。

次に、日米協議に対するスタンスについて、江藤前大臣と同じかとお尋ねがありました。今後のアメリカとの協議に当たっては、日本の農業、生産者のためにならないものは認められないとの立場で、政府一丸となって取り組んでまい

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律案外一件及び所有権留保契約に関する法律案外一件

ります。その思いは江藤大臣と同じです。次に、法案の目的についてのお尋ねがありました。

生産資材などの価格が高騰する中で、生産、製造、加工、流通、販売、消費の各段階を含め、特定の方にしわ寄せが生じる仕組みでは、食料の持続的な供給、ひいては食料安全保障を確保することはできません。このため、この法案では、農業経営の持続性を目的とするのではなく、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現していくこととしています。

次に、農民の労働報酬の保護についてのお尋ねがありました。

食料の生産から販売の各段階では、人件費のみならず、肥料、飼料などの資材費、光熱費、輸送費などの様々な費用が掛かっています。このため、この法案では、御指摘の農民の労働報酬を特記するのではなく、食料システム全体を通じて、食料の持続的な供給に要する様々な費用を対象とし、これらを考慮した価格形成を促すこととしてい

ます。次に、合理的な費用についてのお尋ねがありました。

この法案では、生産などの段階ごとに着目するのではなく、生産から販売に至る食料システム全体に着目して、食料の持続的な供給を図ることとしています。このため、考慮すべき費用についても、食料システムの関係者が相互に納得する合理的な費用を考慮することとしています。食料の持続的な供給を実現するためには関係者の理解と協調が不可欠であり、誠実な協議を通じて、買いたたきによる一方的な取引を抑止できるものと考えています。

次に、生産コストを把握する体制の強化についてのお尋ねがありました。費用を考慮した価格形成を進めるためには、何よりも消費者の理解が重要であり、消費者の手元

に届くまでにとりだけのコストが掛かっているかを明確にすることが必要です。このため、コスト指標の作成に当たっては、公的統計だけでなく、業界データなど、生産から販売に至る各段階の関係者が把握し得る様々なコスト把握の充実に努めていくこととしています。

なお、生産段階のコスト把握などの統計調査を担う農林水産省の統計職員については、行政機関のスリム化の中で定員合理化が進められてきたところであり、持続的な統計調査の実施のため、統計職員に加え、統計職員のOBや農業者などを専門調査員として確保しており、今後とも、正確な調査結果の提供に努めていく考えです。

次に、コスト指標作成団体の専門性、独立性についてのお尋ねがありました。

コスト指標は、生産から販売に至る多くの関係者が活用するほか、消費者の理解を得る上で重要なものであるため、公正で正確であることが求められます。このため、この法案では、コスト指標作成団体の公正な運営がなされるよう、生産、製造、加工、流通、販売のうち、少なくとも複数の段階の事業者、事業者団体が参画するほか、正確な情報提供を受けられることができるよう、その役員員に対して秘密保持義務を課すこととしています。こうした措置を通じて、コスト指標作成団体の専門性と独立性を確保してまいります。

次に、生産コストを自動的に販売価格に反映させる仕組みについてのお尋ねがありました。農林水産省では、令和五年八月以降、生産、製造、流通、販売、消費などの食料システムの関係者が参画した協議会を開催し、費用を考慮した価格形成について協議してきましたが、関係者からは、価格決定はあくまでも取引当事者間で行うべき、価格が自動的に改定されるような強制的な価格決定方式では需給が考慮されなくなるなどの意見が示されたところです。

こうした意見も踏まえ、この法案では、取引条

件は取引当事者間で決定することとした上で、生産から販売までの各段階で誠実な協議が行われるよう求め、合理的な価格形成を促すこととしています。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇、拍手)
○国務大臣(あべ俊子君) 紙智子議員にお答えいたします。

学校給食に米を届ける支援についてお尋ねがありました。文部科学省では、全国学校給食推進連合会を通じて今般の物価高騰などの影響を聞いたところ、主食である米については、各学校設置者において年間使用量を契約していることが多く、基本的には学校給食に必要な量が確保されていると伺っているところです。

文部科学省としては、現下の食材費の高騰が続く中でも学校給食が安定的に実施されるよう、教育委員会等に対して重点支援地方交付金の積極的な活用を促してきたところであり、引き続き、本交付金の活用を促すなど、学校給食用食材の調達に支障が生じないように努めてまいります。(拍手)
○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

日程第二 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長若松謙維君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

〔若松謙維君登壇、拍手〕

○若松謙維君 たいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案は、金銭債務を担保するため、動産、債権その他の財産を担保の目的とすることを内容とする契約の利用状況に鑑み、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関し、譲渡担保権者及び留保売主等の権利の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行的方法等について定めようとするものであります。

次に、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、同法において定める譲渡担保権等の十分な公示を行うための動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の規定の整備その他関係法律の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、譲渡担保契約等のルールを法律で明文化することによる効果、譲渡担保権の對抗要件の在り方、企業倒産時における労働債権保護の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されており、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

○議長

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 日程第三 航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 長小西洋之君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小西洋之君登壇、拍手〕

○小西洋之君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の航空分野における事故の発生状況、災害時における航空輸送の確保の要請等に鑑み、航空機の航行の安全を確保するため、頻りに離着陸が行われる空港等において離着陸を行うパイロットに対する技能発揮訓練の義務付け、滑走路への誤進入防止に係る事項の空港等の機能確保基準への追加等の措置を講ずるとともに、地

方管理空港に係る滑走路等の応急の災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、滑走路誤進入の防止に向けた具体的な取組内容、空港の機能を適切に維持するための方策、我が国のこれからの航空・空港政策の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

○議長

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 日程第四 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長 三宅伸吾君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔三宅伸吾君登壇、拍手〕

○三宅伸吾君 たいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務の創設、保険会社等による顧客の利益を保護するために必要な体制整備義務の強化、保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与の禁止等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定大規模乗合損害保険代理店に上乗せ義務を追加する意義、損害保険会社と保険代理店との適切な関係の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

令和七年五月三十日 参議院会議録第二十三号

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百二十八
反対 四
よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 関口 昌一君
副議長 長浜 博行君

議員
伊藤 岳君 吉良よし子君
仁比 聡平君 青島 健太君
大門実紀史君 柳ヶ瀬裕文君
岩淵 友君 山添 拓君
串田 誠一君 紙 智子君
井上 哲士君 倉林 明子君
高木かおり君 山下 芳生君
小池 晃君 猪瀬 直樹君
山口 和之君 石井 苗子君
柴田 巧君 金子 道仁君
竹内 真二君 松野 明美君
高橋 次郎君 窪田 哲也君
中条きよし君 安江 伸夫君
高橋 光男君 嘉田由紀子君
下野 六太君 塩田 博昭君
藤巻 健史君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 佐々木さやか君
片山 大介君 杉 久武君
矢倉 克夫君 石井 章君

平木 大作君 新妻 秀規君
豊田 俊郎君 浅田 均君
上田 勇君 若松 謙維君
松沢 成文君 山本 博司君
里見 隆治君 伊藤 孝江君
秋野 公造君 滝波 宏文君
竹谷とし子君 石川 博崇君
谷合 正明君 西田 実仁君
山口那津男君 青木 一彦君
山本佐知子君 吉井 章君
友納 理緒君 長谷川英晴君
寺田 静君 生稲 晃子君
加藤 明良君 小林 一大君
今井絵理子君 赤松 健君
白坂 亜紀君 小川 克巳君
三浦 靖君 岩本 剛人君
加田 裕之君 船橋 利実君
比嘉奈津美君 山田 太郎君
松川 るい君 長峯 誠君
羽生田 俊君 堀井 巖君
舞立 昇治君 滝沢 茂君
柘植 芳文君 阿達 求君
酒井 庸行君 野村 哲郎君
松下 新平君 長谷川 岳君
佐藤 信秋君 古賀友一郎君
高橋 克法君 山谷えり子君
中田 宏君 尾辻 秀久君
野上浩太郎君 三原しゅん子君
神谷 宗賢君 梅村みづほ君
梅村みづほ君 山本 太郎君
山本 太郎君 大野 泰正君
田中 昌史君 若林 洋平君
山本 啓介君 清水 真人君
高橋はるみ君 本田 顕子君

宮崎 雅夫君 藤木 眞也君
星 北斗君 進藤金日子君
自見はなこ君 三宅 伸吾君
こやり隆史君 宮本 周司君
森屋 宏君 上月 良祐君
馬場 成志君 北村 経夫君
大家 敏志君 佐藤 正久君
牧野たかお君 石井 準一君
磯崎 仁彦君 藤川 政人君
古川 俊治君 岡田 直樹君
松山 政司君 武見 敬三君
山本 順三君 末松 信介君
高良 鉄美君 齊藤健一郎君
伊波 洋一君 浜田 聡君
平山佐知子君 藤井 一博君
永井 学君 古庄 玄知君
白井 正一君 越智 俊之君
梶原 大介君 神谷 政幸君
佐藤 啓君 小野田紀美君
朝日健太郎君 青山 繁晴君
山下 雄平君 吉川ゆうみ君
山田 宏君 和田 政宗君
石田 昌宏君 石井 正弘君
赤池 誠章君 江島 潔君
片山さつき君 西田 昌司君
森 まさこ君 山田 俊男君
石井 浩郎君 上野 通子君
松村 祥史君 宮沢 洋一君
有村 治子君 櫻井 充君
鶴保 庸介君 衛藤 晟一君
山崎 正昭君 中曾根弘文君
山東 昭子君 奥村 政佳君
大椿ゆうこ君 村田 亨子君
三上 えり君 水野 素子君
高木 真理君 古賀 千景君
柴 慎一君 横沢 高德君

羽田 次郎君 田島麻衣子君
岸 真紀子君 石垣のりこ君
石川 大我君 井上 義行君
小沢 雅仁君 勝部 賢志君
木戸口英司君 小西 洋之君
杉尾 秀哉君 熊谷 裕人君
徳永 エリ君 渡辺 猛之君
吉川 沙織君 齋藤 嘉隆君
石橋 通宏君 中西 祐介君
川田 龍平君 牧山ひろえ君
田名部匡代君 水岡 俊一君
木村 英子君 橋本 聖子君
青木 愛君 辻元 清美君
福山 哲郎君 福島みずほ君
堂込麻紀子君 竹詰 仁君
鬼木 誠君 田村 まみ君
芳賀 道也君 小沼 巧君
磯崎 哲史君 浜口 誠君
打越さく良君 森屋 隆君
浜野 喜史君 上田 清司君
古賀 之土君 森本 真治君
川合 孝典君 伊藤 孝恵君
野田 国義君 広田 一君
榛葉賀津也君 舟山 康江君
天島 大輔君

国務大臣
法務大臣 鈴木 馨祐君
財務大臣 加藤 勝信君
内閣府特命担当大臣(金融) あべ 俊子君
農林水産大臣 小泉進次郎君
国土交通大臣 中野 洋昌君

副大臣
農林水産副大臣 滝波 宏文君

議長の報告事項
一昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

藤木 眞也君
窪田 哲也君
補欠 藤井 一博君
山本 博司君

総務委員

藤井 一博君
藤川 政人君
里見 隆治君
山本 博司君
補欠 太田 房江君
加田 裕之君
西田 実仁君
河野 義博君

外交防衛委員

若林 洋平君
補欠 橋本 聖子君

財政金融委員

勝部 賢志君
補欠 水岡 俊一君

文教科学委員

江島 潔君
高橋はるみ君
水岡 俊一君
補欠 若林 洋平君
赤池 誠章君
勝部 賢志君

農林水産委員

太田 房江君
河野 義博君
補欠 藤木 眞也君
窪田 哲也君

経済産業委員

岩本 剛人君
長峯 誠君
補欠 浅尾慶一郎君
石井 準一君

国土交通委員

赤池 誠章君
橋本 聖子君
西田 実仁君
補欠 高橋はるみ君
江島 潔君
里見 隆治君

環境委員

石井 準一君
加田 裕之君
補欠 藤川 政人君

決算委員

浅尾慶一郎君
岩本 剛人君
補欠

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
民法の一部を改正する法律案(円より子君外四名提出)(衆第三五号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。
日本学術会議法案(閣法第三六号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
災害対策基本法等の一部を改正する法律案
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。
令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。
国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議

同日議員から次の質問主意書が提出された。
高年齢者雇用安定法Q&Aの改訂に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第二二二号)
自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に関与した可能性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一三二二号)
虐待判定AI及び相談事業AIをめぐる利益誘導に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一三三三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
社会保障制度における生涯純受益額と世代間不均衡に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一二六号)
赤い羽根共同募金の強制徴収が不当寄附勧誘防止法違反となる可能性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一二七号)
「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とする雇用保険法の特例延長措置の憲法適合性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二二八号)
選挙運動期間中における有料インターネット広告の掲載に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二一九号)
CFD取引に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一三〇号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律
災害対策基本法等の一部を改正する法律
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律
同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
災害対策基本法等の一部を改正する法律案
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。
令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
災害対策基本法等の一部を改正する法律案
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

内閣委員

藤井 一博君
山本 博司君
補欠 古庄 玄知君
河野 義博君

総務委員

太田 房江君
加田 裕之君
中西 祐介君
松下 新平君
山田 太郎君
古賀 千景君
河野 義博君
補欠 藤井 一博君
藤川 政人君
福岡 資麿君
末松 信介君
三原じゅん子君
斎藤 嘉隆君
山本 博司君

法務委員

小川 克巳君
古庄 玄知君
福岡 資麿君
補欠 石井 準一君
太田 房江君
中西 祐介君

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

外交防衛委員

橋本 聖子君 補欠 若林 洋平君

松川 るい君 牧野たかお君

財政金融委員

牧野たかお君 松川 るい君

三原じゅん子君 山田 太郎君

水岡 俊一君 勝部 賢志君

横山 信一君 石川 博崇君

小池 晃君 大門実紀史君

文教科学委員

末松 信介君 松下 新平君

若林 洋平君 橋本 聖子君

勝部 賢志君 水岡 俊一君

齋藤 嘉隆君 古賀 千景君

農林水産委員

進藤金日子君 永井 学君

高橋 光男君 竹内 真二君

経済産業委員

石井 準一君 長峯 誠君

宮本 周司君 長谷川 岳君

石川 博崇君 横山 信一君

竹内 真二君 高橋 光男君

国土交通委員

永井 学君 進藤金日子君

長谷川 岳君 宮本 周司君

大門実紀史君 小池 晃君

議長の報告事項 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

環境委員会

理事 小野田紀美君 (小野田紀美君の補欠)

理事 梶原 大介君 (梶原大介君の補欠)

理事 串田 誠一君 (串田誠一君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案(閣法第四三三号)審査報告書

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第四四号)審査報告書

航空法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書

保険業法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)審査報告書

審査報告書

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年五月二十九日 法務委員長 若松 謙維

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金銭債務を担保するため、動産、債権その他の財産(不動産等を除く。)を担保の目的とすることを内容とする契約の利用状況に鑑み、譲渡担保契約及び所有権留保契約に

関し、譲渡担保権者及び留保売主等の権利の内容容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行の方法等

について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証するとともに、その結果を踏まえ、一般債権者保護の実効性向上のための破産財団等への超過分の金銭の組入範囲の在り方や、組入対象財産の保全対策の一層の強化に向けた仕組みの検討を行うこと。また、破産財団等への組入対象財産を確実に保全するための譲渡担保権設定者等による担保請求の円滑な実施に向けた支援など制度の実効性を確保するために必要な措置等を検討すること。併せて、労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、企業の倒産時における労働債権について優先順位の引上げ、未払賃金立替払制度の実効性確保に向けた立替払額の見直し等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ILO第百七十三号条約の早期批准に向けて検討に努めること。

二 動産及び債権譲渡の対抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講ずるとともに、法務局を始めとする

関係行政機関に必要な体制の整備に努めること。

三 本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。

右決議する。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月二十二日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 譲渡担保契約

第一節 譲渡担保契約の効力

第一款 総則

第一目 通則(第三条―第十二条)

第二目 根譲渡担保契約の効力(第十三条―第二十六条)

第二款 動産譲渡担保契約の効力

第一目 総則(第二十七条―第三十九条)

第二目 集合動産譲渡担保契約の効力(第四十条―第四十五条)

第三目 登記又は登録を要する動産についての適用除外(第四十六条)

第三款 債権譲渡担保契約の効力

第一目 総則(第四十七条―第五十二条)

第二目 集合債権譲渡担保契約の効力(第五十三条・第五十四条)

第四款 その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力(第五十五条―第五十八条)

第五款 適用除外(第五十九条)

第二節 譲渡担保権の実行等

第一款 動産譲渡担保権の実行等

第一目 総則(第六十条―第六十五条)

第二目 集合動産譲渡担保権の実行(第六十六条―第七十一条)

第三目 強制執行等の特例(第七十二条―第七十四条)

第四目 動産譲渡担保権の実行のための裁判手続(第七十五条―第九十一条)

第二款 債権譲渡担保権の実行

第一目 総則(第九十二条・第九十三条)

第二目 集合債権譲渡担保権の実行(第九十四条・第九十五条)

第三款 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行(第九十六条)

第三節 破産手続等における譲渡担保権の取扱い(第九十七条―第一百八条)

第三章 所有権留保契約(第九十九条―第一百一十条)

第四章 罰則(第一百二十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 譲渡担保契約及び所有権留保契約の効力、譲渡担保権及び留保所有権の実行、破産手続におけるこれらの権利の取扱い等については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 譲渡担保契約 金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。以下この条、第二十三条第二項、第二十六条第一項第九号及び第五十五条において同じ。)その他の財産(次に掲げるものを除く。)を債権者に譲渡することを内容とする契約(第十六号ロに掲げるものを除く。)をいう。

イ 抵当権の目的とすることができる財産(次に掲げるものを除く。)

(1) 農業動産信用法(昭和八年法律第三十号)第二条第一項に規定する農業用動産(第三十九条第一項から第三項までにおいて「農業用動産」という。)

(2) 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)による登録を受けた自動車(大型特殊自動車で建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二条に規定する建設機械であるものを除く。第三十九条第四項において「登録自動車」という。)

ロ 特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの実施権、商標権及びその使用権、育成者権及びその利用権、特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利並びに防護標章登録に基づく権利

二 譲渡担保財産 譲渡担保契約の目的である財産をいう。

三 譲渡担保権 譲渡担保財産の譲渡を受ける者が譲渡担保契約に基づいて譲渡担保財産について取得する権利をいう。

四 譲渡担保権者 譲渡担保権を有する者をいう。

五 譲渡担保権設定者 譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保財産を譲渡する者(その者が譲渡担保財産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者)をいう。

六 動産譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、動産を目的とするものをいう。

七 譲渡担保動産 動産譲渡担保契約の目的である動産をいう。

八 動産譲渡担保権 譲渡担保動産の譲渡を受ける者が動産譲渡担保契約に基づいて譲渡担保動産について取得する権利をいう。

九 動産譲渡担保権者 動産譲渡担保権を有する者をいう。

十 動産譲渡担保権設定者 動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡する者(その者が譲渡担保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者)をいう。

十一 債権譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、債権を目的とするものをいう。

十二 譲渡担保債権 債権譲渡担保契約の目的である債権をいう。

十三 債権譲渡担保権 譲渡担保債権の譲渡を受ける者が債権譲渡担保契約に基づいて譲渡担保債権について取得する権利をいう。

十四 債権譲渡担保権者 債権譲渡担保権を有する者をいう。

十五 債権譲渡担保権設定者 債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡する者(その者が譲渡担保債権について有する権利を他の者に譲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者)をいう。

十六 所有権留保契約 次に掲げる契約をい

う。

イ 動産抵当権の目的とすることができるもの(第一号イ(1)及び(2)に掲げるものを除く。)を除く。以下同じ。)の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約(ロにおいて「売買契約等」という。)であつて、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該動産の所有権を移転すべき者に留保する旨の定めのあるもの

ロ 売買契約等の当事者のうち当該売買契約等の目的である動産の所有権の移転を受けべき者が、第三者に対し、当該動産の所有権を移転すべき者に対する当該動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該者が、その支払を受けたときに、当該金銭の償還債務その他の金銭債務の担保として、当該第三者に当該動産の所有権を取得させることを約する契約であつて、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの

十七 所有権留保動産 所有権留保契約の目的である動産をいう。

十八 留保所有権 所有権留保動産の所有権を留保する者が所有権留保契約に基づいて所有権留保動産について有する権利をいう。

十九 留保売主等 留保所有権を有する者をいう。

二十 留保買主等 所有権留保契約の当事者のうち、被担保債権に係る債務の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者(その者が所有権留保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者)をいう。

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

第二章 譲渡担保契約

第一節 譲渡担保契約の効力

第一款 総則

第一目 通則

(譲渡担保権の内容)

第三条 譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(譲渡担保権の被担保債権の範囲)

第四条 譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保する。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡)

第五条 譲渡担保権者は、次節の規定による実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができない。

(譲渡担保権設定者の処分権限)

第六条 譲渡担保権設定者は、その有する譲渡担保財産についての権利を第三者に譲渡することができる。

(同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約)

第七条 譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができない。

(譲渡担保権の不可分性)

第八条 譲渡担保権者は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、譲渡担保財産の全部について、譲渡担保権を行使することができる。

(物上代位)

第九条 譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、質貸、滅失又は損傷によって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

2 前項前段の規定に基づいて譲渡担保権者が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であつて、同項後段の規定による差押えの後に對抗要件を備えたものに優先する。

3 譲渡担保権の目的である財産についてその譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は他の譲渡担保権を有する者(以下この項において「劣後担保権者」という。)は、その順位により、譲渡担保権設定者が支払を受けるべき第四十八条第二項(第五十八条において準用する場合を含む。)、第五十九条(第六十条第四項(第九十条第三項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。))以下この条及び第二十六条第一項第五号において同じ。))において準用する場合を含む。(第九十二条において準用する場合を含む。))に規定する処分清算金又は第九十二条第一項後段(第九十六条第一項において準用する場合を含む。))に規定する差額に相当する金銭に対しても、その権利を行使することができる。この場合においては、劣後担保権者は、その払渡しの前に差押えをしなければならない。

(物上保証人の求償権)

第十条 他人の債務を担保するため譲渡担保契約を締結した譲渡担保権設定者は、その債務を弁済し、又は譲渡担保権の実行によって譲渡担保財産を失ったときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

(民法の規定の適用除外等)

第十一条 民法第四百九十六条第一項の規定は、供託によって譲渡担保権が消滅した場合には、適用しない。

2 譲渡担保権は、質権とみなして、民法第五百

十八条の規定を適用する。

(仮登記担保契約に関する法律の規定の適用)

第十二条 譲渡担保権は、質権とみなして、仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)の規定を適用する。

第二目 根譲渡担保契約の効力

(不特定の債権を担保するための譲渡担保契約)

第十三条 譲渡担保契約は、債務者との間に生ずる一定の範囲に属する不特定の債権を担保するために締結することができる。

(根譲渡担保権の被担保債権の範囲)

第十四条 前条の債権を担保するために締結された譲渡担保契約(以下「根譲渡担保契約」という。)に基づく譲渡担保権(以下「根譲渡担保権」という。)を有する者(以下「根譲渡担保権者」という。)は、確定した元本、利息、違約金、根譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、その根譲渡担保権を行使することができる。ただし、根譲渡担保契約において極度額(根譲渡担保権を行使することができる被担保債権の上限の額をいう。以下同じ。)の定めがあるときは、当該極度額を限度とする。

(根譲渡担保権の被担保債権の範囲及び債務者の変更)

第十五条 元本の確定前においては、根譲渡担保権の被担保債権の範囲の変更をすることができる。債務者の変更についても、同様とする。

2 根譲渡担保権の極度額の定めがない場合における前項の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。

(根譲渡担保権の極度額の変更等)

第十六条 根譲渡担保契約の締結後に根譲渡担保権の極度額を定め、又は根譲渡担保権の極度額の変更を要する者の承諾を得なければならない。

(根譲渡担保権の元本確定期日の定め)

第十七条 根譲渡担保権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め、又は変更することができる。

2 前項の期日を定め、又は変更するには、根譲渡担保権に劣後する譲渡担保権を有する者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

3 第一項の期日は、これを定め、又は変更した日から五年以内でなければならない。

(根譲渡担保権の被担保債権の譲渡等)

第十八条 元本の確定前に根譲渡担保権者から債権を取得した者は、その債権について根譲渡担保権を行使することができない。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わつて弁済をした者も、同様とする。

2 元本の確定前に債務の引受けがあつたときは、根譲渡担保権者は、引受人の債務について、その根譲渡担保権を行使することができる。

3 元本の確定前に免責的債務引受けがあつた場合における債権者は、民法第四百七十二條の四第一項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。

4 元本の確定前に債権者の交替による更改があつた場合における更改前の債権者は、第十一条第一項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を更改後の債務に移すことができる。元本の確定前に債務者の交替による更改があつた場合における債権者も、同様とする。

(根譲渡担保権者又は債務者の合併)

第十九条 元本の確定前に根譲渡担保権者について合併があつたときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に取得する債権を担保する。

2 前項の場合において、動産譲渡担保権者が数人あるときは、各動産譲渡担保権者は、同項及び民法第三百三十二条の規定に従ってこれらの者が弁済を受けるべき金額の合計額について、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定による順位に従って弁済を受ける。

(動産譲渡担保権と動産質権との競合)
第三十五条 同一の動産について動産譲渡担保権と動産質権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡についての引渡しと動産質権の設定の前後による。(占有改定で對抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例)

第三十六条 第三十二条及び前条並びに事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第十八条第一項の規定にかかわらず、占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより對抗要件を備えた動産譲渡担保権は、占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し(特例法第三条第一項の規定により引渡しがあったもの)とみなされる場合を含む。を受けることにより對抗要件を備えた動産譲渡担保権若しくは動産質権又は企業価値担保権に劣後する。

2 動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し(特例法第三条第一項の規定により引渡しがあったもの)とみなされる場合を除く。を受けることにより對抗要件を備えたものであっても、その後動産譲渡担保権設定者が当該譲渡担保動産を現に所持して占有したときは、前項の規定の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより對抗要件を備えたものとみなす。

(牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例)
第三十七条 第三十二条及び前二条並びに事業性融資の推進等に関する法律第十八条第一項の規

定にかかわらず、牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権、動産質権又は企業価値担保権に優先する。ただし、動産譲渡担保権者が次に掲げる時のうち最も早いものより後に譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、この限りでない。

一 他の動産譲渡担保権(集合動産譲渡担保権を除く。)の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し(占有改定による場合を除く。)を受けた時

二 他の動産譲渡担保権(集合動産譲渡担保権に限る。)の動産譲渡担保権者が第四十一条第一項の引渡し(占有改定による場合を除く。)を受けた時又は譲渡担保動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時

三 動産質権の設定時
四 譲渡担保動産が事業性融資の推進等に関する法律第六条第八項に規定する担保目的財産に属した時
(転産譲渡担保)
第三十八条 動産譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる。

2 譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡(以下この条において「転動産譲渡担保権の設定」という。)は、特例法で定めるところに従いその登記(当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第三条第一項の規定による譲渡の登記をすることによつてはその譲渡を第三者に對抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての對抗要件。次項において同じ。)を備えなければ、第三者に對抗することができない。

3 動産譲渡担保権者が数人のために二以上の転動産譲渡担保権の設定をしたときは、これらの転動産譲渡担保権の設定を受けた者(以下この

条及び次節において「転動産譲渡担保権者」という。)の権利の順位は、登記の前後による。

4 転動産譲渡担保権の設定は、民法第四百六十七条の規定に従い、動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者、保証人、動産譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができない。

5 動産譲渡担保権の被担保債権の債務者が前項の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、転動産譲渡担保権者の承諾を得ないでした弁済その他の債務を消滅させる事由は、これをもって当該転動産譲渡担保権者に対抗することができない。

6 前項の規定は、動産を目的とする根譲渡担保権について転動産譲渡担保権の設定をした場合において、根譲渡担保権の被担保債権の債務者が元本の確定前にした弁済その他の債務を消滅させる事由については、適用しない。

7 転動産譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転動産譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、第四項の規定による通知があったものとみなす。
(動産譲渡担保権と抵当権との競合)
第三十九条 同一の農業用動産について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく農業用動産の譲渡についての引渡しと抵当権の登記の前後による。

2 前項の規定にかかわらず、占有改定で農業用動産の引渡しを受けることにより對抗要件を備えた動産譲渡担保権は、抵当権に劣後する。
3 農業用動産を目的とする動産譲渡担保権が占

有改定以外の方法で当該農業用動産の引渡し(特例法第三条第一項の規定により引渡しがあったもの)とみなされる場合を除く。を受けることにより對抗要件を備えたものであっても、その後動産譲渡担保権設定者が当該農業用動産を現に所持して占有したときは、前項の規定の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより對抗要件を備えたものとみなす。
4 同一の登録自動車について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、登録の前後による。

第二目 集合動産譲渡担保契約の効力

(特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約)
第四十条 動産譲渡担保契約は、次に掲げる事項を指定することにより、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲(以下「動産特定範囲」という。)によつて特定された動産(以下「特定範囲所属動産」という。)を、一体として、その目的とすることができる。

一 譲渡担保動産の種類
二 譲渡担保動産の所在場所その他の事項
(集合動産譲渡担保権についての對抗要件の特例)
第四十一条 特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約(以下「集合動産譲渡担保契約」という。)に基づく動産譲渡担保権(以下「集合動産譲渡担保権」という。)を有する者(以下「集合動産譲渡担保権者」という。)は、動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けたときは、当該動産特定範囲に将来において属する動産(次項において「特定範囲加入動産」という。)についても、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することを第三者に對抗することができる。

令和七年五月三十日 参議院会議録第二十三号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

2 同一の動産について集合動産譲渡担保権と他の動産譲渡担保権(集合動産譲渡担保権を除く。)又は動産質権とが競合する場合において、当該他の動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権当初設定者(動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡した者をいう。以下同じ。)又は当該動産質権を設定した者がその動産譲渡担保契約の締結又は質権の設定の時点における当該集合動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権設定者以外の者であるときは、特定範囲加入動産についての第三十二条及び第三十五条の規定の適用については、集合動産譲渡担保権者が前項の引渡しを受けた時又は当該特定範囲加入動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時に引渡しを受けたものとみなす。
(集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分)

第四十二条 集合動産譲渡担保契約における動産譲渡担保権設定者(以下「集合動産譲渡担保権設定者」という。)は、動産特定範囲に属する動産の処分をすることができる。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 集合動産譲渡担保権設定者が、集合動産譲渡担保権者を害することを知らずして動産特定範囲に属する動産の処分をし、又は前項に規定する別段の定めによる処分権限の範囲(次項及び第四十四条において「権限範囲」という。)を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をした場合における民法第九十二条の規定の適用については、同条中「善意であり、かつ、過失がない」とあるのは、「善意である」とする。

4 集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知らずして動産特定範囲に属する動産の処分をするおそれがあるとき、又は権限範囲を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をするおそれがあるときは、集合動産譲渡担保権者は、その予防を請求することができる。
(動産の補充等による価値の維持義務)

第四十三条 集合動産譲渡担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、動産特定範囲に属する動産の補充その他の方法によって、特定範囲所属動産の一体としての価値を、集合動産譲渡担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することのないように維持しなければならない。
(集合動産譲渡担保権に基づく物上代位)

第四十四条 第九条第一項の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保権設定者が前条の義務を履行することができることと認められる間は、動産特定範囲に属する動産の売却、賃貸、滅失又は損傷によつて集合動産譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に對し、集合動産譲渡担保権を行使することができる。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知らずして行った行為又は権限範囲を超えて行った行為によつて受けるべき金銭その他の物に對しては、この限りでない。
(動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐害行為取消請求)

第四十五条 集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合には、その動産を目的とする担保の供与があつたものとみなして、民法第四百二十四条の三の規定を適用する。

第三目 登記又は登録を要する動産についての適用除外

第四十六条 第三十一条、第三十五条から第三十七条まで及び前目の規定は、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に對抗することができない動産を目的とする動産譲渡担保契約については、適用しない。

第三款 債権譲渡担保契約の効力

第一目 総則

(混同の特例)

第四十七条 ある債権の債務者が債権譲渡担保契約に基づき当該債権の譲渡を受けた場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。
(譲渡担保債権の第三債務者の弁済等)

第四十八条 第三債務者は、債権譲渡担保契約に基づき債権の譲渡について債権譲渡担保権設定者が民法第四百六十七条第一項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもつて債権譲渡担保権設定者その他の第三者に對抗することができる。この場合において、債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。

2 前項前段の場合において、被担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた利益の価額から被担保債権の額を控除した残額を支払わなければならない。

3 前項の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者(債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡した者をいう。以下この項及び第九十二条第二項にお

いて同じ。)が有していた譲渡担保債権について権利の譲渡を受けた者であるとき(債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。)は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者(当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者)に対する前項の残額の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもつて当該債権譲渡担保権設定者その他の第三者に對抗することができる。

4 譲渡担保債権が金銭債権である場合において、被担保債権についての不履行が生ずる前に当該譲渡担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、債権譲渡担保権は、その供託金について存在する。

5 譲渡担保債権が動産の引渡しを目的とするものである場合において、債権譲渡担保権者が弁済としてその動産の引渡しを受けたときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者との間で、その債権譲渡担保権の被担保債権を担保するため、その動産を目的とする動産譲渡担保契約を締結したものとみなす。この場合においては、第二項及び第九十二条第一項後段の規定は、適用しない。
(債権譲渡担保権の順位)

第四十九条 同一の債権について数個の債権譲渡担保権が互いに競合する場合には、その債権譲渡担保権の順位は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後による。

(債権譲渡担保権の順位の変更)

第五十条 債権譲渡担保権の順位は、各債権譲渡担保権者の合意によつて変更することができる。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じない。

3 第一項の規定による順位の変更は、当該順位の変更及び当該順位の変更につき登記がされたことについて、いずれかの債権譲渡担保権者が第三債務者に登記事項証明書交付して通知をし、又は第三債務者が承諾をしなければ、第三債務者に対抗することができない。
(債権譲渡担保権と債権を目的とする質権との競合)

第五十一条 同一の債権について債権譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、債権譲渡担保権に基づき債権の譲渡についての民法第四百六十七條第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾と質権の設定についての同法第三百六十四條の規定によりその規定に従ふこととされる同項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後による。
(転債権譲渡担保)

第五十二条 債権譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる。

2 第三十八條第二項から第七項までの規定は、譲渡担保契約に基づく債権譲渡担保権の譲渡(次項及び第四項において「転債権譲渡担保権の設定」という。)について準用する。この場合において、同条第二項中「第三條第一項」とあるのは「第四條第一項」と、同条第三項、第五項及び第七項中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転債権譲渡担保権者」と読み替へるものとする。

3 転債権譲渡担保権の設定は、民法第四百六十七條の規定に従い、譲渡担保債権の債務者に通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に対抗することができない。

4 転債権譲渡担保権の設定がされた場合において、転債権譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転債権譲渡担保権の設定を受けた者が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書交付して通知をしたときは、当該債務者について、前項の規定による通知があつたものとみなす。

第二目 集合債権譲渡担保契約の効力
(集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て)
第五十三条 譲渡担保債権の発生日の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することにより将来において属する債権を含むものとして定められた範囲(以下「債権特定範囲」という。)によつて特定された債権(第九十四条において「特定範囲所属債権」という。)を一括して目的とする債権譲渡担保契約(以下「集合債権譲渡担保契約」という。)における債権譲渡担保権設定者(以下「集合債権譲渡担保権設定者」という。)は、集合債権譲渡担保契約に債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる旨の定めがあるときは、当該債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる。

2 前項の規定により集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる場合には、集合債権譲渡担保契約における債権譲渡担保権(以下「集合債権譲渡担保権」という。)を有する者(以下「集合債権譲渡担保権者」という。)が第四十八條第一項前段に規定する弁済その他の債務を消滅させる事由により受けた利益については、同項後段の規定は、適用しない。

第五十四条 第四十三條の規定は、前条第一項の規定により債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる集合債権譲渡担保権設定者について準用する。この場合において、第四十三條中「特定範囲所属動産の一体として」とあるのは「第五十三條第一項に規定する特定範囲所属債権を一括した」と、「集合動産譲渡担保権者」とあるのは「同条第二項に規定する集合債権譲渡担保権者」と読み替へるものとする。

2 第四十五條の規定は、集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合について準用する。
第四款 その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力
第五十五条 同一の他の財産(動産及び債権以外の財産をいう。以下同じ。)について数個の譲渡担保権が互いに競合する場合には、その譲渡担保権の順位は、当該その他の財産の譲渡についての對抗要件を備えた時の前後による。
(その他の財産を目的とする譲渡担保権と質権との競合)

第五十六条 同一の他の財産について譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、当該その他の財産の譲渡についての對抗要件を備えた時と当該質権の設定についての對抗要件を備えた時の前後による。
(その他の財産を目的とする転譲渡担保)

第五十七条 その他の財産を目的とする譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる。

2 第三十八條第二項から第六項までの規定は、譲渡担保契約に基づくその他の財産を目的とする譲渡担保権の譲渡について準用する。この場

合において、同条第二項中「譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡(以下この条において「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「譲渡担保契約に基づくその他の財産(第五十五条に規定するその他の財産をいう。以下この条において同じ。)を目的とする譲渡担保権の譲渡(以下この条において「転譲渡担保権の設定」と、「特例法の定めるところに従いその登記(当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第三條第一項の規定による譲渡の登記をすることによつてはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあつては、当該動産の譲渡についての對抗要件。次項において同じ。)」とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての對抗要件」と、同条第三項中「動産譲渡担保権者」とあるのは「その他の財産を目的とする譲渡担保契約における譲渡担保権者」と、同項並びに同条第四項及び第六項中「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「転譲渡担保権の設定」と、同条第三項中「者(以下この条及び次節において「転動産譲渡担保権者」という。))」とあるのは「者の」と、「登記」とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての對抗要件を備えた時」と、同条第四項中「従い、動産譲渡担保権」とあるのは「従い、その他の財産を目的とする譲渡担保権」と、「動産譲渡担保権設定者」とあるのは「その他の財産を目的とする譲渡担保契約における譲渡担保権設定者」と、同条第五項中「動産譲渡担保権の」とあるのは「その他の財産を目的とする譲渡担保権の」と、「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転譲渡担保権の設定を受けた者」と、同条第六項中「動産」とあるのは「その他の財産」と読み替へるものとする。

3 前項に規定する譲渡担保権の譲渡については、前二項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第五十二条第三項の規定を準用する。

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

者)に対する処分清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。

6 民法第五百三十三条の規定は、処分清算金の支払の債務(第二項第二号の見積額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合のその差額が処分清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。次項において同じ。)と譲渡担保動産の引渡しの際の債務の履行について準用する。

7 動産譲渡担保権設定者は、処分清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができる。

(後順位の動産譲渡担保権者による実行)

第六十二条 後順位の動産譲渡担保権者(他の動産譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者をいう。以下この条及び第七十七条において同じ。)がした帰属清算の通知又は処分清算譲渡は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権(転動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者(転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。)の全員の同意を得なければ、その効力を生じない。

2 後順位の動産譲渡担保権者が前項の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合における前二条の規定の適用については、第六十条第一項及び前条第一項中「当該被担保債権は」とあるのは、「当該動産譲渡担保権及びこれに優先する動産譲渡担保権の各被担保債権は、その順位に従つて」と、第六十条第一項第一号及び第三号中「被担保債権」とあるのは、「各被担保債権」と、同条第四項並びに前条第五項及び第六項中「被担保債権の額」とあるのは、「第一項の各被担保債権の合計額」と、第六十条第五項中

「被担保債権の額」とあるのは「同項の各被担保債権の合計額」と、前条第二項第三号中「被担保債権」とあるのは「前項の各被担保債権」とする。

3 前項に規定する場合において、各動産譲渡担保権の被担保債権の消滅すべき順位又は額について当該各動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者(転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。)間に合意が成立し、かつ、後順位の動産譲渡担保権者が帰属清算時又は処分清算時以前に債務者及び動産譲渡担保権設定者に対してその合意の内容を通知したときは、同項の規定により読み替えて適用する第六十条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、各動産譲渡担保権の被担保債権は、その合意された順位又は額に従つて消滅する。

4 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき(動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。)は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者(当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあつては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者)に対してした前項の規定による通知は、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたものとみなす。

5 第一項の同意をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権の被担保債権で定期限の到来していないものは、第二項の規定により読み替えて適用する第六十条第一項若しくは前条第一項の規定又は第三項の規定の適用については、弁済期が到来したものとみなす。

6 前項の被担保債権が無利息であるときは、帰属清算時又は処分清算時から同項の確定期限まで

での帰属清算時又は処分清算時における法定利率による利息との合算額がその被担保債権の額となるべき元本額をその被担保債権の額とみなす。

(帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務)

第六十三条 動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡に必要な行為をしようとするときは、動産譲渡担保権設定者は、これを拒むことができない。

(動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知)

第六十四条 動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき動産譲渡登記(特例法第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。以下この項において同じ。)がされた動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があり、かつ、譲渡担保動産の引渡し(占有改定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けたとき(譲渡担保動産の引渡しに先立つて帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合にあつては、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき)は、遅滞なく、その時にその動産譲渡登記の競合担保登記目録(特例法第十条の五第三項に規定する競合担保登記目録をいう。)に特定事項(同条第四項に規定する特定事項をいう。)が記録されている他の動産譲渡登記又は所有権留保登記(特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記をいう。)において動産譲渡担保権者又は留保主等として登記されている全ての者(特例法第十条の二第一項第一号に規定する転讓渡担保権者又は特例法第十三条の二第一項において読み替えて準用する特例法第十条の二第一項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者が登記され

ている場合にあつては、当該転讓渡担保権者又は当該留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者を含む。)に対し、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル(特例法第七条第一項に規定する動産譲渡登記ファイルをいう。)上の住所又は事務所宛てて発すれば足りる。

(清算金の支払に関する処分の禁止)

第六十五条 帰属清算金又は処分清算金の支払を目的とする債権については、帰属清算時又は処分清算時までは、譲渡その他の処分をすることができない。

2 帰属清算時又は処分清算時の前にされた帰属清算金又は処分清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由は、これをもって帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は動産譲渡担保権を有する者に対抗することができない。

第二目 集合動産譲渡担保権の実行

(集合動産譲渡担保権の実行)

第六十六条 集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、その旨を集合動産譲渡担保権設定者に通知しなければならない。

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

<p>3 第一項の規定による通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達したときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、第四十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、実行対象動産特定範囲に属する動産(前項の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。)の処分をすることができない。</p> <p>4 第一項の規定による通知が到達した時に実行対象動産特定範囲に属していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されない動産は、当該通知が到達した時に当該実行対象動産特定範囲に属していたものと推定する。</p> <p>5 集合動産譲渡担保権者が、第一項の規定による通知において、その集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲を更に第四十条各号に掲げる事項を指定することにより限定し、その限定された範囲に属する動産についてのみ帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとする旨を示したときは、同項の規定による通知の効力は、その定められた範囲にのみ生ずる。</p> <p>6 第二項の規定に反する特約は、無効とする。</p> <p>(後順位の集合動産譲渡担保権者による実行)</p> <p>第六十七条 複数の集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲が重複するときは、後順位の集合動産譲渡担保権者(その重複する部分につき他の集合動産譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者をいう。以下この条において同じ。)がした前条第一項の規定による通知は、その重複する部分につき当該後順位の集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者(転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。)の全員の同意を得なければ、当該重複する部分については、その効力を生じない。</p>	<p>(通知の撤回)</p> <p>第六十八条 第六十六条第一項の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲に属する動産の全部又は一部について帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間は、集合動産譲渡担保権設定者の承諾を得て、同項の規定による通知を撤回することができる。</p> <p>2 前項の規定による通知の撤回は、当該通知が到達した時に遡ってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。</p> <p>(動産特定範囲に属する動産に対する差押え等)</p> <p>第六十九条 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて次の各号に掲げる行為をしたときは、当該集合動産譲渡担保権は、当該各号に定める動産には及ばない。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とする。</p> <p>一 担保権の実行としての競売による差押え 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該差押えの場所に存することとなった動産</p> <p>二 強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売(以下この号及び次条第一項第二号において「強制執行等」という。)における配当要求 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該配当要求の後に当該強制執行等による差押えの場所に存することとなった動産</p> <p>三 第七十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる保全処分を命ずる決定又は第七十六条第一項の規定による引渡命令の執行 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該執行の場所に存する</p>	<p>うち当該執行の後に当該執行の場所に存することとなった動産</p> <p>2 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて前項各号に掲げる行為をしたときは(同項第二号に掲げる行為をした場合にあつては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知ったときは)、集合動産譲渡担保権設定者は、第四十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち前項各号に規定する場所に存する動産(同項の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。)の処分をすることができない。</p> <p>3 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて第一項各号に掲げる行為をした時(同項第二号に掲げる行為をした場合にあつては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知った時)に当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち同項各号に規定する場所に存していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該行為があつた時(同項第一号に掲げる行為があつた場合にあつては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知った時に)同項各号に規定する場所に存していたものと推定する。</p> <p>4 第一項第一号若しくは第二号に規定する差押え又は同項第三号に規定する執行が取り消されたときは、前三項の規定の適用については、当該差押え又は執行はなかつたものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。</p> <p>5 第一項の規定に反する特約は、無効とする。</p> <p>第七十条 集合動産譲渡担保権は、次の各号に掲げる事由があつたときは、当該各号に定める動産には及ばない。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る</p>	<p>る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とする。</p> <p>一 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する担保権の実行としての競売(集合動産譲渡担保権又は一般の先取特権に基づくものを除く。)による差押え 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該差押えの場所に存することとなった動産</p> <p>二 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする強制執行等における特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権(集合動産譲渡担保権を除く。)に基づく配当要求 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該配当要求の後に当該強制執行等による差押えの場所に存することとなった動産</p> <p>三 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする第七十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる保全処分を命ずる決定(集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。)又は第七十六条第一項の規定による引渡命令(集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。)の執行 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該執行の後に当該執行の場所に存することとなった動産</p> <p>2 前条第二項、第三項、第四項本文及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等)</p> <p>第七十一条 第九条第一項若しくは第三項、第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により、又は民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第百三十九条第一項若しくは第二項若しくは第百四十二条(これらの規定を同法第百九十</p>
--	---	---	---

二条(同法第九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による配当若しくは弁済金の交付により集合動産譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅し、かつ、その消滅した額が次に掲げる額のうちいずれか大きい方の額を超える場合において、集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定(破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六条第一項の規定による破産手続廃止の決定がされた場合を除く。)、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたときは、集合動産譲渡担保権者は、その超える額に相当する金銭(第三項及び第四項において、超過分の金銭)という。)を破産財団、再生債務者財産(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第九十七条第三項において同じ。)、更生会社財産(会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二条第十四項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。以下「更生特例法」という。)第六十九條第十四項に規定する更生会社財産をいう。第九十七条第四項において同じ。)、更生協同組織金融機関財産(更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。第九十七条第四項において同じ。))又は清算株式会社(の財産に組み入れなければならない。ただし、当該集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した日から一年を経過した日以後に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、この限りでない。)

集合動産譲渡担保権(集合動産譲渡担保権が複数ある場合にあつては、その最も優先するもの)の被担保債権の元本の合計額

2 前項の場合において、集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権がその集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した額を限度として、次の各号に定めるところにより、同項の義務を負担する。

一 順位を異にする集合動産譲渡担保権があるときは、劣後する集合動産譲渡担保権に係る集合動産譲渡担保権者が先に負担する。

二 順位を同じくする集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権者が、その集合動産譲渡担保権の被担保債権の額の割合に応じて負担する。

3 集合動産譲渡担保権者は、超過分の金銭の支払について、相殺をもつて債権者に対抗することができない。

4 第一項の場合には、超過分の金銭に相当する金額の被担保債権は、消滅しなかつたものとみなす。

5 集合動産譲渡担保権設定者又はその債権者は、第一項の義務の履行を確保するため必要があるときは、集合動産譲渡担保権者に対して相対的担保を請求することができる。

第三目 強制執行等の特例

(動産譲渡担保権者による配当要求等及び動産競売の申立て)

第七十二条 動産譲渡担保権者による配当要求及び動産譲渡担保権者に対する配当又は弁済金の交付については、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第三百三十三條及び第四百一一条第一項(第四号に係る部分に限る。)(これらの規定を同法第九十二条(同法第九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))以下この項において同じ。))において準用する。

る場合を含む。)並びに同法第四十二条第二項(同法第九十二条において準用する場合を含む。))において準用する同法第九十一条第一項(第四号に係る部分に限る。))の規定を適用する。

2 動産譲渡担保権者による担保権の実行としての競売の申立てについては、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第九十条の規定を適用する。この場合において、同条第一項第三号中「債務者」とあるのは「債務者又は当該動産の所有者(以下この条において「債務者等」という。))と、同条第二項ただし書中「第二百三十三條第二項に規定する場所又は容器」とあるのは「債務者等の住居その他債務者等の占有する場所又は債務者等の占有する金庫その他の容器」と、同条第三項中「債務者」とあるのは「債務者等」とする。

(動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え)

第七十三条 動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者を債務者又は動産の所有者として、譲渡担保動産に対する強制執行又は当該動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権若しくは動産譲渡担保権に基づく担保権の実行としての競売による差押えがあつたときは、民事執行法第三十八條第一項(同法第九十四条において準用する場合を含む。))以下この条において同じ。))に規定する第三者異議の訴えを提起することができる。ただし、その売得金の額が執行費用のうち共益費用であるもの、被担保債権及びこれに優先する債権のうち配当要求があつたものの額の合計額以上となる見込みがあるときは、同項に規定する第三者異議の訴えを提起することができない。

(売却に伴う動産譲渡担保権の消滅)

第七十四条 譲渡担保動産につき強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。))又は企業担保権の実行手続が行われたときは、動産譲渡担保権は、当該譲渡担保動産の売却によつて消滅する。

第四目 動産譲渡担保権の実行のための裁判手続

(動産譲渡担保権の実行のための保全処分)

第七十五条 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、債務者、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者、債務者及び動産譲渡担保権設定者を除く。次項第二号及び第五項において同じ。))が、価格減少行為等(譲渡担保動産の価格を減少させ、又は譲渡担保動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この項において同じ。))をし、又はそのおそれがあるときは、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者(以下この項及び第八十八条において「動産譲渡担保権者等」という。))の申立てにより、当該動産譲渡担保権者等が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分(執行官に、当該保全処分の内容を、譲渡担保動産又はその容器に公示書を貼付する方法、譲渡担保動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法その他の方法により公示させることを内容とする保全処分をいう。以下この条及び第八十八条第一項において同じ。))を命ずることができる。ただし、当該価格減少行為等による価格の減少の程度、引渡しを困難にする程度又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。

一 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、当該価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分(裁判所が必要があると認める場合にあつては、保全処分及び公示保全処分。次号において同じ。))

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

<p>二 次に掲げる事項を内容とする保全処分</p> <p>イ 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、讓渡担保財産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。</p> <p>ロ 執行官に讓渡担保財産の保管をさせること。</p> <p>三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分</p> <p>イ 前号イ及びロに掲げる事項</p> <p>ロ 前号イに規定する者に対し、讓渡担保財産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該讓渡担保財産の使用を許すこと。</p> <p>2 前項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、命ずることができない。</p> <p>一 債務者又は動産讓渡担保権設定者が讓渡担保財産を占有する場合</p> <p>二 讓渡担保財産の占有者の占有の権原が前項の規定による申立てをした者に対抗することができる場合</p> <p>3 裁判所は、申立人が第一項の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から一月以内に次の各号に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この目及び次節において同じ。)を提出しないときは、相手方又は動産讓渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならぬ。</p> <p>一 帰属清算の通知をしたこと。</p> <p>二 処分清算讓渡をしたこと。</p> <p>三 次条第一項に規定する引渡命令の申立てをしたこと。</p> <p>四 民事執行法第九十条第一項に規定する動</p>	<p>産を目的とする担保権の実行としての競売(次項及び次条において「動産競売」という。)の申立てをしたこと。</p> <p>4 前項第三号又は第四号に掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかつたものとみなす。同項第三号の引渡命令又は同項第四号の動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とする。</p> <p>5 裁判所は、讓渡担保財産の占有者に対し第一項の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、その者を審尋しなければならない。</p> <p>6 裁判所が第一項の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができる。ただし、同項第二号に掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、同項の規定による決定をしてはならない。</p> <p>7 事情の変更があつたときは、裁判所は、申立てにより、第一項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>8 第一項、第三項又は前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>9 前項の即時抗告(第一項の申立てについての裁判に対するものに限る。)は、執行停止の効力を有しない。</p> <p>10 第三項又は第七項の規定による決定は、確定しなればその効力を生じない。</p> <p>11 第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。</p> <p>12 前項に規定する決定は、相手方に送達される前であっても、執行することができる。</p>	<p>(動産讓渡担保権の実行のための引渡命令)</p> <p>第七十六条 裁判所は、動産讓渡担保権の被担保権について不履行があつた場合において、動産讓渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算讓渡をするために必要があるときは、当該動産讓渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算讓渡をするまでの間、当該動産讓渡担保権者の申立てにより、担保を立てさせて、動産讓渡担保権設定者又は讓渡担保財産の占有者(動産讓渡担保権設定者を除く。次項及び第七十八条第一項において同じ。)に対し、讓渡担保財産を当該動産讓渡担保権者に引き渡すべき旨を命ずることができる。ただし、当該動産讓渡担保権者に対抗することができる権原により占有しているものと認められる者(債務者を除く。)に対しては、この限りでない。</p> <p>2 裁判所は、前項の規定による決定をする場合において、帰属清算金又は処分清算金が生ずることが見込まれるときは、その担保をも立てさせなければならぬ。ただし、同項の申立てが讓渡担保財産の占有者に対するものであるときは、この限りでない。</p> <p>3 裁判所は、申立人が第一項の規定による決定の告知を受けた日から一月以内に次の各号に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、相手方又は動産讓渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならぬ。</p> <p>一 帰属清算の通知をしたこと。</p> <p>二 処分清算讓渡をしたこと。</p> <p>三 動産競売の申立てをしたこと。</p> <p>4 前項第三号に掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかつたものとみなす。同項の動産競売による差押えが取り消され</p>	<p>た場合も、同様とする。</p> <p>5 裁判所は、第一項の規定による決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。</p> <p>6 第一項又は第三項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>7 第一項又は第三項の規定による決定は、確定しなればその効力を生じない。</p> <p>(後順位)の動産讓渡担保権者による実行のための保全処分等)</p> <p>第七十七条 後順位)の動産讓渡担保権者は、当該後順位)の動産讓渡担保権者が有する動産讓渡担保権に優先する動産讓渡担保権を有する動産讓渡担保権者(転動産讓渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。)の全員の同意を得なければ、第七十五条第一項に規定する保全処分又は前条第一項に規定する引渡命令の申立てをすることができない。</p> <p>(動産讓渡担保権の実行後の引渡命令)</p> <p>第七十八条 裁判所は、帰属清算時又は処分清算時の後、帰属清算の通知若しくは処分清算讓渡をした動産讓渡担保権者又は処分清算讓渡を受けた第三者(以下この項及び次項において「動産讓渡担保権者等」という。)の申立てにより、動産讓渡担保権設定者又は讓渡担保財産の占有者に対し、讓渡担保財産を動産讓渡担保権者等に引き渡すべき旨(第六十条第一項第二号の見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合又は第六十一条第二項第二号の見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合にあっては、それぞれその差額に相当する金銭の支払と引換えに讓渡担保財産を動産讓渡担保権者等に引き渡すべき旨)を命ずることができる。ただし、動産讓渡担保権者等に対抗することができる権原により占有していると認められる者(債務者を除く。)に対しては、この限りでない。</p>
--	--	---	--

3 第一項の引渡命令について同項の決定の相手方以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により譲渡担保財産を占有していること、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができる。

(手続の停止)

第八十九条 第七十六条に規定する手続は、次の各号に掲げるいずれかの文書の提出があったときは、停止しなければならない。

- 一 第七十六条に規定する手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書(裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。次号及び次項において同じ)。
- 二 動産譲渡担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書

2 前項の規定に基づき裁判所に同項各号に規定する裁判に係る記録事項証明書を提出すべき者は、その提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該各号に規定する裁判に係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出したものとみなす。

(民事訴訟法の準用)

第九十条 特別の定めがある場合を除き、この目次に規定する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「譲渡担保契約及び所有

権留保契約に関する法律第八十二条第一項」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第九十一条 この目に定めるもののほか、この目に規定する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二款 債権譲渡担保権の実行

第一目 総則

(債権譲渡担保権者による債権の取立て)

第九十二条 債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があつたときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができる。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた利益の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならない。

2 前項後段の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保債権についての権利の譲渡を受けた者であるとき(債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く)は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者(当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあつては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者)に対する同項後段の差額に相当する金銭の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。

(債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行)

第九十三条 第六十条(第五項及び第六項を除く)、第六十一条(第六項及び第七項を除く)及び第六十五条の規定は、債権譲渡担保権につ

いて準用する。この場合において、第六十条第一項中「経過した時」又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保財産の引渡し(占有改定による場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ)を受けた時のいずれか早い時とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか早い時」とあるのは「いずれか遅い時」と、第六十一条第一項中「経過した時」又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保財産の引渡しを受けた時のいずれか早い時とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時」とあるのは「経過した時」と、第九十二条第一項中「当該動産譲渡担保権者が処分清算譲渡をする前に譲渡担保財産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあつては、帰属清算の通知の時」とあるのは「いずれか遅い時」と、第六十一条第一項中「経過した時」又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保財産の引渡しを受けた時のいずれか早い時とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時」とあるのは「経過した時」と読み替えるものとする。

第二目 集合債権譲渡担保権の実行

(集合債権譲渡担保権の実行)

第九十四条 集合債権譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、集合債権譲渡担保権者が集合債権譲渡担保権設定者に対して特定範囲所属債権について第九十二条第一項前段の規定による取立て、前条において準用する第六十条第一項に規定する帰属清算の通知又は前条において準用する第六十一条第一項に規定する処分清算譲渡をしようとする旨を通知したときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる。ただし、第三債務者にもその旨を通知しなければならない。これをもちて第三債務者に対抗することができる。

(集合債権譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等)

第九十五条 第七十一条の規定は、第九条第一項若しくは第三項、第九十二条第一項前段又は第九十三条において準用する第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅した場合について準用する。この場合において、第七十一条第一項中「その消滅した額」とあるのは「その消滅した額(集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつた場合において、集合債権譲渡担保契約に第七十七条第二項ただし書の別段の定めがあるときにあつては、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定までに消滅した額に限る。）」と、同項及び同条第五項中「集合動産譲渡担保権設定者」とあるのは「集合債権譲渡担保権設定者」と、同条第一項から第三項まで及び第五項中「集合動産譲渡担保権者」とあるのは「集合債権譲渡担保権者」と、同条第一項第一号中「動産」とあるのは「債権(集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつた場合において、集合債権譲渡担保契約に第七十七条第二項ただし書の別段の定めがあるときにあつては、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定までに発生したものに限る。）」と読み替えるものとする。

第三款 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行について

第九十六条 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、前条の規定を準用する。

2 前項の譲渡担保権のうち取引所の相場その他の市場の相場がある商品等を目的とするものについて同項において準用する第九十三条の規定の適用については、同条中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六十条第一項中「経過した時」</p>	<p>第六十条第一項中「帰属清算の通知の日から二週間を経過した時」</p>
<p>(を受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時</p>	<p>(を受けた時のいずれか早い時(帰属清算の通知の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手續の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時</p>
<p>帰属清算の通知の時」とあるのは「いずれか遅い時</p>	<p>帰属清算の通知の時」とあるのは「帰属清算の通知の時」</p>
<p>第六十一条第一項中「経過した時</p>	<p>第六十一条第一項中「次項の規定による通知の日から二週間を経過した時</p>
<p>引渡しを受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時</p>	<p>引渡しを受けた時のいずれか早い時(処分清算譲渡の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手續の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時</p>
<p>処分清算譲渡の時」とあるのは「いずれか遅い時</p>	<p>処分清算譲渡の時」とあるのは「処分清算譲渡の時」</p>

第三節 破産手続等における譲渡担保権の取扱い

(破産手続等における譲渡担保権)

第九十七条 譲渡担保権(破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。)を有する者については、破産法中破産財団に属する財産につき質権を有する者に関する規定(譲渡担保権(動産譲渡担保権を除く。))を有する者にあつては、同法第八十四条第二項から第四項までの規定を除く。)を適用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「とき」とあるのは「とき(譲渡担保契約及び所有

権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第六十条及び第六十一条(これらの規定を同法第九十三条(同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。))の項において同じ。において準用する場合を含む。))の方法による実行をする権利を有するときは含む。))と、同条第二項中「失う」とあるのは「失う。この場合において、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第三号に規定する譲渡担保権(同条第八号に規定する動産譲渡担保権を除く。))を有する者にあつては、同法第九十三条において準用する同法第六十条第一項に規定する帰属清算の通知がされ、かつ、前項の期間の満

了時に当該帰属清算の通知の日から二週間が経過したもののみならずとする。

2 譲渡担保権(破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないものに限る。)を有する者については、破産法中同法第八十二条に規定する質権を有する者に関する規定を準用する。

3 譲渡担保権(再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。)を有する者については、民事再生法中再生債務者財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、同法第三十一条第一項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第三号に規定する譲渡担保権(以下この条において単に「譲渡担保権」という。))と、同条第三項、第四項及び第九項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」とする。

4 譲渡担保権(開始前会社(会社更生法第二条第六項に規定する開始前会社又は更生特例法第六十六条に規定する開始前会社)又は更生特例法第六十九条以下この項及び第百一条第一項において同じ。))若しくは更生会社(会社更生法第二条第七項に規定する更生会社又は更生特例法第六十九条第七項に規定する更生会社をいう。))又は開始前協同組織金融機関(更生特例法第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。))以下この項及び第百一条において同じ。若しくは更生協同組織金融機関(更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。))が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。)を有する者については、会社更生法及び更生特例法中開始前会社の財産若しくは更生会社財産又は開始前協同

組織金融機関の財産若しくは更生協同組織金融機関財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、会社更生法第二十四条第一項(同法第四十四条第二項並びに更生特例法第十九条(更生特例法第三十一条において準用する同項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。))及び第百八十四条(更生特例法第九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。))において準用する場合を含む。))中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第三号に規定する譲渡担保権(第十項において単に「譲渡担保権」という。))と、会社更生法第二十四条第十項(同法第四十四条第二項並びに更生特例法第十九条及び第百八十四条において準用する場合を含む。))中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」とする。

5 譲渡担保権(特別清算開始の命令を受けた清算株式会社(清算開始の命令を受けた清算株式会社)が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。))を有する者については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第二編第九章及び第七編第三章第三節中特別清算開始の命令を受けた清算株式会社(清算開始の命令を受けた清算株式会社)の財産につき質権を有する者に関する規定(譲渡担保権(動産譲渡担保権を除く。))を有する者にあつては、同法第五百三十八条第二項から第四項までの規定を除く。)を適用する。この場合において、同法第五百三十八条第一項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第三号に規定する譲渡担保権(以下この節及び第百九十一条において単に「譲渡担保権」という。))と、同条第三項並びに同法第八百九十一条第一項及び第二項中「債

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

第百条 裁判所が前条第一項の規定による取消しの命令を発した場における民事再生法第九九条の規定の適用については、同条中「この法律」とあるのは、「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)」とする。

2 前条第一項の申立てがあつた場合における民事再生法第十六条及び第十六条の二の規定の適用については、同法第十六条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)と、同法第十六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする。

(更生手続における担保権の実行手続の取消命令)
第百一条 裁判所(更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第三項及び次条第一項において同じ。)は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間において、開始前会社又は開始前協同組織金融機関の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社又は開始前協同組織金融機関(会社更生法第三十条第二項又は更生特例法第二十二條第二項若しくは第百八十七條第二項の規定により保全管理人が選任されている場合にあつては、当該保全管理人の)の申立てにより、担保を立てさせて、第六十六條第一項の規定による通知又は第九十四條本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

2 前項の規定による取消しの命令及び第九十七條第四項の規定により適用する会社更生法第二

十四條第六項(第九十七條第四項の規定により適用する同法第四十四條第二項並びに更生特例法第九十九條(第九十七條第四項の規定により適用する更生特例法第三十一條において準用する会社更生法第四十四條第二項において準用する場合を含む。))及び第百八十四條(第九十七條第四項の規定により適用する更生特例法第九十六條において準用する場合を含む。))において準用する場

合(不動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続に係るものに限る。))は、その発令前にされた第六十條第一項に規定する帰属清算の通知、第六十一條第一項に規定する処分清算譲渡、第九十二條第一項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げない。

3 裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。
4 第一項の規定による取消しの命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告に ついての裁判があつた場合には、その電子裁判書(会社更生法第十三條において準用する民事訴訟法第百二十二條において準用する同法第二百五十三條第二項の規定によりファイルに記録されたもの又は更生特例法第十二條(更生特例法第百七十八條において準用す

る場合を含む。以下この項において同じ。))において準用する民事訴訟法第百二十二條において準用する同法第二百五十二條第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、更生特例法第十二條において準用する民事訴訟法第百二十二條において準用する同法第二百五十三條第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。))を当事者に送達しなければならない。

7 前各項の規定は、更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して会社更生法第四十四條第一項(更生特例法第三十一條及び第百九十六條において準用する場合を含む。))の即時抗告があつた場合について準用する。
8 開始前会社(会社更生法第二條第六項に規定する開始前会社をいう。))が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における同法第十一條の四及び第二十三條の規定の適用については、同法第十一條の四第一号中「第三十九條の二第一項の規定による保全処分」とあるのは「第三十九條の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第百一條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。第二十三條において同じ。))の規定による取消しの命令」と、同法第二十三條中「又は第三十九條の二第一項の規定による保全処分」とあるのは「第三十九條の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第百一條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。第二十三條において同じ。))の規定による取消しの命令」とする。

9 開始前協同組織金融機関が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における更生特例法第十一條及び第十八條の規定の適用については、更生特例法第十一條中「第三十九條の二第一項」とあるのは「第三十九條の二第一項」とする。

10 開始前会社(更生特例法第百六十九條第六項に規定する開始前会社をいう。))が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における更生特例法第百七十七條及び第百八十三條の規定の適用については、更生特例法第百七十七條中「第三十九條の二第一項」とあるのは「第三十九條の二第一項の規定による保全処分」と、「第百九十四條の二第一項」とあるのは「第百九十四條の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第百一條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による取消しの命令」とする。

九條の二第一項の規定による保全処分」と、「第二十九條の二第一項」とあるのは「第二十九條の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第百一條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による取消しの命令」と、更生特例法第十八條中「第三十九條の二第一項」とあるのは「又は第三十九條の二第一項の規定による保全処分」と、「更生特例法第二十九條の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九條の二第一項の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第百一條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による取消しの命令」とする。

10 開始前会社(更生特例法第百六十九條第六項に規定する開始前会社をいう。))が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における更生特例法第百七十七條及び第百八十三條の規定の適用については、更生特例法第百七十七條中「第三十九條の二第一項」とあるのは「第三十九條の二第一項の規定による保全処分」と、「第百九十四條の二第一項」とあるのは「第百九十四條の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第百一條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による取消しの命令」とする。

10 開始前会社(更生特例法第百六十九條第六項に規定する開始前会社をいう。))が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における更生特例法第百七十七條及び第百八十三條の規定の適用については、更生特例法第百七十七條中「第三十九條の二第一項」とあるのは「第三十九條の二第一項の規定による保全処分」と、「第百九十四條の二第一項」とあるのは「第百九十四條の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第百一條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による取消しの命令」とする。

10 開始前会社(更生特例法第百六十九條第六項に規定する開始前会社をいう。))が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における更生特例法第百七十七條及び第百八十三條の規定の適用については、更生特例法第百七十七條中「第三十九條の二第一項」とあるのは「第三十九條の二第一項の規定による保全処分」と、「第百九十四條の二第一項」とあるのは「第百九十四條の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第百一條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による取消しの命令」とする。

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

第十四条	根譲渡担保権	根留保所有権	第二十六条第一項第十号及び第十二号	動産を目的とする根譲渡担保権	根留保所有権
第十五条、第十六条並びに第十七条第一項及び第二項	根譲渡担保権	根留保所有権	第二十六条第二項ただし書	根譲渡担保権	根留保所有権
第十八条	根譲渡担保権を	根留保所有権を	第三十一条第二項	前項	第九十九条第二項
第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第二項	根譲渡担保権は	根留保所有権は	第三十五条	の譲渡	の所有権の留保
第二十一条第一項	その根譲渡担保権	その根留保所有権	第三十六条	第三項第一項	第十三条の二第一項において準用する特例法第三条第一項
第二十一条第二項	その根譲渡担保権	その根留保所有権	第三十七条	牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務	第九十九条第二項に規定する債務を担保する留保所有権は、当該債務
第二十一条第三項	根譲渡担保権に	根留保所有権に	第三十七条第一号及び第二号	集合動産譲渡担保権	集合動産留保所有権
第二十二条	その根譲渡担保権	その根留保所有権	第三十九条第一項	の譲渡	の所有権の留保
第二十三条第一項及び第二十四条	根譲渡担保権を	根留保所有権を	第三十九条第三項	第三条第一項	第十三条の二第一項において準用する特例法第三条第一項
第二十五条第一項	根譲渡担保権	根留保所有権	第四十一条第一項	集合動産譲渡担保権	集合動産留保所有権
第二十六条第一項	、根譲渡担保権	、根留保所有権	第四十一条第二項	集合動産譲渡担保権と	集合動産留保所有権と
第二十六条第一項第三号イ、ロ及びハ	根譲渡担保権が	根留保所有権が	第四十一条第三項	譲渡担保動産を譲渡した者	被担保債権に係る債務の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者
第二十六条第一項第四号及び第六号	根譲渡担保権に	根留保所有権に	第四十四条	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
第二十六条第一項第七号	集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権	集合動産留保所有権である根留保所有権	第六十四条第一項	集合動産譲渡担保権を	集合動産留保所有権を
第二十六条第一項第八号	根譲渡担保権	根留保所有権		の譲渡	の所有権の留保
	集合動産譲渡担保権	集合動産留保所有権		動産譲渡登記(特例法第三条第二項に規定する動産譲渡登記)	所有権留保登記(特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記)
	根譲渡担保権	根留保所有権		その動産譲渡登記	その所有権留保登記

第六十六条第一項	第十條の五第三項	第十三條の二第一項において準用する特例法第十條の五第三項	第七十五條第一項	第三者(以下この項及び第八十八條において「動産讓渡担保権者等」という。)	第三者
第六十六条第二項	同條第四項	特例法第十三條の二第一項において準用する特例法第十條の五第四項	第七十八條第一項	動産讓渡担保権者等が	留保売主等又は処分清算讓渡を受けた第三者
第六十六条第三項	動産讓渡登記又は所有権留保登記(特例法第十三條の二第一項に規定する所有権留保登記をいう。)	動産讓渡登記(特例法第三條第二項に規定する動産讓渡登記をいう。)	第七十八條第二項	動産讓渡担保権者等に	第三者
第六十六条第五項	集合動産讓渡担保権及び当該集合動産讓渡担保権に競合する集合動産讓渡担保権	集合動産留保所有権及び当該集合動産留保所有権に競合する集合動産留保所有権	第八十八條第一項及び第三項	動産讓渡担保権者等	帰属清算の通知若しくは処分清算讓渡をした留保売主等又は処分清算讓渡を受けた第三者
第六十七条	集合動産讓渡担保権に係る	集合動産留保所有権に係る	第九十條	第八十二條第一項	留保売主等又は第三者(処分清算讓渡を受けた者に限る。)
第六十九條第一項	集合動産讓渡担保権に	集合動産留保所有権に	第九十七條第一項	第六十條及び第六十一條(これらの規定を同法第九十三條(同法第九十六條第一項において準用する場合を含む。))次項において同じ。)	留保売主等又は第三者(処分清算讓渡を受けた者に限る。)
第六十九條第二項	集合動産讓渡担保権に	集合動産留保所有権に	第九十七條第三項	第九十七條第三項において単に「讓渡担保権」とする	留保所有権
第六十九條第三項	集合動産讓渡担保権に	集合動産留保所有権に	第九十七條第四項	第九十七條第四項において単に「讓渡担保権」とする	留保所有権
第七十條第一項	集合動産讓渡担保権に	集合動産留保所有権に			
第七十一條第一項第一号	集合動産讓渡担保権(集合動産讓渡担保権)	集合動産留保所有権(集合動産留保所有権)			
第七十一條第二項	集合動産讓渡担保権が	集合動産留保所有権が			
第七十一條第二項第一号	集合動産讓渡担保権に	集合動産留保所有権に			

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号 讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

第九十七条第五項	第二条第三号に規定する譲渡担保権(以下この節及び第八百九十一条において単に「譲渡担保権」と、譲渡担保権」と、	第二条第十八号に規定する留保所有権(以下この節及び第八百九十一条において単に「留保所有権」と、留保所有権」と、
第九十七条第六項	第六十条及び第六十一条(これらの規定を同法第九十三条(同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。))において準用する場合を含む。)	第百十一条第一項において準用する同法第六十条及び第六十一条
第九十八条第一項及び第二項	第二条第三号に規定する譲渡担保権(以下この条において単に「譲渡担保権」とする	第二条第十八号に規定する留保所有権(以下この条において単に「留保所有権」とする
第九十八条第二項	根譲渡担保権	根留保所有権
第九十八条第三項及び第四項	根譲渡担保権	根留保所有権
第九十九条第八項	第二十六条第二項	第百十一条第一項において準用する同法第二十六条第二項
第一百一条第八項	第九十九条第一項	第百十一条第一項において準用する同法第九十九条第一項
第一百一条第九項及び第十項	第一百一条第一項(同条第七項	同法第百十一条第一項において準用する同法第百一条第七項
第百三条第九項	第百一条第一項(同条第七項	第百十一条第一項において準用する同法第百一条第一項(同法第百十一条第一項において準用する同法第百一条第七項
第百三条第一項	第百十一項において準用する同法第百三十一項	第百三十一項において準用する同法第百三十一項

2 第三十八条の規定は、留保所有権を譲渡担保契約の目的とする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡(以下この条において「転産譲渡担保権の譲渡」とあるのは「譲渡担保契約に基づく留保所有権の譲渡(以下この条において「転産譲渡担保権の譲渡」とあるのは「譲渡担保契約に基づく留保所有権の譲渡」とあるのは「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定」と、同条第三項中「者(以下この条及び次節において「転産譲渡担保権者」という。))の」とあるのは「者の」と、同条第五項及び第七項中「転産譲渡担保権者」とあるのは「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」と、同条第六項中「根譲渡担保権」とあるのは「根留保所有権」と読み替えるものとする。

れる場合」と、第三十六条第一項中「第三条第一項」とあるのは「第三条第一項(特例法第十三条の二第二項において準用する場合を含む。))」と、第六十二条第一項及び第三項、第六十七条並びに第七十七条中「転産譲渡担保権者」とあるのは「転産譲渡担保権者及び第百十一条第二項において読み替えて準用する第三十八条第二項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」とする。

第四章 罰則

第百十二条 第七十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に基づき執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日

二 附則第二十五条から第三十七条までの規定 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)の施行の日(以下「民事関係手続等整備法施行日」という。)

(経過措置の原則)

第二条 この法律の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前に締結された譲渡担保契約及び所有権留保契約についても適用する。ただし、施行日前に生じた効力を妨げない。

3 同一の動産について動産譲渡担保権と留保所有権とが競合する場合においては、これを同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合とみなして、第九条第三項、第七条第二項、第二十六条第一項(第六号、第八号及び第十二号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十六条第一項、第三十七条、第四十一条第二項、第六十二条第一項から第三項まで、第六十五条第二項、第六十六条第二項及び第六項、第六十七条、第六十九条第一項及び第五項(第七十条第二項において準用する場合を含む。)、第七十条第一項、第七十一条、第七十三条並びに第七十七条の規定を適用する。この場合において、第三十四条第二項中「前項の場合」とあるのは「前項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定により動産譲渡担保権者及び留保売主等が民法第三百三十条の規定による第一順位の先取特権者」と同一の権利を有することとさ

(根譲渡担保権等の元本確定期日の定めに関する経過措置)

第三条 第十七条第三項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前にされた根譲渡担保権又は第百十一条第一項において読み替えて準用する第十四条に規定する根留保所有権の担保すべき元本の確定すべき期日の定め及び変更については、適用しない。

(牽連性のある金銭債務のみを担保するための動産の譲渡の対抗力に関する経過措置)

第四条 第三十一条第一項の規定は、施行日前に締結された動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡については、適用しない。

(占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権等の順位の特例等に関する経過措置)

第五条 動産譲渡担保権が施行日前に占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものである場合において、施行日から起算して二年を経過する日までの間に当該動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき特例法第三条第二項に規定する動産譲渡登記(この項の適用を受ける譲渡担保である旨を登記原因として記録したものに限る。)がされたときは、当該動産譲渡担保権は、第三十六条第一項及び第三十七条(これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。)並びに第三十九条第二項の規定の適用については、当該引渡しの時に、占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなす。

2 前項の規定は、留保所有権が施行日前に占有改定で所有権留保動産の第百九条第一項の引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものである場合において、施行日から起算して二年を経過する日までの間に当該留保所有権に係る所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保につ

き特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記(この項の適用を受ける所有権留保である旨を登記原因として記録したものに限る。)がされたときについて準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項及び第三十七条(これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。)」並びに第三十九条第二項とあるのは、「第百十一条第一項において準用する第三十六条第一項及び第三十七条(これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。)」並びに第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

(許害行為取消請求に関する経過措置)

第六条 第四十五条(第五十四条第二項及び第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前にされた動産を動産特定範囲に属させる行為及び債権特定範囲に属する債権を発生させる行為については、適用しない。

(集合動産譲渡担保権の実行等に関する経過措置)

第七条 第六十六条第六項及び第六十九条第五項(第七十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(これらの規定を第百十一条第一項において準用する場合及び同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定は、施行日前にされた第六十六条第六項又は第六十九条第五項の特約については、適用しない。

(集合動産譲渡担保権者等による超過分の金銭の組入義務等に関する経過措置)

第八条 第七十一条(第九十五条(第九十六条第一項において準用する場合を含む。))及び第百十一条第一項において準用する場合並びに同条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定は、施行日前に締結された集合動産譲渡担保契

約、集合債権譲渡担保契約、その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び集合動産所有権留保契約(第百十一条第一項において読み替えて準用する第四十一条第一項に規定する集合動産所有権留保契約をいう。附則第十四条第一項において同じ。))については、適用しない。

(配当要求及び動産競売の申立てに関する経過措置)

第九条 第七十二条第一項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前にされた動産譲渡担保権者又は留保売主等による配当要求については、適用しない。

2 第七十二条第二項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前にされた動産譲渡担保権者又は留保売主等による担保権の実行としての競売の申立てについては、適用しない。

(第三者異議の訴えに関する経過措置)

第十条 第七十三条(第百十一条第一項において準用する場合及び同条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定は、施行日前に提起された民事執行法第三十八条第一項(同法第九十四条において準用する場合を含む。)に規定する第三者異議の訴えについては、適用しない。

(売却に伴う動産譲渡担保権等の消滅に関する経過措置)

第十一条 第七十四条(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に開始された強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。))又は企業担保権の実行の事件については、適用しない。

二の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

2 第九十七条第四項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により適用する会社更生法第二十四条及び第二十四条の二(これらの規定を第九十七条第四項の規定により適用する同法第四十四条第二項並びに更生特例法第十九条(第九十七条第四項の規定により適用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。))及び第百八十四条(第九十七条第四項の規定により適用する更生特例法第九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

3 第九十七条第五項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定により適用する会社法第五百十六条、第五百十六条の二及び第百八十九条の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

4 第九十七条第六項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定により適用する外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第二十七条及び第二十七条の二の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

(再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約に関する経過措置)

第十三条 第百五条(第百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同

令和七年五月三十日 参議院会議録第二十三号 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

じ。の規定は、施行日前にされた第百五条の特約については、適用しない。

(破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力等に関する経過措置)

第十四条 第百六条(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に締結された集合動産譲渡担保契約に係る集合動産譲渡担保権及び集合動産所有権留保契約に係る集合動産留保所有権(第百十一条第一項において読み替えて準用する第四十一条第一項に規定する集合動産留保所有権をいう。)については、適用しない。

2 第百七条の規定は、施行日前に締結された集合債権譲渡担保契約に係る集合債権譲渡担保権については、適用しない。

(否認等に関する経過措置)

第十五条 第百八条第一項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定により適用する破産法第六十二条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百五十二条第一項(第三号に係る部分に限る。)、民事再生法第二百七条の三第一項及び第九十条第五項、会社更生法第八十六条の三第一項並びに更生特例法第五十七条の三第一項及び第二百二十三条の三第一項の規定は、施行日前にされた動産を動産特定範囲に属させる行為については、適用しない。

2 第百八条第二項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定により適用する破産法第六十二条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百五十二条第一項(第三号に係る部分に限る。)、民事再生法第二百七条の三第一項及び第九十条第五項、会社更生法第八十六条の三第一項並びに更生特例法第五十七条の三第一項及び第二百二十三条の三第一項の規定は、施行日前にされた債権特定範囲に属する債権を発生させる行為については、適用しない。

(再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等に関する経過措置)

第十六条 第百十条の規定は、施行日前にされた同条の特約については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 施行日から民事関係手続等整備法施行日の前日までの間は、第八十五条及び第九十条(これらの規定を第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十五条第三項	文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この目及び次節において同じ。)	文書
----------	--	----

第七十五条第四項並びに第七十六条第三項及び第四項	文書又は電磁的記録	文書
第八十六条	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する	交付する
第九十九条第七項	電子裁判書(民事再生法第十八条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、民事再生法第十八条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。)	裁判書
第九十九条第八項	民事再生法第十六条の四	民事再生法第十六条
第百条第二項	第十六条の四第一号	第十六条第四項第一号
第百条第二項	第十六条及び第十六条の二	第十六条
同法第十六条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ」と、同法第十六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする	同法第一項中「含む。」とあるのは、「含む」とする	

<p>第百一条第六項(同条第七項(第百一条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)</p>	<p>電子裁判書(会社更生法第十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、会社更生法第十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたもの又は更生特例法第十二条(更生特例法第七十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、更生特例法第十二条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。)</p>	<p>裁判書</p>
<p>第百一条第八項</p>	<p>第十一條の四及び</p>	<p>第十一條及び</p>
<p>第百二条第二項</p>	<p>第十一條の四第一号 第十一條及び第十一條の二 同法第十一條第一項中「同じ。」とあるのは「同じ」とする</p>	<p>第十一條 第十一條第四項第一号 同法第一項中「含む。」とあるのは、「含む」とする</p>
<p>第百二条第三項</p>	<p>及び第十一條の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする</p>	<p>中「この含む</p>
<p>同</p>	<p>及び第十一條の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする</p>	<p>含む</p>

<p>第百三条第七項</p>	<p>と、同法第十一條の二第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」と、更生特例法</p>	<p>と、更生特例法</p>
<p>第百四条第二項</p>	<p>電子裁判書(承認援助法第十五条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、承認援助法第十五条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。)</p>	<p>裁判書</p>
<p>同法第一項及び第四項</p>	<p>と、同法第一項中「民事訴訟法」と、同法第四項中「民事訴訟法」とあるのは「民事訴訟法又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする</p>	<p>同法第一項 と、「民事訴訟法」とする</p>

第十九条 施行日から民事関係手続等整備法施行日の前日までの間の第二章第二節第一款第四目(第百一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する手続(以下「実行のための裁判手続」という。)における期日の呼出し、公示送達、申立てその他の申述、裁判書の作成及び送達並びに民事訴訟法の準用については、次条から附則第二十四条までの規定を適用する。

(期日の呼出し)

第二十条 実行のための裁判手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認められる方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対

し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第二十一条 実行のための裁判手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第二十二條 実行のための裁判手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項

の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第二十三條 実行のための裁判手続に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達書は、当該裁判書の正本によつてする。

(民事訴訟法の準用)

第二十四條 特別の定めがある場合を除き、実行のための裁判手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一

編第五章第四節第三款、第百十一条、同編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十

七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百二十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三條	書類又は電磁的記録 記載又は記録	書類 記載
第百三十三條の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
第百五十一条第二項	当該書面又は電磁的記録 又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	当該書面 その他これに類する書面
第百六十條第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十條第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について

第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
第百六十条第四項ただし書	電子調書	調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(手続費用額の確定手続に関する経過措置)
 第二十五条 第九十条(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法(以下「**準用民事訴訟法**」という。)第七十一条第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される実行のための裁判手続に係る事件(以下「**民事関係手続等整備法施行後事件**」)という。)における実行のための裁判手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。
 (期日の呼出しに関する経過措置)
 第二十六条 準用民事訴訟法第九十四条の規定

は、民事関係手続等整備法施行後事件における期日の呼出しについて適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された実行のための裁判手続に係る事件(以下「**民事関係手続等整備法施行前事件**」)という。)における期日の呼出しについては、なお従前の例による。
 (送達報告書に関する経過措置)
 第二十七条 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における送達報告書の提出について、適用する。
 (公示送達の方法に関する経過措置)
 第二十八条 準用民事訴訟法第百十一条から第百

十三条までの規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における公示送達について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における公示送達については、なお従前の例による。
 (電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)
 第二十九条 準用民事訴訟法第一編第七章の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における附則第二十二條第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後も、なおその効力を有する。
 (釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置)
 第三十条 準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における釈明処分による電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の提出について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。
 (口頭弁論調書に関する経過措置)
 第三十一条 準用民事訴訟法第百六十条の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における口頭弁論調書の作成及び記録並びに口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における口頭弁論調書の作成及び記載並びに口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における口頭弁論調書の更正について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。
 (尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置)
 第三十二条 準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第百二十五条第二項(準用民事訴訟法第二百十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における証人の尋問に代わる書面の提出並びに鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式及び鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。
 (電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置)
 第三十三条 準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。
 (電子決定書の作成に関する経過措置)
 第三十四条 準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における電子決定書(準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。)の作成について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案の整備等に関する法律案

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置)

第三十五条 準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の準用民事訴訟法第六十条第一項に規定する電子調書の記録について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

(事件に関する事項の証明に関する経過措置)

第三十六条 第八十六条(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件に関する事項の証明について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(電子裁判書の送達に関する経過措置)

第三十七条 第九十九条第七項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される再生事件における第九十九条第七項に規定する電子裁判書の送達について適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された再生事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

2 第百一条第六項(同条第七項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。))及び第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される更生事件における第百一条第六項に規定する電子裁判書の送達について適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された更生事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

3 第百三条第七項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される承認援助事件における第百三条第七項に規定する電子裁判書の送達について適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された承認援助事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年五月二十九日

法務委員長 若松 謙維

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、同法において定める譲渡担保権等の十分な公示を行うための動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の規定の整備その他関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証するとともに、その結果を踏まえ、一般債権者保護の実効性向上のための破産財団等への超過分の金銭の組入範囲の在り方や、組入対象財産の保全対策の一層の強化に向けた仕組みの検討を行うこと。また、破産財団等への組入対象財産を確実に保全するための譲渡担保権設定者等による担保請求の円滑な実施に向けた支援など制度の実効性を確保するために必要な措置等を検討すること。併せて、労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、企業の倒産時における労働債権について優先順位に向けた立替払額の見直し等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ILO第百七十三号条約の早期批准に向けて検討に努めること。

二 動産及び債権譲渡の對抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講ずるとともに、法務局を始めとする関係行政機関に必要な体制の整備に努めること。

三 本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。

右決議する。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月二十二日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法明治二十九年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

第三百六十六条第一項中「質権の」の下に「担保する債権について不履行があったときは、その」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、質権者の受けた利益の価額がその担保する債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を質権設定者に支払わなければならない。

第三百六十六条第二項を次のように改める。

2 第三債務者は、質権の設定について第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる第四百六十七条第一項の規定による通知又は承諾がされた時より後に質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって質権設定者その他の第三者に対抗することができない。この場合において、質権者は、自己の債権の弁済期が到来するまでは、

質権設定者に対し、その受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。

第三百六十六条第四項中「目的物が金銭でない」を「目的物の引渡しである」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第三百六十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の債権の」を「債権の目的物が金銭である場合において、その」に、「の弁済期前を」についての不履行が生ずる前」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項前段の場合において、質権者の債権の弁済期が到来したときは、質権者は、質権設定者に対し、その受けた利益の価額から自己の債権の額を控除した残額を支払わなければならない。

第三百七十一条中「その後が生じた」を削り、「果実」の下に「(収取されていないものに限る。)」を加える。

(民法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条の規定による改正後の民法第三百六十六条の規定は、この法律の施行の際現に存する債権を目的とする質権についても適用する。ただし、前条の規定による改正前の民法第三百六十六条の規定により生じた効力を妨げない。

(農業協同組合法の一部改正)

第三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条の三第五項中「第三百九十八条の十」の下に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二十号(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

(医療法及び国民年金法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「及び第二項」の下に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第十九条第三項から第五項まで並びに第二十条第一項及び第二項(これらの規定を同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を、「民法第三百九十八条の九第三項」の下に「及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十九条第三項」を加える。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六十二条の二

二 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第三百七十七条の三の十四

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第一号中「仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第二条第一項(同法第二十条において準用する場合を含む。)」の規定による「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第二条第一項(同法第二十条において準用する場合を含む。)

ロ 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第六

十條第一項又は第六十一条第二項(これらの規定を同法第九十三条(同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。))の規定による通知

(企業担保法の一部改正)

第六条 企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)

の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「又は抵当権」を、「抵当権、譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。))又は留保所有権(同条第十八号に規定する留保所有権をいう。))」に改める。

第七條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項第一号中「仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第二条第一項(所有権移転の効力の制限等)(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)において準用する場合を含む。))の規定による」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第二条第一項(所有権移転の効力の制限等)(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)において準用する場合を含む。))の規定による通知

四 転讓渡担保権の設定等(転動産讓渡担保権の設定、転債權讓渡担保権の設定又は留保所有權を目的とする讓渡担保権の設定をいう。六)において同じ。の登記

五 讓渡担保権の移転による讓渡担保権者の変更、留保所有權の移転による留保所有權を有する者の変更又は質權の移転による質權者の変更の登記

イ 相続又は法人の合併による変更の登記

ロ その他の原因による変更の登記

ロ 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第六

十條第一項(動産讓渡担保権の帰屬清算方式による実行)又は第六十一条第二項(動産讓渡担保権の処分清算方式による実行)(これらの規定を同法第九十三条(債權讓渡担保権の歸屬清算方式又は処分清算方式による実行)(同法第九十六条第一項(その他の財産を目的とする讓渡担保権の実行)において準用する場合を含む。))又は第百十一条第一項(讓渡担保契約の規定の準用等)において準用する場合を含む。))の規定による通知

(登録免許税法の一部改正)

第八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「動産の讓渡又は債權の讓渡若しくは質權の設定の」を「動産及び債權の讓渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の規定による」に改め、同号(一)中「讓渡」の下に「又は所有權の留保」を加え、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)の次に次のように加える。

申請件数	一件につき千円
申請件数	一件につき三千円
申請件数	一件につき七千五百円

(六) 転讓渡担保権者等(転讓渡担保権の設定等を受けた者をいう。以下(六)及び(七)において同じ。)が取得した権利の移転による転讓渡担保権者等の変更の登記	申請件数	一件につき千円
(七) 根讓渡担保権又は根留保所有権の分割讓渡の登記	申請件数	一件につき七千五百円
(八) 讓渡担保権又は留保所有権と他の讓渡担保権又は留保所有権とが競合する旨の登記	申請件数	一件につき千円
(九) 讓渡担保権又は留保所有権の順位の変更の合意の登記	讓渡担保権及び留保所有権の件数	一件につき千円
(十) 讓渡担保権者、留保所有権を有する者若しくは質権者又は転讓渡担保権者等に関する事項の変更の登記(一)から(九)までに掲げるものを除く。)	申請件数	一件につき千円

(預金保険法の一部改正)

第九条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三百三十三条の前の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第一項中「根抵当権を」を「根抵当権等(根抵当権又は讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律、令和七年法律第 号)第十四条に規定する根讓渡担保権(以下この条及び次条第一項において「根讓渡担保権」という。若しくは同法第一百一十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権(以下この条及び次条第一項において「根留保所有権」という。)をいう。以下この条、次条及び附則第十条の三において同じ。)を」に、「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根讓渡担保権設定者(第四項及び第五項において「根讓渡担保権設定者」という。若しくは同法第一百一十一条第一項において読み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保主等(第四項及び第五項において「根留保

買主等)という。)をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)(極度額の定めがない根讓渡担保権又は根留保所有権を讓渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項(同法第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。)の利害関係を有する者(第五項、第六項及び次条第一項において「利害関係者」という。)(二)に改め、同項各号中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第四項中「根抵当権設定者が」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根讓渡担保権に係る根讓渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。)(が」に、「当該根抵当権設定者」を「当該根抵当権設定者等」に改め、同条第六項中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根讓渡担保権又は根留保所有権を讓渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等又は利害関係者)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等(極度額の定めがない根讓渡担保権に係る根讓渡担保権設定者又は極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限り。)(及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項(同法第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等(極度額の定めがない根讓渡担保権又は根留保所有権に限る。)(の讓渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る承継金融機関の合意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。

第三百三十三条の二第一項中「第三百九十八条の十二第二項」の下に「及び讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項(同法第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。)(を加え、「根抵当権(二)を「根抵当権等(二)に改め、「並びに次条第二項及び第三項を削り、「移転根抵当権」を「移転根抵当権等」に、「根抵当権設定者(を「根抵当権設定者等(に、「移転根抵当権設定者」を「移転根抵当権設定者等」に、「移転根抵当権を」を「移転根抵当権等を」に、「民法」に改め、「第三百九十八条の四第一項」の下に「及び讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十五条(同法第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。)(を加え、「おいて、を」おける」に、「移転根抵当権」を「移転根抵当権等」に、「移転根抵当権が」を「移転根抵当権等が」に改め、「合意」の下に「(極度額の定めがない根讓渡担保権又は根留保所有権を讓渡する場合にあつては、

当該合意及び当該移転根抵当権等の讓渡の後に、同項各号に掲げる事項について当該移転根抵当権等が当該移転根抵当権を担保すべきものとする旨の利害関係者の承諾」を加え、同条第二項中「確定前に移転根抵当権」を「確定前に移転根抵当権等」に、「当該移転根抵当権」を「当該移転根抵当権等」に、「移転根抵当権が当該」を「移転根抵当権等が当該」に、「移転根抵当権設定者」を「移転根抵当権設定者等」に、「移転根抵当権」を「移転根抵当権等」に改め、同条第五項中「移転根抵当権が」を「移転根抵当権等が」に、「移転根抵当権」を「移転根抵当権等」に、「移転根抵当権設定者」を「移転根抵当権設定者等」に改め、同条第六項中「移転根抵当権設定者」を「移転根抵当権設定者等」に、「移転根抵当権」を「移転根抵当権等」に改め、同条第七項中「根抵当権」を「根抵当権等」に改める。

第三百三十四条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「移転根抵当権」の下に「同条第一項に規定する移転根抵当権等である根抵当権をいう。次項において同じ。)(を加え、同条第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附則第十条の三の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、「第三百九十八条の十九第二項」の下に「又は讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十五条第二項(同法第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。)(を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一〇の項の上欄に次のように加える。

二 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第七十五条第一項、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による申立て

別表第一の一七の項の上欄ホ中「第三項の規定による申立て」の下に、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第七十五条第三項若しくは第七項若しくは第七十六条第三項の規定による申立て、同法第八十二条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て」を加える。
(森林組合法の一部改正)

第十一条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の五第一項中「第三百九十八条の十一」の下に、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二十条(同法第一百一十一条において準用する場合を含む。第八十八条の七及び第八十八条の十五において同じ。)」を加える。

第八十八条の七及び第八十八条の十五中「第三百九十八条の十一」の下に、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十号」を加える。
(民事執行法の一部改正)

第十二条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二百二十三条に次の二項を加える。

6 執行官は、第一項の差押えをしたときは、遅滞なく、動産執行の申立ての時に債務者を譲渡人又は留保買主等(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二十条に規定する留保買主等をいう。)とする動産譲渡登記(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号。以下この項及び次項において「特例法」という。))第三項第二項に規定する動産譲渡登記をい

令和七年五月三十日 参議院会議録第二十三号

う。)又は所有権留保登記(特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記をいう。))において動産譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第九号に規定する動産譲渡担保権者をいう。))又は留保買主等(同条第十九号に規定する留保買主等をいう。))として登記されている全ての者(特例法第十条の二第一項第一号に規定する転譲渡担保権者又は特例法第十三条の二第一項において読み替えて準用する特例法第十条の二第一項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者が登記されている場合にあつては、当該転譲渡担保権者又は当該留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者を含む。))に対し、その旨を通知しなければならない。

7 前項の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル(特例法第七条第一項に規定する動産譲渡登記ファイルをいう。))上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。
第二百二十四条中「第五項を」第七項に改める。

(民事保全法の一部改正)
第十三条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第四項中「第二百二十三条」の下に「第六項及び第七項を除く。」、第二百二十四条を加え、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第二百二十四条中「第七項」とあるのは、「第五項」と読み替えるものとする。
(保険業法の一部改正)
第十四条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二百七十一条の二の見出し中「根抵当権を

「根抵当権等」に改め、同条第一項中「第五項」を「第六項」に、「根抵当権を」を「根抵当権等(根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第十四条に規定する根譲渡担保権(以下この条において「根譲渡担保権」という。))若しくは同法第一百一十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権(以下この条において「根留保所有権」という。))をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。))を」に、「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根譲渡担保権設定者(第三項及び第四項において「根譲渡担保権設定者」という。))若しくは同法第一百一十一条第一項において読み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保買主等(第三項及び第四項において「根留保買主等」という。))をいう。以下この条において同じ。))の極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項(同法第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。))の利害関係を有する者(第四項及び第五項において「利害関係者」という。))に改め、同項各号中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第三項中「根抵当権設定者が」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。))が」に、「当該根抵当権設定者」を「当該根抵当権設定者等」に改め、同条第五項中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等又は利害関係者)」に改め、同項を同条第

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者又は極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限定。))及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項(同法第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。))の譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る承継保険会社等の合意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。
第二百七十一条の二の二中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。
(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)
第十五条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「及び第二十五条」を「及び第二十四条の二」に改める。

第三百八十条第二項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。
(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)
第十六条 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「譲受人は」を「譲受人(譲渡担保権者(動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者)をいう。以下同じ。)が登記されている場合にあっては、当該譲渡担保権者。次条第一項において同じ。)は、共同して」に改める。

第十条第一項中「こき」の下に「共同して」を加え、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権又は同条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第十条の四第一項及び第十条の五第一項において同じ。)がその担保する金銭債務の全部の履行その他の原因により消滅したこと。

第十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申請は、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあっては、当該第三者の承諾があるときに限り、することができる。

第十条の次に次の六条を加える。

(転讓渡担保権の設定の登記)

第十条の二 転讓渡担保権の設定(讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八条第二項に規定する動産讓渡担保権の設定又は同法第五十二条第二項に規定する債権讓渡担保権の設定をいう。次項及び第十条の七第二項において同じ。)の登記は、申請により、動産讓渡登記に係る動産讓渡登記ファイル又は債権讓渡登記に係る債権讓渡登記ファイル

イルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 転讓渡担保権者(讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八条第三項に規定する動産讓渡担保権者又は同法第五十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第三項に規定する債権讓渡担保権者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)

二 転讓渡担保権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所
三 転讓渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

四 登記の目的
五 登記原因及びその日付
六 登記番号
七 登記の年月日

2 前条第一項(第四号を除く)、第二項及び第三項の規定は、転讓渡担保権の設定の登記に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「讓渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して」とあるのは「次に掲げる事由があるときは」と、同条第三号中「讓渡担保権 讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産讓渡担保権又は同条第十三号に規定する債権讓渡担保権をいう。第十条の四第一項及び第十条の五第一項において同じ。）」とあるのは「転讓渡担保権者(次条第一項第一号に規定する転讓渡担保権者をいう。)が取得した権利」と読み替えるものとする。

(讓渡担保権者等の氏名等の変更の登記)
第十条の三 第七条第六項各号又は第八条第六項各号に掲げる事項に変更があった場合における当該事項についての変更の登記は、讓渡担保権者が単独で申請することができる。

2 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があった場合における当該事項についての変更の登記は、転讓渡担保権者が単独で申請することができる。

3 前二項に規定する登記は、讓渡担保権者等(讓渡担保権者又は転讓渡担保権者をいう。次条において同じ。)が記録された動産讓渡登記に係る動産讓渡登記ファイル又は債権讓渡登記に係る債権讓渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 登記の目的
二 変更後の内容
三 登記原因及びその日付
四 登記番号
五 登記の年月日

第十条の四 讓渡担保権等(讓渡担保権又は転讓渡担保権者が取得した権利をいう。第三項において同じ。)の移転による讓渡担保権者等の変更の登記は、申請により、讓渡担保権者等が記録された動産讓渡登記に係る動産讓渡登記ファイル又は債権讓渡登記に係る債権讓渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 登記の目的
二 変更後の内容
三 登記原因及びその日付
四 登記番号

五 登記の年月日
2 相続又は法人の合併による讓渡担保権者等の変更の登記は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が単独で申請することができる。

3 第十条第一項(第三号及び第四号を除く)、第二項及び第三項の規定は、讓渡担保権等の移転による讓渡担保権者等の変更の登記に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「讓渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して」とあるのは、「次に掲げる事由があるときは」と読み替えるものとする。

(競合担保登記目録等)
第十条の五 讓渡人及び讓渡担保権者は、共同して、その動産讓渡登記又は債権讓渡登記(以下この条において「讓渡担保登記」という。)に係る讓渡担保権と他の動産讓渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権讓渡登記(以下この条において「競合讓渡担保登記等」という。)に係る讓渡担保権等(讓渡担保権又は讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十八条第二号に規定する留保所有権をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)と競合する旨の登記を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、当該讓渡担保登記の讓渡人と当該競合讓渡担保登記等の讓渡人等(讓渡人又は讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十条に規定する留保買主等をいう。以下この項において同じ。)とが異なる場合には、当該競合讓渡担保登記等の讓渡人等の承諾があるときに限り、することができる。

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

<p>3 第一項の規定による申請があつた場合には、登記官は、当該譲渡担保登記及び当該譲渡担保登記等に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに競合担保登記目録を作成しなければならない。ただし、既に競合担保登記目録が作成されているときは、この限りでない。</p> <p>4 第一項に規定する登記は、競合担保登記目録に、次に掲げる事項(以下この項及び次条第三項において「特定事項」という。)を記録することによつて行ふ。ただし、その特定事項が競合担保登記目録に既に記録されているときは、この限りでない。</p> <p>一 譲渡担保登記及び競合譲渡担保登記等の登記番号</p> <p>二 譲渡担保登記及び競合譲渡担保登記等の年月日</p> <p>5 第一項の規定による申請の手續、第三項の規定による競合担保登記目録の作成及び前項の規定による記録に関し必要な事項は、法務省令で定める。</p> <p>(譲渡担保権等の順位の変更の合意の登記)</p> <p>第十条の六 譲渡担保権等の順位の変更の合意の登記は、申請により、競合担保登記目録に、次に掲げる事項を記録することによつて行ふ。</p> <p>一 変更後の譲渡担保権等の順位</p> <p>二 譲渡担保権等の順位の変更について利害関係を有する者の承諾があるときは、その旨並びに承諾をした者の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)</p> <p>三 順位の変更の合意をした譲渡担保権等に係る動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡</p>	<p>譲渡担保契約の登記番号</p> <p>四 登記の目的</p> <p>五 登記原因及びその日付</p> <p>六 登記番号</p> <p>七 登記の年月日</p> <p>2 前項の規定による申請は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十三条第一項(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。)(又は第五十条第一項の規定により順位の変更の合意をした譲渡担保権者又は留保主等(動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記に記録されている者に限る。))が共同してしなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による申請は、順位の変更の合意をした譲渡担保権等に係る動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記の特定事項が同一の競合担保登記目録に記録されている場合に限り、することができる。</p> <p>(根譲渡担保権の分割譲渡の登記)</p> <p>第十条の七 根譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十四条第一項に規定する根譲渡担保権をいう。以下この条において同じ。)(の分割譲渡(同法第二十一条第二項の規定による譲渡をいう。以下この条において同じ。))の登記は、申請により、新たに作成する動産譲渡登記又は債権譲渡登記(以下この項において「分割登記」という。))に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによつて行ふ。</p> <p>一 原登記(分割をする根譲渡担保権についての動産譲渡登記又は債権譲渡登記をい</p>	<p>う。次号及び第三項において同じ。及び分割登記の登記番号</p> <p>二 原登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち法務省令で定めるもの</p> <p>三 分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)</p> <p>四 分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所</p> <p>五 分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号</p> <p>六 登記の目的</p> <p>七 登記原因及びその日付</p> <p>八 登記番号</p> <p>九 登記の年月日</p> <p>2 前項の規定による申請は、譲渡人(転譲渡担保権の設定の登記がされている場合にあっては、譲渡人及び転譲渡担保権者)の承諾があるときに限り、することができる。</p> <p>3 第一項の場合には、登記官は、原登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに、原登記に係る根譲渡担保権の分割譲渡をした旨その他の法務省令で定める事項を記録しなければならない。</p> <p>4 第十条第一項(第三号及び第四号を除く。)(第二項及び第三項の規定は、根譲渡担保権の分割譲渡の登記に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して」とあるのは、「次に掲げる事由があるときは」と読み替へるものとする。</p>	<p>5 前項において準用する第十条第一項(第三号及び第四号を除く。)(第二項及び第三項に定めるもののほか、根譲渡担保権の分割譲渡の登記に係る抹消登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。</p> <p>第十一条第一項中「第七条第二項第五号」を「第七条第二項第六号」に、「及び前条第三項第二号」を、「第十条第四項第二号及び第十条の六第一項第二号」に改める。</p> <p>第十二条第二項中「又は」を「(第十条の七第一項の規定により新たに作成されたものを含む。)(又はこれらの登記に係る)」に改める。</p> <p>第十三条の次に次の一条を加える。</p> <p>(動産の所有権の留保への準用)</p> <p>第十三条の二 第三条第一項及び第三項並びに第七条(第四項及び第五項を除く。)(の規定並びに第五条、第六条及び第九条から前条まで(第十条の六を除く。))の規定中動産の譲渡に係る部分は法人を留保買主等(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第二十号に規定する留保買主等をいう。以下この項において同じ。)(とする所有権留保契約(同条第十六号に規定する所有権留保契約をいう。以下この条において同じ。))に基づき動産の所有権の留保がされた場合において当該動産の所有権の留保につき動産譲渡登記ファイルに記録された動産の所有権の留保の登記(以下この条及び第十五条第一項において「所有権留保登記」という。))について、第三条第二項の規定は代理人によつて占有されている動産の所有権の留保につき当該動産の所有権の留保に係るこの項において準用する第十条第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいて所有権留保登記の抹消登記がされ、その留保買主等として登記されている者が当該代</p>
--	---	--	--

理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(第十条の五第二項を除く。)中「動産の譲渡」とあるのは「動産の所有権の留保」と、「譲渡人」とあるのは「留保買

主等」と、「譲渡に係る動産」とあるのは「所有権の留保の目的とされた動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	法人が	法人を留保買主等(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第二十号に規定する留保買主等をいう。以下同じ。)とする所有権留保契約(同条第十六号に規定する所有権留保契約をいう。)に基づき
第三条第二項	を譲渡した	の所有権の留保がされた
第三条第三項	譲渡の登記	所有権の留保の登記
第三条第三項	民法第百七十八条	同法第百九条第一項
第三条第二項	譲受人	留保買主等
第三条第三項	前二項	第一項
第五条第一項	動産譲渡登記	第一項に規定する登記(以下「所有権留保登記」という。)
第五条第一項	動産譲渡登記	所有権留保登記
第五条第二項及び第六条	動産譲渡登記	第七条(第四項及び第五項を除く。)、第九条から第十一条まで(第十条の六を除く。)、第十二条第二項及び第十三条の二第三項
第六条第一号	第七条から第十一条まで及び第十二条第二項	第七条(第四項及び第五項を除く。)、第九条から第十一条まで(第十条の六を除く。)、第十二条第二項及び第十三条の二第三項

第七条の見出し	動産譲渡登記	所有権留保登記
第七条第二項	動産譲渡登記は	所有権留保登記は
第七条第二項第二号	譲受人	当初留保売主等(留保売主等(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十九号に規定する留保売主等をいう。以下同じ。))であって、動産譲渡登記ファイルに最初に記録されるものをいう。以下この項において同じ。)
第七条第二項第三号及び第四号	譲受人	当初留保売主等
第七条第二項第五号及び第七号	動産譲渡登記	所有権留保登記
第七条第六項	登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記	所有権留保登記
第七条第六項各号	動産譲渡担保権者	留保売主等
第九条第一項	譲受人(譲渡担保権者(動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。))が登記されている場合にあつては、当該譲渡担保権者。次条第一項において同じ。)	留保売主等
第九条第二項	動産譲渡登記	所有権留保登記
第九条第二項	当該動産譲渡登記	当該所有権留保登記
第十条第一項	譲受人	留保売主等
第十条第一項	動産譲渡登記	所有権留保登記
第十条第一項第三号	譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権	留保所有権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十八号に規定する留保所有権
第十条第三項	当該動産譲渡登記	当該所有権留保登記
第十条第四項	動産譲渡登記	所有権留保登記

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

第十条の二の見出し	譲渡担保権の設定	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定	第十条の三の見出し	譲渡担保権者等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の二第一項	譲渡担保権の設定	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定	第十条の三第一項	譲渡担保権者	留保売主等
第三十八条第二項	第三十八条第二項	第百十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第二項	第十条の三第二項	譲渡担保権者	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
譲渡担保権の設定	譲渡担保権の設定	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定	第十条の三第三項	譲渡担保権者等(譲渡担保権者又は譲渡担保権者をいう。次条において同じ。)	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
次項及び第十条の七第二項において	次項及び第十条の七第二項において	以下	第十条の四の見出し	譲渡担保権等	留保所有権等
動産譲渡登記に	動産譲渡登記に	所有権留保登記に	第十条の四第一項	譲渡担保権等	留保所有権等
譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八条第三項に規定する動産譲渡担保権者又は同法第五十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第三項に規定する転債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。)	譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八条第三項に規定する動産譲渡担保権者又は同法第五十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第三項に規定する転債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。)	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者	譲渡担保権又は転譲渡担保権者	譲渡担保権者等	留保所有権又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
譲渡担保権者	譲渡担保権者	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者	譲渡担保権等	譲渡担保権者等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
譲渡担保権の設定	譲渡担保権の設定	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定	動産譲渡登記に	譲渡担保権者等	所有権留保登記に
譲受人	譲受人	留保売主等	第十条の四第二項	譲渡担保権者等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権)	譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権)	留保所有権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十八号に規定する留保所有権)	譲渡担保権等	譲渡担保権者等	留保所有権等
譲渡担保権者(次条第一項第一号に規定する譲渡担保権者をいう。)	譲渡担保権者(次条第一項第一号に規定する譲渡担保権者をいう。)	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定(次条第一項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定をいう)を受けた者	譲渡担保権者等	譲渡担保権者等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者

第十條の五第一項	譲渡担保権者 動産譲渡登記又は債権譲渡登記 (以下この条において「譲渡担保登記」という。)	留保売主等 所有権留保登記
第十條の五第二項	譲渡担保権と 当該譲渡担保登記 譲渡人と	留保所有権と その所有権留保登記 留保買主等と
第十條の五第三項	当該譲渡担保登記	その所有権留保登記
第十條の五第四項各号	譲渡担保登記	所有権留保登記
第十條の七の見出し	根譲渡担保権	根留保所有権
第十條の七第一項	根譲渡担保権	根留保所有権
第十四條第一項	第十四條第一項	第百十一條第一項において読み替えて準用する同法第十四條第一項
第二十一條第二項	第二十一條第二項	第百十一條第一項において準用する同法第二十一條第二項
動産譲渡登記又は	動産譲渡登記又は	所有権留保登記又は
第十條の七第二項	転譲渡担保権の設定	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
第十條の七第三項	転譲渡担保権者	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十條の七第四項	根譲渡担保権	根留保所有権
第十條の七第五項	根譲渡担保権	根留保所有権
第十條の七第五項第一号	譲受人	留保売主等
第十條の七第五項第二号	譲受人	留保買主等
第十二條第二項	動産譲渡登記	所有権留保登記

第四條第一項	譲渡の登記 債権の債務者 第四百六十七條	質権の設定の登記 質権の目的とされた債権の債務者 第三百六十四條の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條
第四條第二項	債権譲渡登記 その譲渡 譲受人	質権の設定 その質権の設定 質権者
第四條第四項	債権の債務者 債権の譲渡に係る第十條第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記	質権の目的とされた債権の債務者 質権の設定に係る第十條第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいてされた質権設定登記

2 第七條第四項の規定は動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として譲受人が所有権留保契約(譲渡担保契約及び所有権留保契約)に関する法律第九條第二項に規定する債務のみを担保するものを除く。以下この項において同じ。)に基づき所有権の留保をし当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に所有権留保登記がされた場合における当該動産譲渡登記の存続期間について、第七條第五項の規定は動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として譲受人が所有権留保契約に基づき所有権の留保をし当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に同法第九條第一項の引渡しが行われた場合(前項において読み替えて準用する第三條第一項の規定により同法第九條第一項の引渡しがあったものとみなされる場合を除く。)における当該動産譲渡登記の存続期間について、それぞれ準用する。

3 譲受人が動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に同法第九條第一項の引渡しが行われた場合(前項において読み替えて準用する第三條第一項の規定により同法第九條第一項の引渡しがあったものとみなされる場合を除く。)における当該動産譲渡登記の存続期間について、それぞれ準用する。

間の満了前に所有権留保契約(譲渡担保契約及び所有権留保契約)に関する法律第九條第二項に規定する債務のみを担保するものに限る。)に基づき所有権の留保をした場合には、当該動産については、当該動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

第十四條第一項中「及び第九條から前条を「第九條、第十條(第二項を除く。)、第十條の三第一項及び第三項、第十條の四並びに第十條から第十三條」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定(同条第四項並びに第十一條第二項第一号及び第四号を除く。)中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、「譲渡に係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 五一

<p>第五條第二項及び第六條</p>	<p>債権譲渡登記</p>	<p>質権設定登記</p>	<p>第五條第一項</p>	<p>債権譲渡登記 第七條から第十一條まで及び第十二條第二項</p>	<p>質権設定登記 第八條、第九條、第十條(第二項を除く)、第十條の三第一項及び第三項、第十條の四、第十一條並びに第十二條第二項</p>	<p>とあるのは「譲渡人</p>	<p>とあるのは「譲渡人 質権者</p>	<p>とあるのは「質権設定者</p>	<p>譲受人(当該債権の譲渡に係る動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十條第一項第三号に掲げる事由に基づいて債権譲渡登記の抹消登記がされた場合にあつては、債権譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二條第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。))と</p>	<p>第四條第四項</p>	<p>第十四條第一項において準用する同法第四條第四項</p>	<p>第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項</p>	<p>において、同項中「譲受人」とあるのは「譲受人(当該債権の譲渡に係る第十條第一項第三号に掲げる事由に基づいて債権譲渡登記の抹消登記がされた場合にあつては、債権譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二條第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。))と</p>	<p>第四百六十八條第一項</p>
<p>第八條第四項</p>	<p>譲渡をし 譲受人 債権譲渡登記</p>	<p>質権を設定し 質権者</p>	<p>第八條第二項第三号</p>	<p>譲渡する 債権譲渡登記</p>	<p>目的として質権を設定する 質権設定登記</p>	<p>第八條第二項第二号</p>	<p>債権譲渡登記の登記原因及びその日付</p>	<p>質権設定登記の登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格</p>	<p>前條第二項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる事項</p>	<p>債権譲渡登記は</p>	<p>質権設定登記は</p>	<p>第八條の見出し</p>	<p>債権譲渡登記</p>	<p>第八條、第九條、第十條(第二項を除く)、第十條の三第一項及び第三項、第十條の四、第十一條並びに第十二條第二項</p>

第八條第五項	債権譲渡登記 譲受人 譲渡をし 第四百六十七條	質権設定登記 質権者 質権を設定し 第三百六十四條の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條
第八條第六項	登記原因を譲渡担保とする債権譲渡登記	質権設定登記 質権者
第八條第六項第一号	債権譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二條第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。以下この項及び次條第一項において同じ。)	質権者
第八條第六項第二号及び第三号	債権譲渡担保権者	質権者
第九條第一項	譲受人(譲渡担保権者(動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。))が登記されている場合にあつては、当該譲渡担保権者。次條第一項において同じ。)	質権者
第九條第二項	債権譲渡登記に 債権譲渡登記	質権設定登記 質権設定登記
第九條第二項第一号	債権譲渡登記	質権設定登記
第十條第一項	譲受人	質権者
第十條第一項第三号	債権譲渡登記	質権設定登記
譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二條第八号に規定する動産譲渡担保権又は同條第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第十條の四第一項及び第十條の五第一項において同じ。)	質権	質権

第十條第三項	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第十條第三項第一号及び第四項	債権譲渡登記	質権設定登記
第十條の三の見出し	譲渡担保権者等	質権者
第十條の三第一項	譲渡担保権者	質権者
第十條の三第三項	譲渡担保権者等(譲渡担保権者又は転讓渡担保権者をいう。次條において同じ。)	質権者
第十條の四の見出し	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第十條の四第一項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三項	、第二項及び 譲渡担保権等 譲渡担保権者等	及び 質権 質権者
譲受人	質権の目的とされた債権	質権者
譲渡に係る債権	質権設定者	質権者
譲渡人	質権の目的とされた債権	質権者
譲渡人	質権設定者	質権者
債権譲渡登記(第十條の七第一項の規定により新たに作成されたものを含む。)	質権設定者	質権設定登記

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

<p>民法第四百六十八条 第一項</p>	<p>對抗要件具備時</p> <p>動産及び債権の譲渡の對抗要件に 関する民法の特例等に関する法律 第十四条第一項において準用する 同法第四条第二項に規定する通知 又は承諾がされた時</p>	<p>の施行の禁止を含む。」を加え、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「命令」の下に「(債権を目的とする質権の実行手続の中止(実行の禁止を含む。次項及び次条第一項において同じ。))の命令を除く。」を加え、「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。</p> <p>4 裁判所は、第一項の規定による債権を目的とする質権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。</p> <p>第三十一条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 前項の規定による中止の命令は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。</p> <p>第三十一条に次の一項を加える。</p> <p>9 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。</p> <p>第三十一条の次に次の一項を加える。</p> <p>第三十一条の二 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。</p> <p>2 前項本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。</p> <p>3 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。</p> <p>第三十二条中「前条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。</p> <p>第九十七条第二項中「第三十一条第二項から第六項」を「第三十一条第三項及び第五項から第八項」に改める。</p> <p>(民事再生法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二十条 施行日前にされた申立てに係る担保権の実行手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の民事再生法第三十一条第一項から第四項まで及び第九項並びに第三十一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十一条 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条第三項ただし書中「第二十七条第八項」を「第二十七条第十項」に改める。</p> <p>第二十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(担保権の実行手続等の中止命令)」を付し、同条第一項中「競売申立人」を「債権者の財産につき担保権を有する者(以下この条において「担保権者」という。))」に改め、「いる」の下</p>
<p>第十五条第一項中「係る動産」の下に「及び所有権留保登記がされている所有権の留保に係る動産」を加える。</p> <p>(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十七条 登記官は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において現に登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記(前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(以下この条において「新特例法」という。))第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。第一号において同じ。又は債権譲渡登記(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(以下この条において「新特例法」という。))第四条第二項に規定する債権譲渡登記をいう。第二号において同じ。若しくは質権設定登記(新特例法第十四条第一項に規定する質権設定登記をいう。第三号において同じ。))がされている動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルについて、職権で、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める事項を記録しなければならない。</p> <p>一 登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記</p> <p>新特例法第七条各号に掲げる事項</p> <p>二 登記原因を譲渡担保とする債権譲渡登記</p> <p>新特例法第八条各号に掲げる事項</p>	<p>三 質権設定登記 新特例法第十四条第一項において準用する新特例法第八条第六項各号に掲げる事項</p> <p>(資産の流動化に関する法律の一部改正)</p> <p>第十八条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八十条第四項中「第五百六条中「担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続」を「第五百六条第一項中「企業担保権の実行の手続の申立人」に、「担保権の実行の手続又はは「又は」に改め、「財産」と、」の下に「、当該企業担保権の実行の手続の中止又は」とあるのは「又は」と、を、「優先出資社員」との下に「、同法第八百九十一条第一項及び第四項中「企業担保権の実行手続の申立人又は」とあるのは「又は」とを加える。</p> <p>(民事再生法の一部改正)</p> <p>第十九条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(担保権の実行手続の中止命令)」を付し、同条第一項中「競売申立人」を「第五十三条第一項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者(以下この条において「担保権者」という。))」に、「第五十三条第一項に規定する再生債務者の財産につき存する」とその「」に改め、「中止の下に「(債権を目的とする質権</p>	<p>の施行の禁止を含む。」を加え、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「命令」の下に「(債権を目的とする質権の実行手続の中止(実行の禁止を含む。次項及び次条第一項において同じ。))の命令を除く。」を加え、「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。</p> <p>4 裁判所は、第一項の規定による債権を目的とする質権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。</p> <p>第三十一条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 前項の規定による中止の命令は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。</p> <p>第三十一条に次の一項を加える。</p> <p>9 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。</p> <p>第三十一条の次に次の一項を加える。</p> <p>第三十一条の二 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。</p> <p>2 前項本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。</p> <p>3 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。</p> <p>第三十二条中「前条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。</p> <p>第九十七条第二項中「第三十一条第二項から第六項」を「第三十一条第三項及び第五項から第八項」に改める。</p> <p>(民事再生法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二十条 施行日前にされた申立てに係る担保権の実行手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の民事再生法第三十一条第一項から第四項まで及び第九項並びに第三十一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十一条 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条第三項ただし書中「第二十七条第八項」を「第二十七条第十項」に改める。</p> <p>第二十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(担保権の実行手続等の中止命令)」を付し、同条第一項中「競売申立人」を「債権者の財産につき担保権を有する者(以下この条において「担保権者」という。))」に改め、「いる」の下</p>

に「当該」を加え、「手続又は」を「手続の中止(債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。)又は当該」に改め、同条第八項中「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「命令」の下に「債権を目的とする質権の実行の手続の中止(実行の禁止を含む。次項及び次条第一項において同じ。)の命令を除く。」を加え、「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 裁判所は、第一項又は第二項の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。

第二十七條第三項の次に次の一項を加える。
4 第一項又は第二項の規定による中止の命令(企業担保権の実行手続に係るものを除く。)は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。第二十七條に次の一項を加える。

11 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項又は第二項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。
第二十七條の次に次の一条を加える。
第二十七條の二 裁判所が前条第一項又は第二項の規定により債権を目的とする質権の実行

の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があつたことを知っていたときに限る。
2 前項本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。
(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 施行日前にされた申立てに係る担保権の実行の手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行の手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第二十七條第一項、第四項から第六項まで及び第十一項並びに第二十七條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(会社更生法の一部改正)

第二十三條 会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)の一部を次のように改正する。
第二十四條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「他の手続の中止命令等」を付し、同条第一項中「中止」の下に「(債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。)」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」を規定する強制執行等」に、「手続の申立人である」を「強制執行等に係る」に改め、同項第二号中「実行」の下に「(債権を目的

とする質権については、当該債権の取立てを含む。)」を加え、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 第一項の規定による中止の命令(同項第二号の担保権の実行又は留置権による競売に係るものに限る。)は、開始前会社の財産につき担保権を有する者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

第二十四條に次の一項を加える。
10 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。
第二十四條の次に次の一条を加える。

第二十四條の二 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止(実行の禁止を含む。)を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があつたことを知っていたときに限る。

2 前項本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。
第二十五條第一項、第二項及び第三項第一号中「前条第一項第二号」を「第二十四條第一項第二号」に改め、同項第二号及び同条第五項ただし書中「前条第二項」を「第二十四條第二項」に改め、同条第八項中「前条第一項第二号」を「第二十四條第一項第二号」に改める。
第二十七條第一項中「の申立人である」を「に係る」に改める。
(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 施行日前にされた申立てに係る担保権の実行又は留置権による競売の手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行又は留置権による競売の手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の会社更生法第二十四條第一項、第四項及び第十項並びに第二十四條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二十五條 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。
目次及び第三章第一節の節名中「根抵当権」を「根抵当権等」に改める。

第十条の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第一項中「根抵当権」を「根抵当権等(根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第十四條に規定する根譲渡担保権(以下この条及び第十七條において「根譲渡担保権」という。))

若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権(以下この条及び第十七条において「根留保所有権」という。)をいう。以下この条及び第十七条において同じ。を二に、「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根譲渡担保権設定者(以下この条及び第十七条において「根譲渡担保権設定者」という。))若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保買主等(以下この条及び第十七条において「根留保買主等」という。))をいう。以下この条及び第十七条において同じ。(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。))の利害関係を有する者(以下この条及び第十七条において「利害関係者」という。))に改め、同項各号中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第三項中「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根留保所有権に属する根留保所有権に属する根留保所有権に属する根留保買主等を除く。))が」に、「当該根抵当権設定者」を「当該根抵当権設定者等」に改め、同条第四項中「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等又は利害関係者)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者又は極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。))の譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る譲受金融機関等の同意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。

い根留保所有権に係る根留保買主等に限る。))及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。))の譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る譲受金融機関等の同意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。

第十七条の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第一項中「根抵当権」を「根抵当権等」に、「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に属する根留保所有権に属する根留保買主等を除く。))が」に、「当該根抵当権設定者」を「当該根抵当権設定者等」に改め、同項の公告又は催告に係る根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根留保所有権に属する根留保所有権に属する根留保買主等を除く。))が」に改め、同条第三項中「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根留保所有権に属する根留保所有権に属する根留保買主等を除く。))が」に改め、同条第四項中「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲り受けようとする場合にあつては、根抵当権設定者等又は利害関係者)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者又は極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。))の譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る譲受金融機関等の同意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。

五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者又は極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限る。))及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。))の譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と農林中央金庫の合意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。

第二十三条第一号中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

二十六条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項の表第十七条第一項及び第五項の項、第十九条第四項の表第十七条第一項及び第五項の項及び第三十四条の十四の表第十七条第一項及び第五項の項中「第五項」を「第六項」に改める。

(会社法の一部改正)

第二十七条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五百十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「担保権の実行の手続等の中止命令」を付し、同条中「担保権の実行の手続等(清算株式会社等の財産につき存する担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続又は清算株式会社等の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権に基づく強制執行の手続をいう。以下この条において同じ。))の申立人」を「清算株式会社等の財産につき担保権を有する者(次項及び第八百九十一条において「担保権者」という。))、企業担保権の実行の手続の申立人又は清算株式会社等の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続の申立人(同条において「一般先取特権者等」という。))」に、「担保権の実行の手続等の中止」を「当該担保権の実行の手続の中止(債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。次項において同じ。))、当該企業担保権の実行の手続の中止又は当該強制執行の手続の中止」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による中止の命令(清算株式会社等の財産につき存する担保権の実行の手続の中止に係るものに限る。))は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

3 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

第五百十六条の次に次の一条を加える。

第五百十六条の二 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止(実行の禁止を含む。第八百九十一条第一項及び第二項において同じ。))を命じた場合

には、第三債務者は、特別清算の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があつたことを知っていたときに限る。

2 前項本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者同一の権利を有する。

第八百九十一条第一項中「第五百十六條を「第五百十六條第一項」に改め、「命令」の下に「(債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を除く。)」を加え、「同条に規定する担保権の実行の手続等の申立人又は一般先取特権者等」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「の中止」を「及び第二項の中止」に、「及び」を「並びに」に、「第一項の申立人」を「担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 裁判所は、第五百十六條第一項の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の陳述を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の陳述を聴いたときは、この

限りでない。

(公社法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 施行日前にされた申立てに係る担保権の実行の手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行の手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の会社法第五百十六條、第五百十六條の二並びに第八百九十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二十九條 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八十八條のうち民事訴訟費用等に関する法律別表第一の改正規定のうち、同表の一八の項の上欄中「申立て」の下に「又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第一号)第七十五條第一項、第七十六條第一項若しくは第七十八條第一項の規定による申立て」を加え、同表の四五の項の上欄中「第三項の規定による申立て」の下に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第七十五條第三項若しくは第七項若しくは第七十六條第三項の規定による申立て、同法第八十二條第一項の代理人の選任の許可を求める申立て」を加える。

第三百十條のうち金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第八十四條の改正規定中「第二十四條第八項」を「第二十四條第九項」に改める。

第四百十五條のうち民事再生法第二十八條、

第二十九條第五項、第三十條第五項及び第三十一条第六項の改正規定並びに第五百十八條中「第三十一條第六項」を「第三十一條第八項」に改める。

第八十四條中「第二十七條第八項」を「第二十七條第十項」に改める。

第二百二條のうち会社更生法第二十四條第八項の改正規定及び第二百五條中「第二十四條第八項」を「第二十四條第九項」に改める。

第二百八十七條のうち会社法第八百八十九條第四項、第八百九十條第一項及び第二項、第八百九十一條第五項、第八百九十二條第四項、第八百九十七條第二項、第八百九十八條第四項並びに第八百九十九條第四項の改正規定並びに第二百九十二條中「第八百九十一條第五項」を「第八百九十一條第六項」に改める。

(事業性融資の推進等に関する法律の一部改正)

第三十條 事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「又は抵当権」を「、抵当権、譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第一号)第二條第三号に規定する譲渡担保権をいう。第三十一條第一項において同じ。))又は留保所有権(同法第二條第十八号に規定する留保所有権をいう。同項において同じ。))に改める。

第三十一條第一項ただし書中「及び抵当権」を「、抵当権、譲渡担保権及び留保所有権」に改める。

(円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の一部改正)

第三十一條 円滑な事業再生を図るための事業者

の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和七年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第二号中「留置権」の下に「、譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第一号)第二條第三号に規定する譲渡担保権をいう。第八條及び第八條の三第一項において同じ。))若しくは留保所有権(同法第二條第十八号に規定する留保所有権をいう。第八條及び第八條の三第一項において同じ。))」を加える。

第五條第三項中「又は第八條第一項」を「、第八條第一項又は第八條の三第一項」に改め、同項ただし書中「命令」の下に「若しくは取消しの命令」を加える。

第七條第五項中「次條第五項」を「次條第七項及び第八條の三第六項」に改める。

第八條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「担保権の実行手続の中止命令」を付し、同條第一項中「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、「中止」の下に「(債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権(対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。))の実行の禁止を含む。))」を加え、同條第六項中「第三項」を「第五項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同條第八項とし、同條中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「命令」の下に「(債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の実行手続の中止(実行の禁止を含む。))次項及び次條第一項において同じ。))の命令を除く。))」を加え、同項を同條第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

4 裁判所は、第一項の規定による債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の実行手続の中止の命令を発した場合に、速やかに、質権者、譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第四号に規定する譲渡担保権者をいう。以下同じ。)又は留保売主等(同条第十九号に規定する留保売主等をいう。以下この項及び第八条の三において同じ。)の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者、譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴いたときは、この限りでない。

2 前項の規定による中止の命令(企業担保権の実行手続に係るものを除く。)は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

9 債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権、譲渡担保権又は留保所有権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権又は債権譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第三項において同じ。)の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、この章に定める手続の関係においては、質権者又は債権譲渡担保権者(同条第十四号に規定

する債権譲渡担保権者をいう。第三項において同じ。)に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

2 前項本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権又は債権譲渡担保権を有していた質権者又は債権譲渡担保権者は、供託金につき質権者又は譲渡担保権者との同一の権利を有する。

(担保権の実行手続の取消命令)
 第八条の三 裁判所は、第三条第一項の確認があった場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者又は留保売主等に不当な損害を及ぼすおそれなく、かつ、確認事業者の事業の継続のために特に必要であると認めるときは、確認事業者の申立てにより、担保を立てさせて、対象債権者の対象債権を被担保債権とする譲渡担保権又は留保所有権について、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第六十六条第一項(同法第一百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知、動産特定範囲(同法第四十条(同法第一百十一条第一項において準用する場合を含む。))に規定する動産特定範囲をいう。次項において同じ。)に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は同法第九十四条本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。

2 前項の規定による取消しの命令は、その発

令前にされた譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第六十条第一項(同法第九十三条及び第九十一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する帰属清算の通知、同法第六十一条第一項(同法第九十三条及び第九十一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する処分清算譲渡、同法第九十二条第一項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者(同法第四十二条第一項に規定する集合動産譲渡担保権設定者をいう。若しくは集合動産留保買主等(同法第一百十一条第一項において読み替えて準用する同法第四十二条第一項に規定する集合動産留保買主等をいう。))による動産特定範囲に属する動産の処分効力を妨げない。

3 裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を発した場合に、速やかに、譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴いたときは、この限りでない。

4 裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 第一項の規定による取消しの命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者又は留保売主等に限り、即時抗告をすることができない。

6 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

7 非訟事件手続法第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及びその担保について準用する。

8 第七条第七項の規定は、第一項の申立て並

びに同項の規定による取消しの命令、第四項の規定による決定及び第五項の即時抗告についての裁判について準用する。

第三十条第一項中「第八条第一項」の下に「、第八条の三第一項」を加える。

第三十八条中「又は」を「若しくは」に改め、「命令」の下に「又は第八条の三第一項の規定による取消しの命令」を加える。

附則第四条の表第七条第五項の項中「次条第五項」を「次条第七項及び第八条の三第六項」に改め、同表第八条第五項の項中「第八条第五項」を「第八条第七項及び第八条の三第六項」に改める。

附則第六条中「及び第八条第五項」を「第八条第七項及び第八条の三第六項」に改める。

(円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 施行日前にされた申立てに係る担保権の実行手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第八条第一項から第四項まで及び第九項並びに第八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律令和七年法律第 号の施行の日から施行する。ただし、第三十三条の規定は、公布の日から施行する。

審査報告書

航空法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
令和七年五月二十九日

国土交通委員長 小西 洋之
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の航空分野における事故の発生状況、災害時における航空輸送の確保の要請等に鑑み、航空機の航行の安全を確保するため、航空交通管制圏に係る空港等において航空機を着陸させ、又は離陸させる操縦を行う者に対する技能発揮訓練の義務付け、滑走路への誤進入を防止するための施設に関する事項の空港等の機能の確保に関する基準への追加等の措置を講ずるとともに、地方管理空港に係る滑走路等の応急の災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 令和六年一月の羽田空港航空機衝突事故により尊い人命が失われたことを重く受け止め、同様の事故を二度と発生させないことのないよう、実効性のある再発防止策を講ずること。

二 滑走路安全チームへの航空事業者やグラウンドハンドリング事業者等の現場職員の参画を確実に働きかけること。また、同チームの活用などを通じて、各種の滑走路誤進入防止対策について、その効果や課題などを現場職員の声を踏まえて不断に検証し、必要な改善が図られるようにすること。

三 グランドハンドリングに従事する者が安心して安全に働くための環境整備に向けて、処遇の改善、勤務間インターバル制度の導入や、航空会社とグラウンドハンドリング事業者及びグラウンドハンドリング事業者間の適正取引を国として推進すること。また、適正取引等推進のためのガイドラインの策定に当たっては、特に外国航空会社と本邦グラウンドハンドリング事業者との契約の実態を正確に把握し、実効性の向上を図ること。あわせて、グラウンドハンドリング事業者に対する安全監督体制の強化に向けた新たな仕組みの構築に当たっては、事業者の事務負担等を考慮して対応すること。

四 将来的な航空需要の増大を見据え、航空管制官の人的体制の強化・拡充を計画的に進めるとともに、航空管制官の職場環境を改善し、ストレスケア体制を拡充する等、働きやすい職場づくりを推進すること。

五 頻繁に離着陸が行われる空港等において離着陸を行うパイロットに対するCRM訓練の修了の義務付けに当たっては、全てのパイロットが適切に訓練を受講できるよう訓練の実施体制の確保を図るとともに、ヒューマンエラーの未然防止のために実効性のある訓練内容とするほか、訓練の内容、時間、料金等の具体的な内容を明確にし、パイロットに対し周知徹底を図ること。また、諸外国のCRM訓練の実情調査の結果を踏まえ、我が国のCRM訓練に必要なものは適切に取り入れること。

六 昨今の航空機乗組員の飲酒等による不適切事案の発生を踏まえ、航空輸送の安全を確保するため、航空運送事業者に対し、航空機乗組員が業務に影響を及ぼすような心身の異常があると認められる場合やアルコールの影響により正常な業務ができないおそれがあると認められる場合は業務に従事させないことを指導・徹底すること。また、こうした事案の発生を防止するための航空運送事業者における安全管理体制や取組について、第三者の視点を含めた検証及び改善が不断に図られるよう、所要の措置を講ずること。

七 災害時における国による地方管理空港等の工事代行や権限代行について、空港管理者からの要請に対し、国自ら施行又は実施することが適当であることを客観的に判断するための基準を明確にするとともに、災害復旧工事や航空機のエプロンの利用調整等に迅速に対応できるよう、国の組織体制を構築すること。あわせて、各空港管理者等において代行制度の創設を踏まえた災害時対応への備えが進むよう、所要の措置を講ずること。

八 災害時における緊急輸送の確保等のために空港が果たすべき役割の重要性に鑑み、空港の耐災害性の強化が図られるよう、所要の予算の確保を図り、対策を進めること。

九 地方管理空港の老朽化の進行に対し、地方公共団体の技術系職員不足により地方管理空港の維持管理が不十分となることがないよう、国による地方管理空港の工事の代行と併せ、技術系職員の確保・育成及び定着のための施策に努めること。また、デジタル技術の導入や自動化を促進し、業務の効率化に向けた環境整備を図ること。
右決議する。

航空法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。
令和七年五月二十二日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

航空法等の一部を改正する法律案

航空法等の一部を改正する法律

(航空法の一部改正)

第一条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 航空機の運航(第五十七条―第九十九条)」を
「第六章 航空機の運航等
第九十九条」を
第二節 登録訓練機関(第九

十七条―第九十九条)に改める。
第十九条の二―第九十九条の十五)

第四十七条第二項第二号中「事項」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第六号中「ほか、」の下に「航空機によるエプロンの利用の調整その他の」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項

第四十七条第三項中「第一項の空港等又は航空保安施設を」を「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」に改める。

第四十七条の二第二項中「離陸又は着陸」を「離陸(そのための地上走行を含む。)」又は「着陸(これに引き続く地上走行を含む。)」に改める。

第五十五条の二に次の二項を加える。

4 国土交通大臣が空港法第五条の二第一項(同法附則第八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第五条の二第一項に規定する特定工事を施行する場合における第四十七条第一項の規定の適用については、同項中「空港等の設置者又は」とあるのは「国土交通大臣又は空港等の設置者若しくは」と、「当該施設」とあるのは「それぞれ空港法第五条の二第一項(同法附則第八条において準用する場合を含む。)に規定する特定工事に係る施設又は当該施設以外の施設」とする。

5 前項の規定は、国土交通大臣が空港法第五条の二第三項(同法附則第八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第五条の二第三項に規定する特定業務を行う場合について準用する。この場合において、前項中「それぞれ空港法第五条の二第一項」とあるのは「それぞれ空港法第五条の二第三項」と、「特定工事に」とあるのは「特定業務に」と読み替えるものとする。第六章の章名中「運航」を「運航等」に改め、同章中第五十七条の前に次の節名を付する。

第一節 航空機の運航

第七十一条の四の次に次の二条を加える。
(技能発揮訓練)

第七十一条の五 操縦技能証明を有する者は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練であつて第九十九条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録訓練機関」という。)(第九十九条の十四第一項の規

定により国土交通大臣が当該訓練を自ら行う場合にあっては、国土交通大臣が行うもの又はこれと同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する訓練(以下この項及び次条において「技能発揮訓練」という。)を修了していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該技能発揮訓練は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に修了したものでなければならぬ。

一 航空交通管制圏に係る空港等から航空機を離陸させ、又はその離陸のために航空機を地上走行させる操縦(第三十五条の二第二項の計器飛行等の練習又は前条第一項の操縦の練習のために行うものを除く。)
二 前号に規定する空港等へ航空機を着陸させ、又はその着陸のために降下飛行させる操縦(第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習又は前条第一項の操縦の練習のために行うものを除く。)
三 第一号に規定する空港等を使用して行う第三十五条第一項各号又は前条第一項の操縦の練習の監督
四 第一号に規定する空港等を使用して行う第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2 前項の「管理技能」とは、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつて、滑走路への誤進入その他の国土交通省令で定める危険な事態の発生を防止するため航空機の操縦において必要となる複数の作業を適切に管理するためのものをいう。

3 第一項の規定は、国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しない。
(修了証明書等の携帯義務)

第七十一条の六 操縦技能証明を有する者は、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について前条第一項各号に掲げる行為を行う場合(同条第三項に規定する場合を除く。)には、第九十九条の六第二項に規定する修了証明書その他の技能発揮訓練を修了したことを証する書面(第百五十条の二において「修了証明書等」という。)を携帯しなければならない。ただし、その者が技能発揮訓練のうち前条第一項の国土交通省令で定める要件に該当するものを修了したことが明らかである場合として国土交通省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。
第九十九条第一項中「又は航空交通管制圏を「若しくは航空交通管制圏又は航空交通管制圏に係る空港等の着陸帯若しくは誘導路の区域(次項及び第三項第三号において「着陸帯等」という。)」に、「又は飛行の方法」を、「飛行の方法又は地上走行の方法」に改め、同条第二項中「第二条第十三項の国土交通大臣が指定する」を「航空交通管制圏に係る」に改め、「は」の下に「、着陸帯等において業務を行う場合は」を加え、同条第三項第一号中「及び」を「(そのための地上走行を含む。及び)に、「これ」を「(その離陸)に改め、同項第二号中「及び」を「(これに引き続く地上走行を含む。及び)に改め、同項第三号中「における」を「又は着陸帯等における」に改める。
第九十六条の二第一項中「又は民間訓練試験空域」を「若しくは民間訓練試験空域又は航空交

通情報圏に係る空港等の着陸帯若しくは誘導路の区域」に、「当該空域」を「当該空域又は区域」に改める。
第六章に次の一節を加える。

第二節 登録訓練機関

(登録訓練機関の登録)

第九十九条の二 第七十一条の五第一項の航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練(以下この節において「訓練」という。)を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。
(登録の要件等)

第九十九条の三 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要とな手続は、国土交通省令で定める。
一 訓練の用に供する施設、設備又は教材が次に掲げる要件に適合すること。
イ 対面により訓練を行うために必要な講義室又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することにより訓練を行うために必要な設備を備えていること。

ロ 次に掲げる事項を内容とする視聴覚教材及びこれを使用するために必要な設備を備えていること。
(1) 滑走路への誤進入その他の第七十一条の五第二項の国土交通省令で定める危険な事態及びその兆候(ハ)において「滑走路誤進入等」という。)に関するこ

と。

(2) 航空機の操縦において必要となる複数の作業の管理に関すること。

ハ 訓練の用に供する教材として、過去に発生した滑走路誤進入等の事例を模した脚本であつて、訓練を受ける者がその操縦者の役を演ずることにより第七十一条の五第二項に規定する管理技能を体得するためのものを備えていること。

二 訓練を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ 十八歳以上であること。

ロ 過去二年間に訓練の実施に関する事務(以下この節及び第五十四条の三第二号において「訓練事務」という。)に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ 操縦技能証明を有する者であつて、国土交通省令で定める期間内に国土交通省令で定める航空機の機長として国土交通省令で定める回数以上航空交通管制圏に係る空港等から当該航空機を離陸させ、若しくは当該空港等へ当該航空機を着陸させる操縦を行つた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有するものであること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以

上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第九十九条の十三の規定により前条の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二条のいずれかに該当する者があるもの

3 前条の登録は、登録訓練機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 訓練を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 訓練事務を実施する事務所の名称及び所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録事項の変更の届出)

第九十九条の四 登録訓練機関は、前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の更新)

第九十九条の五 第九十九条の二の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第九十九条の二及び第九十九条の三の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(訓練事務の実施に係る義務)

第九十九条の六 登録訓練機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める時間数以上の訓練を行うことその他国土交通省令で定める基準に適合する方法により訓練事務を実施しなけ

ればならない。

2 登録訓練機関は、その訓練を修了した者に對し、訓練を修了した旨の証明書(次項及び次条第二項において「修了証明書」という。)を交付しなければならない。

3 登録訓練機関は、前項の規定により修了証明書を交付したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該修了証明書の交付を受けた者の氏名その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

(訓練事務規程)

第九十九条の七 登録訓練機関は、訓練事務の開始前に、訓練事務の実施に関する規程(次項において「訓練事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 訓練事務規程には、訓練の実施方法、訓練に関する料金、修了証明書の交付の手續その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(帳簿の備付け等)

第九十九条の八 登録訓練機関は、訓練事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第九十九条の九 登録訓練機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつ

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 訓練を受けようとする者その他の利害関係人は、登録訓練機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録訓練機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第九十九条の十 国土交通大臣は、登録訓練機関が第九十九条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録訓練機関に対し、これらの要件に適合するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九十九条の十一 国土交通大臣は、登録訓練機関が第九十九条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録訓練機関に対し、同条第一項の規定により訓練事務を行うべき

こと又は訓練の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(訓練事務の休廃止)

第九十九条の十二 登録訓練機関は、訓練事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第九十九条の十三 国土交通大臣は、登録訓練機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九十九条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて訓練事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九十九条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第九十九条の四、第九十九条の七、第九十九条の八、第九十九条の九第一項又は前条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第九十九条の九第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 第九十九条の十又は第九十九条の十一の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九十九条の二の登録又はその更新を受けたとき。

(国土交通大臣による訓練事務の実施等)

第九十九条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録訓練機関がないとき。
二 第九十九条の十二の規定による訓練事務

に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により第九十九条の二の登録を取り消し、又は登録訓練機関に対し当該登録に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録訓練機関が天災その他の事由により訓練事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣が前項の規定により訓練事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における訓練事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(公示)

第九十九条の十五 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九十九条の二の登録をしたとき。

二 第九十九条の四又は第九十九条の十二の規定による届出があつたとき。

三 第九十九条の十三の規定により第九十九条の二の登録を取り消し、又は訓練事務に関する業務の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により国土交通大臣が訓練事務に関する業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた訓練事務に関する業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第百十一条の六中「かわる」を「関わる」に改め、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

第百三十二条の三十二第一項中「毎事業年度」の下に、「当該事業年度の」を加え、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下二及び二という。」を削る。

第百三十四条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 登録訓練機関
第百三十五条第一項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 第七十一条の五第一項に規定する技能発揮訓練のうち国土交通大臣が行うものを受けるようとする者
第百五十五条第五号の二中「の規定」を「又は第七十一条の五第一項の規定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(修了証明書等を携帯しない罪)
第百五十五条の二 第七十一条の規定に違反して、修了証明書等を携帯しないで、第七十一条の五第一項各号に掲げる行為を行つたときは、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第百五十四条の次に次の見出し及び二条を加える。
(登録訓練機関の訓練事務に関する罪)
第百五十四条の二 第九十九条の十三の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以

下の罰金に処する。
第百五十四条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十九条の八の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
二 第九十九条の十二の規定による届出をしないで訓練事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
第百五十九条第二号中、「第百五十条、第百五十五条」を「から第百五十条の二まで、第百五十四條の二から第百五十五條まで」に改める。
第百六十二条第一号中「第百三十二条の三十二第一項」を「第九十九条の九第一項、第百三十二条の三十二第一項」に改め、同条第二号中「ないの」の下に「第九十九条の九第二項、」を加える。
附則第五条を次のように改める。
第五条 削除
(空港法の一部改正)
第二条 空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五条」を「第五条の二」に改める。
第四条第三項中「が、」を「(以下「成田会社」という。が、)」に、「がそれぞれ」を「(以下「新関空会社」という。がそれぞれ)」に改め、同条第四項中「当該指定を受けた者」を「同条第二項に規定する指定会社(以下「指定会社」という。)」に改める。
第二章中第五条の次に次の一条を加える。

(地方管理空港等における国土交通大臣による工事等の代行)

第五條の二 国土交通大臣は、前條第一項に規定する地方公共団体から要請があり、かつ、当該地方公共団体における滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設(以下「滑走路等」という。)の改良又は政令で定める空港用地(以下「空港用地」という。)の造成若しくは整備の工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、特定工事(地方管理空港の滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。)を当該地方公共団体に代わつて自ら施行することが適当であると認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができる。

- 一 滑走路等又は空港用地が航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十九條第一項第一号の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであること。
 - 二 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。
- 2 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、成田会社、新開空会社、指定会社又は前條第一項に規定する地方公共団体(以下この条において「特定空港管理者」という。)から要請があり、かつ、当該特定空港管理者における災害復旧工事(地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをい

う。以下同じ。)の実施体制その他の地域の実情を勘案して、特定災害復旧工事(成田国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、中部国際空港又は地方管理空港(以下この条において「特定空港」という。)の災害復旧工事であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)を当該特定空港管理者に代わつて自ら施行することが適当であると認められる場合においては、第四條第三項若しくは第四項又は前條第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができる。

- 一 緊急輸送の確保その他の災害応急対策(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十條第一項に規定する災害応急対策をいう。次項及び第十條第二項ただし書において同じ。)に必要な航空機を特定空港に着陸させ、又は特定空港から離陸させるために行う応急のものであること。
 - 二 次のイ及びロのいずれにも該当するものであること。
 - イ 特定空港が航空法第三十九條第一項第一号の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであること。
 - ロ 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。
- 3 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、特定空港管理者から要請があり、かつ、当該特定空港管理者における特定空港の供用に関する業務の実施体制その他の地域の実情を勘案して、特定業務(緊急輸送の確保その他の災害応急対策に従事する航空機が当

該特定空港を使用する期間に係る滑走路等の点検及び航空機によるエプロンの利用の調整に関する業務をいう。以下この条において同じ。)を当該特定空港管理者に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第四條第三項若しくは第四項又は前條第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

- 4 国土交通大臣は、第一項の規定により特定工事を施行しようとするとき、第二項の規定により特定災害復旧工事を施行しようとするとき、又は前項の規定により特定業務を行うとき、その旨を公示しなければならない。
 - 5 国土交通大臣は、第一項の規定による特定工事、第二項の規定による特定災害復旧工事又は第三項の規定による特定業務の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 第六條第一項中「滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設(以下「二」という。)」及び「政令で定める空港用地(以下単に「二」を削る。
- 第八條第四項中「第十條第三項において」を「以下」に改める。
- 第九條第一項中「地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。」を削る。
- 第十條第二項に次のただし書を加える。
- ただし、当該災害復旧工事が緊急輸送の確

保その他の災害応急対策に必要な航空機を当該地方管理空港に着陸させ、又は当該地方管理空港から離陸させるために行う応急のものの旨を国土交通大臣に通知したときは、この限りでない。

- 第十條の次に次の一条を加える。
(国土交通大臣が地方公共団体に代わつて施行する工事の費用の負担)
- 第十條の二 国土交通大臣が第五條の二第一項の規定により地方公共団体に代わつて特定工事を施行する場合には、当該特定工事に要する費用は、国が負担金相当額(地方公共団体が自ら当該特定工事を施行することとした場合に第八條第一項の規定により国が負担する金額(当該特定工事が北海道の区域内の地方管理空港に係るものである場合にあつては、地方公共団体が自ら当該特定工事を施行することとしたときに第三十八條の規定により国が負担することができる金額)に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該地方公共団体が当該特定工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担する。
- 2 国土交通大臣が第五條の二第二項の規定により成田会社、新開空会社又は指定会社に代わつて特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、成田会社、新開空会社又は指定会社がそれぞれ負担する。
- 3 国土交通大臣が第五條の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて滑走路等又は空港用地の特定災害復旧工事を施行する場合に

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

航空法等の一部を改正する法律案

は、当該特定災害復旧工事に要する費用は、国が負担金相当額(地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとした場合に前条第一項の規定により国が負担する金額(当該特定災害復旧工事が北海道の区域内の地方管理空港に係るものである場合にあっては、地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとしたときに第三十八条の規定により国が負担することができる金額)に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該地方公共団体が当該特定災害復旧工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担する。

4 国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて排水施設等の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとした場合に前条第三項又は第三十八条の規定により国が当該地方公共団体に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該地方公共団体が当該特定災害復旧工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

5 国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて滑走路等、空港用地又は排水施設等の特定災害復旧工事以外の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、当該地方公共団体が負担する。

第十一条中「成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定

を受けた者」を「成田会社、新関西会社、指定会社」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国土交通大臣が第五条の二第一項の規定により特定工事を施行する場合又は同条第二項の規定により特定災害復旧工事を施行する場合における前項の規定の適用については、同項中「又は地方公共団体」とあるのは、「若しくは地方公共団体又は第五条の二第一項の規定により特定工事を施行する国土交通大臣若しくは同条第二項の規定により特定災害復旧工事を施行する国土交通大臣」とする。

第十四条第二項第二号中「昭和二十七年法律第二百三十一号」を削る。

第三十二条中「若しくは第八条第一項」を「第八条第一項若しくは第十条の二第一項」に、「同条第四項」を「第八条第四項」に改める。

附則第九条を附則第十条とする。

附則第八條第三項中「前条第二項」を「附則第七條第二項」に改め、同条第七項中「附則第八條第一項」を「附則第九條第一項」に改め、同条第九項中「前条第二項」を「附則第七條第二項」に改め、同条第十四項中「前条第三項」を「附則第七條第三項」に改め、同条を附則第九條とし、附則第七條の次に次の一條を加える。

(特定地方管理空港における国土交通大臣による工事等の代行等)

第八條 第五条の二及び第十条の二(第二項を除く)の規定は、当分の間、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第七十五号)附則第三條第一項に規定する特定地方管理空港及び同項の規定によりなお従前の例によりこれを管理する地方公共団体について準用する。この場合において、第五条の二第一項中「同項」とあるのは「空港整備

法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)附則第三條第一項」と、同条第二項及び第三項中「第四條第三項若しくは第四項又は前條第一項」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三條第一項」と、第十条の二第一項中「第八條第一項の規定により」とあり、同条第三項中「前條第一項の規定により」とあり、及び同条第四項中「前條第三項又は第三十八條の規定により」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三條第一項」と、同条第一項の規定により」と、同条第一項及び第三項中「第三十八條の規定により」と、同条第一項及び第三項中「第三十八條の規定により」と、同条第一項及び第三項中「第三十八條の規定により」と、同条第一項及び第三項中「第三十八條の規定により」とあるのは「同項の規定によりなお従前の例により」と読み替えるものとする。

(空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三條 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「ついては」の下に、「第三項、第七項及び第八項の規定を適用する場合を除き」を加え、同条第六項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 国土交通大臣が空港法附則第八條において準用する同法第五條の二第一項の規定により同項に規定する特定工事を施行する場合は、同条第二項の規定により同項に規定する特定災害復旧工事を施行する場合には、当該地方管理空港の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、第一項の規定によりなお従前の例

により当該特定地方管理空港を管理する地方公共団体又は国土交通大臣と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

8 空港法附則第八條において準用する同法第十条の二第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

附則第三條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 空港法第十条第二項ただし書の規定は、第一項の規定によりなお従前の例により特定地方管理空港の管理を行う地方公共団体が当該特定地方管理空港において同項の規定によりなお従前の例により災害復旧工事を施行しようとする場合について準用する。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正)

第四條 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「又は航空保安施設」とあるのは「を」の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項」に改める。

第三十二條第一項中「第十二條第一項中「空港管理者」とあるのは「を」を「第五條の二第二項中「における」とあるのは「及び」に、「二」と、同条第三項を「における」と、同項、同条第三項及び同法第十条の二第二項中「代わつて」とあるのは「及び空港運営権者に代わつて」と、同法第五

条の二第二項中「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八條第二項の規定」と、同条第三項中「における」とあるのは「及び空港運営権者における」と、「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八條第二項の規定」と、同法第十二條第一項及び第四項並びに第十三條中「空港管理者」とあり、同法第十二條第三項に改め、「同条第四項及び同法第十三條中「空港管理者」とあり」を削る。

(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正)

第五條 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項及び第十二條第一項中「又は航空保安施設」とあるのは「を」の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の」に改める。

第十三條中「第十二條第一項中「空港管理者」とあるのは「を」第五條の二第一項中「における」とあるのは「及び」に、「と、同条第三項」を「における」と、同項から同条第三項まで及び同法第十條の二(第二項を除く。中)に代わつて」とあるのは「及び地方管理空港運営権者に代わつて」と、同法第五條の二第一項中「同項」とあるのは「前条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八條第二項」と、同条第二項及び第三項中「における」とあるのは「及び地方管理空港運営権者における」と、「の

規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八條第二項の規定」と、同法第十二條第一項及び第四項並びに第十三條中「空港管理者」とあり、同法第十二條第三項に改め、「同条第四項及び同法第十三條中「空港管理者」とあり」を削る。

規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八條第二項の規定」と、同法第十二條第一項及び第四項並びに第十三條中「空港管理者」とあり、同法第十二條第三項に改め、「同条第四項及び同法第十三條中「空港管理者」とあり」を削る。

附則第六條第二項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第五号」に、「又は航空保安施設」とあるのは「施設」を「の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の施設」に改め、同条第四項及び第五項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改める。

附則第十七條第一項中「又は航空保安施設」とあるのは「を」の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の」に改める。

附則第十八條中「とする」を「と、同法附則第八條において読み替えて準用する同法第五條の二第一項中「における」とあるのは「及び特定地方管理空港運営権者(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)附則第十八條の規定により読み替えて適用する第十二條第一項に規定する特定地方管理空港運営権者をいう。以下この条及び第十條の二において同じ。に)における」と、同項から同条第三項まで及び同法附則第八條において読み替えて準用する同法第十條の二(第二項を除く。中)に代わつて」とあるのは「及び特定地方管理空港運営権者に代わつて」と、同法附則第八條において読み替えて準用する同法第五條の二第一項中「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に

航空法等の一部を改正する法律案

関する法律(平成十一年法律第十七号)第八條第二項の規定」と、同条第二項及び第三項中「における」とあるのは「及び特定地方管理空港運営権者における」と、「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八條第二項の規定」とする」に、「附則第三條第三項」を「附則第三條第四項」に改める。

附 則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三條の規定並びに附則第七條中東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三百六十六條の改正規定(第四條第一項第五号)を「第四條第一項第六号」に改める部分に限る。及び同法第三百七十七條第一項の改正規定(第四條第一項第五号)を「第四條第一項第六号」に改める部分に限る。公布の日

二 第一條中航空法第四十七條第二項第六号の改正規定、同法第五十五條の二に二項を加える改正規定及び同法附則第五條の改正規定、第二條及び第三條の規定、第四條中関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二條第一項の改正規定並びに第五條中民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第十

三條及び附則第十八條の改正規定並びに附則第六條の規定、附則第七條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。及び附則第八條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
(航空法の一部改正に伴う経過措置)
第二條 第一條の規定(前条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の航空法第七十一條の五及び第七十一條の六の規定は、この法律の公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。
(政令への委任)
第三條 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(登録免許税法の一部改正)
第五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三百三十八号中「空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可」を「航空法の規定による許可、認定又は登録(第三十二号及び次号に掲げるものを除く。)」に改め、同号に次のように加える。

(六) 航空法第九十九條の二(登録訓練機関の登録)の登録訓練機関の登録(更新の登録を除く。)
登録件数 一件につき九万円

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

航空法等の一部を改正する法律案 保険業法の一部を改正する法律案

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二百五十九条の三第五項第一号ロ中

「第九條第一項」を「若しくは第九條第一項」に、「若しくは附則第三條第一項」を「の規定、同法第十條の二第一項若しくは第三項から第五項までの規定(これらの規定を同法附則第八條において準用する場合(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等)に関する法律(平成二十五年法律第六十七号。以下この口において「民活空港法」という。))附則第十八條において読み替えて適用する場合を含む。及び民活空港法第十三條において読み替えて適用する場合を含む。若しくは附則第三條第一項の規定」に改め、同号ト中(平成二十三年法律第五十四号)を削る。

附則第二百五十九條の五第三項から第五項までの規定中「附則第八條第一項」を「附則第九條第一項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第七條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百三十六條中「第四條第一項第五号」を「第四條第一項第六号」に、「第六條第一項」を「第五條の二第一項」に、「同法第九條第一項」を「同條第二項」に、「同項」を「同法第九條第一項」に改める。

第三百三十七條第一項中「第四條第一項第五号」

を「第四條第一項第六号」に、「第九條第一項」を「第五條の二第二項」に改める。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第八條 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「第九條第一項」を「第五條の二第二項」に改める。

審査報告書

保険業法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年五月二十九日

財政金融委員長 三宅 伸吾

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務を創設するほか、保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲を兼業特定保険募集人が行う取引に拡大し、保険契約の締結等に関する禁止行為に物品の購入、役務の提供その他の取引であつて取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案の再発防止策が、本法による措置及び下位法令への委任のほか、顧客本位ではない比較推奨販売の禁止、代理店への過度な便宜供与の禁止及び企業内代理店規制の見直しなどの監督指針等による対応を含む多面的な構造となつていくことに鑑み、当局のモニタリングを総合的に行う態勢を確立するほか、業界における顧客本位の業務運営の徹底を更に促すことなどにより、当該再発防止策の実効性を担保すること。

二 保険業界の不祥事への対応に当たつて、必要十分な検査及び処分等が円滑に実施されるよう、金融庁及び財務局において必要な機構・定員を確保し、保険契約者等の保護を図るとともに、保険業の社会的意義も踏まえつつ、保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展に万全を期すこと。

三 今般の保険料調整行為事案の一因が、近年の自然災害の頻発・激甚化が火災保険金の支払いを増加させる一方、契約期間が長期であるなどの理由から保険料への反映が遅れることで、火災保険の危険差益を悪化させたことにあつたことを踏まえ、このような火災保険の構造的な問題への対処のため、当該構造に係る分析を行い、持続可能なビジネスモデルの構築を損害保険業界に促すこと。

また、火災保険の危険差益の悪化への対応として、他の保険種別における収益移転が過度に起きることのないよう、保険商品の契約者間の

公平性が確保されるような保険商品の認可に努めること。

四 保険会社等の金融機関に対しては、法令やガイドライン等により、個人情報保護法よりも厳格に個人情報管理することが求められていることに鑑み、昨今多発している保険代理店における個人情報漏えい事案に対し、その再発防止に向けた、より一層の厳格な対応を行うこと。

五 本法の基礎となる「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」及び「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の取りまとめ後においても、保険業界においては不適切な行為が表面化し当局が立入検査を実施していることに鑑み、改めてこれを業界の問題として捉え、業界全体の実態解明に努めるとともに、その結果を公表すること。

また、実態解明による問題への対処が本法による措置では不十分と判断される場合においては、附則第四条の検討規定に定める本法の施行後五年を目途とする時期を待つことなく、直ちに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

保険業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

令和七年五月十五日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

保険業法の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律

保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第百条の二の二第一項中「又はその親金融機関等」を、「当該保険会社を所屬保険会社等とする兼業特定保険募集人又は当該保険会社の親金融機関等」に、「又はその子金融機関等が行う業務(保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客」を、「当該兼業特定保険募集人又は当該子金融機関等が行う保険関連業務(第九十七条、第九十八条及び第九十九条(これらの規定を第百九十条において準用する場合を含む。)の規定並びに他の法律により保険会社又は外国保険会社等が行うことができる業務をいう。以下同じ。)に係る顧客(当該兼業特定保険募集人にあつては、当該保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。)」に、「当該業務」を「当該保険関連業務」に改める。

2 前項の「兼業特定保険募集人」とは、第二百七十六条に規定する特定保険募集人のうち、第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務以外の業務(当該業務の対価にその所屬保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であつて当該保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるものに限る。)を行う者をいう。第百九十三条の二第一項中「又はその親金融機関等」を、「当該外国保険会社等を所屬保険会社等とする兼業特定保険募集人(第百条の二の二第二

項に規定する兼業特定保険募集人をいう。以下この項において同じ。)又は当該外国保険会社等の親金融機関等」に、「又はその子金融機関等が行う業務(保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客」を、「当該兼業特定保険募集人又は当該子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客(当該兼業特定保険募集人にあつては、当該外国保険会社等から委託を受けた業務に係る顧客に限る。)」に、「当該業務」を「当該保険関連業務」に改める。

第二百七十一条の二十一の三第一項中「その子会社である保険会社」を「その子会社である保険会社、当該保険会社を所屬保険会社等とする兼業特定保険募集人(第百条の二の二第二項に規定する兼業特定保険募集人をいう。以下この項において同じ。)」に、「保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子会社、当該兼業特定保険募集人又は当該業務(保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。)に係る顧客」を「保険関連業務に係る顧客(当該兼業特定保険募集人にあつては、当該保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。)」に、「当該業務」を「当該保険関連業務」に改める。

第二百九十条第一項に次の一号を加える。
八 その他内閣府令で定めるとき 内閣府令で定める者

第二百九十四条の三第一項中「この条」の下に「次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する措置)
第二百九十四条の四 特定大規模乗合損害保険代理店(損害保険代理店のうち、二以上の所屬保

険会社等を有する法人であつて各事業年度における所屬保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当するものをいう。第二号及び第四号において同じ。)は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。次号において同じ。)を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者(同号において「法令等遵守責任者」という。)を設置すること。

二 本店又は主たる事務所に、法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者を設置すること。

三 保険募集の業務に係る苦情を受け付けたための体制の整備、当該苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の保険募集の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として内閣府令で定める措置

四 第百条の二の二第二項に規定する兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店にあつては、次に掲げる措置

イ その行う保険募集の業務以外の業務(第百条の二の二第二項に規定する保険募集の業務以外の業務をいい、保険金の支払の請求に関するものに限る。以下この号において同じ。)が保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視することその他の当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務以外の業務により当該特定大規模乗合損害保険代理店又はその所屬保険会社等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることを防止するために必要な措置として内閣府令で定める措置

ロ その行う保険募集の業務以外の業務に係る苦情を受け付けるための体制の整備、当該苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務以外の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として内閣府令で定める措置

五 その他内閣府令で定める措置
第三百条第一項第五号中「又は被保険者」を「若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」に、「割戻し」を「又は割戻し、物品の購入、役務の提供その他の取引であつて取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの」に改め、同項第八号中「当該保険契約者又は被保険者」を削り、「が」の下に「当該保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者に」を加える。
第三百一条第一号中「又は被保険者」を「若しく

は被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」に改め、同条第二号中「被保険者」の下に「若しくはこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」を加える。

第三百一条の二第二号中「保険会社等又は」を「保険会社等若しくは」に、「又は被保険者」を「若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」に改め、同条第二号中「保険会社等又は」を「保険会社等若しくは」に改め、「被保険者」の下に「又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(消費生活協同組合法及び中小企業等協同組合法の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「第三百一条第一項第七号及び第九号」を「第三百一条第一項第五号及び第七号から第九号まで」に改める。

一 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の二第三項

二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の七の五第一項

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の二の表第三百一条第一項第七号の項中「第三百一条第一項第七号」を「第三百一条第一項第五号及び第七号」に改め、同表第三百一条第一項第八号の項を次のように改める。

<p>第三百一条第一項第八号</p>	<p>特定関係者(平成一十七年改正法附則第四百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。)に規定する特定関係者及び第九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社(以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。)、当該保険持株会社等の子会社(保険会社等及び外国保険会社等を除く。)並びに保険業を行う者以外の者</p>
<p>内閣府令</p>	<p>子会社等(平成一十七年改正法附則第四百一条において準用する保険業法第三百三十二条第一項に規定する子会社等</p>
<p>主務省令</p>	<p></p>

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の保険業法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

投票者氏名

日程第一 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿達 雅志君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
赤松 健君	浅尾慶一郎君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	生稲 晃子君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	今井絵理子君
岩本 剛人君	上野 通子君
白井 正一君	江島 潔君
衛藤 晟一君	小川 克巳君
小野田紀美君	尾辻 秀久君
越智 俊之君	大家 敏志君
岡田 直樹君	加田 裕之君
加藤 明良君	梶原 大介君
片山さつき君	神谷 政幸君

北村 経夫君	こやり隆史君
小林 一大君	古賀友一郎君
古庄 玄知君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
櫻井 充君	山東 昭子君
清水 真人君	自見はなこ君
白坂 亜紀君	進藤金日子君
末松 信介君	田中 昌史君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
友納 理緒君	豊田 俊郎君
中曽根弘文君	中田 宏君
中西 祐介君	永井 学君
長峯 誠君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
長谷川英晴君	馬場 成志君
橋本 聖子君	比嘉奈津美君
藤井 一博君	藤川 政人君
藤木 眞也君	船橋 利実君
古川 俊治君	星 北斗君
堀井 巖君	本田 顕子君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
三浦 靖君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君	宮本 周司君

令和七年五月三十日 参議院會議録第二十三号

投票者氏名

里見 隆治君	塩田 博昭君	高良 鉄美君	齊藤健一郎君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	山本 順三君	吉井 章君
窪田 哲也君	佐々木さやか君	山本 太郎君	伊波 洋一君	佐藤 啓君	佐藤 信秋君	山本 啓介君	山本佐知子君
石川 博崇君	上田 勇君	木村 英子君	天島 大輔君	古庄 玄知君	上月 良祐君	山田 宏君	山田 俊男君
秋野 公造君	伊藤 孝江君	山添 拓君	大島九州男君	小林 一大君	古賀友一郎君	山田 太郎君	山田 俊男君
横沢 高德君	吉川 沙織君	仁比 聡平君	山下 芳生君	北村 経夫君	こやり隆史君	山崎 正昭君	山下 雄平君
森本 真治君	森屋 隆君	小池 晃君	大門実紀史君	片山さつき君	神谷 政幸君	森 まさこ君	森屋 宏君
水野 素子君	村田 享子君	吉良よし子君	倉林 明子君	加藤 明良君	梶原 大介君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
三上 えり君	水岡 俊一君	岩渕 友君	紙 智子君	岡田 直樹君	加田 裕之君	三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君
福山 哲郎君	牧山ひろえ君	井上 哲士君	伊藤 岳君	越智 俊之君	加田 裕之君	三浦 靖君	三原じゅん子君
広田 一君	福島みずほ君	浜野 喜史君	舟山 康江君	小野田紀美君	尾辻 秀久君	松村 祥史君	松山 政司君
野田 国義君	羽田 次郎君	芳賀 道也君	浜口 誠君	衛藤 晟一君	小川 克巳君	松川 るい君	松下 新平君
辻元 清美君	徳永 エリ君	竹詰 仁君	堂込麻紀子君	白井 正一君	江島 潔君	堀井 巖君	本田 顕子君
田名部匡代君	高木 真理君	榎葉賀津也君	田村 まみ君	岩本 剛人君	上野 通子君	堀井 巖君	本田 顕子君
杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	上田 清司君	川合 孝典君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	古川 俊治君	星 北斗君
斎藤 嘉隆君	柴 慎一君	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	石井 正弘君	石田 昌宏君	藤木 眞也君	船橋 利実君
古賀 千景君	古賀 之士君	柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君	石井 準一君	石井 浩郎君	藤井 一博君	藤川 政人君
熊谷 裕人君	小西 洋之君	松沢 成文君	松野 明美君	井上 義行君	生稲 晃子君	橋本 聖子君	比嘉奈津美君
木戸口英司君	岸 真紀子君	中条きよし君	藤巻 健史君	朝日健太郎君	有村 治子君	長谷川英晴君	馬場 成志君
勝部 賢志君	川田 龍平君	柴田 巧君	高木かおり君	赤松 健君	浅尾慶一郎君	羽生田 俊君	長谷川 岳君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	金子 道仁君	串田 誠一君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君	嘉田由紀子君	片山 大介君	阿達 雅志君	青木 一彦君	長峯 誠君	西田 昌司君
打越さく良君	小沢 雅仁君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	阿達 雅志君	青木 一彦君	中西 祐介君	永井 学君
石川 大我君	石垣のりこ君	浅田 均君	石井 章君	賛成者氏名	二二八名	中曽根弘文君	中田 宏君
青木 愛君	石垣のりこ君	若松 謙維君	青島 健太君	日程第三 航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名	友納 理緒君	豊田 俊郎君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	山口那津男君	山本 博司君	反対者氏名	〇名	鶴保 庸介君	堂故 茂君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	反対者氏名	〇名	武見 敬三君	柘植 芳文君
山本 啓介君	吉井 章君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	賛成者氏名	二二八名	滝沢 求君	滝波 宏文君
山田 宏君	山谷えり子君	西田 実仁君	平木 大作君	賛成者氏名	二二八名	高橋 克法君	高橋はるみ君
山田 太郎君	山田 俊男君	谷合 正明君	新妻 秀規君	賛成者氏名	二二八名	未松 信介君	田中 昌史君
森 まさこ君	森屋 宏君	高橋 次郎君	杉 久武君	賛成者氏名	二二八名	白坂 亜紀君	進藤金日子君
山崎 正昭君	山下 雄平君	竹内 真二君	高橋 光男君	賛成者氏名	二二八名	清水 真人君	自見はなこ君
山崎 正昭君	山下 雄平君	竹内 真二君	高橋 光男君	賛成者氏名	二二八名	清水 真人君	自見はなこ君
山田 啓介君	山田 俊男君	谷合 正明君	杉 久武君	賛成者氏名	二二八名	白坂 亜紀君	進藤金日子君
山本 啓介君	山本佐知子君	西田 実仁君	高橋 光男君	賛成者氏名	二二八名	未松 信介君	田中 昌史君
山本 順三君	吉井 章君	三浦 信祐君	平木 大作君	賛成者氏名	二二八名	高橋 克法君	高橋はるみ君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	矢倉 克夫君	宮崎 勝君	賛成者氏名	二二八名	滝沢 求君	滝波 宏文君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	山口那津男君	安江 伸夫君	賛成者氏名	二二八名	武見 敬三君	柘植 芳文君
青木 愛君	石垣のりこ君	若松 謙維君	山本 博司君	賛成者氏名	二二八名	鶴保 庸介君	堂故 茂君
石川 大我君	石垣のりこ君	浅田 均君	青島 健太君	賛成者氏名	二二八名	友納 理緒君	豊田 俊郎君
打越さく良君	小沢 雅仁君	石井 苗子君	片山 大介君	賛成者氏名	二二八名	中曽根弘文君	中田 宏君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君	金子 道仁君	串田 誠一君	賛成者氏名	二二八名	中西 祐介君	永井 学君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	嘉田由紀子君	猪瀬 直樹君	賛成者氏名	二二八名	長峯 誠君	西田 昌司君
勝部 賢志君	川田 龍平君	柴田 巧君	石井 章君	賛成者氏名	二二八名	野上浩太郎君	野村 哲郎君
木戸口英司君	岸 真紀子君	中条きよし君	高木かおり君	賛成者氏名	二二八名	羽生田 俊君	長谷川 岳君
熊谷 裕人君	小西 洋之君	松沢 成文君	松野 明美君	賛成者氏名	二二八名	橋本 聖子君	比嘉奈津美君
木戸口英司君	岸 真紀子君	中条きよし君	藤巻 健史君	賛成者氏名	二二八名	長谷川英晴君	馬場 成志君
勝部 賢志君	川田 龍平君	柴田 巧君	高木かおり君	賛成者氏名	二二八名	羽生田 俊君	長谷川 岳君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	金子 道仁君	串田 誠一君	賛成者氏名	二二八名	野上浩太郎君	野村 哲郎君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君	嘉田由紀子君	片山 大介君	賛成者氏名	二二八名	長峯 誠君	西田 昌司君
打越さく良君	小沢 雅仁君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	賛成者氏名	二二八名	中西 祐介君	永井 学君
石川 大我君	石垣のりこ君	浅田 均君	石井 章君	賛成者氏名	二二八名	中曽根弘文君	中田 宏君
青木 愛君	石垣のりこ君	若松 謙維君	青島 健太君	賛成者氏名	二二八名	友納 理緒君	豊田 俊郎君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	山口那津男君	山本 博司君	賛成者氏名	二二八名	鶴保 庸介君	堂故 茂君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	賛成者氏名	二二八名	武見 敬三君	柘植 芳文君
山本 啓介君	吉井 章君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	賛成者氏名	二二八名	滝沢 求君	滝波 宏文君
山田 宏君	山谷えり子君	西田 実仁君	平木 大作君	賛成者氏名	二二八名	高橋 克法君	高橋はるみ君
山田 太郎君	山田 俊男君	谷合 正明君	新妻 秀規君	賛成者氏名	二二八名	未松 信介君	田中 昌史君
山田 啓介君	山田 俊男君	谷合 正明君	新妻 秀規君	賛成者氏名	二二八名	高橋 克法君	高橋はるみ君
山本 啓介君	山本佐知子君	西田 実仁君	平木 大作君	賛成者氏名	二二八名	滝沢 求君	滝波 宏文君
山本 順三君	吉井 章君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	賛成者氏名	二二八名	武見 敬三君	柘植 芳文君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	賛成者氏名	二二八名	鶴保 庸介君	堂故 茂君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	山口那津男君	山本 博司君	賛成者氏名	二二八名	友納 理緒君	豊田 俊郎君
青木 愛君	石垣のりこ君	若松 謙維君	青島 健太君	賛成者氏名	二二八名	中曽根弘文君	中田 宏君
石川 大我君	石垣のりこ君	浅田 均君	石井 章君	賛成者氏名	二二八名	中西 祐介君	永井 学君
打越さく良君	小沢 雅仁君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	賛成者氏名	二二八名	長峯 誠君	西田 昌司君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君	金子 道仁君	串田 誠一君	賛成者氏名	二二八名	野上浩太郎君	野村 哲郎君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	嘉田由紀子君	片山 大介君	賛成者氏名	二二八名	羽生田 俊君	長谷川 岳君
勝部 賢志君	川田 龍平君	柴田 巧君	高木かおり君	賛成者氏名	二二八名	橋本 聖子君	比嘉奈津美君
木戸口英司君	岸 真紀子君	中条きよし君	藤巻 健史君	賛成者氏名	二二八名	長谷川英晴君	馬場 成志君
熊谷 裕人君	小西 洋之君	松沢 成文君	松野 明美君	賛成者氏名	二二八名	羽生田 俊君	長谷川 岳君
木戸口英司君	岸 真紀子君	中条きよし君	藤巻 健史君	賛成者氏名	二二八名	橋本 聖子君	比嘉奈津美君
勝部 賢志君	川田 龍平君	柴田 巧君	高木かおり君	賛成者氏名	二二八名	長谷川英晴君	馬場 成志君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	金子 道仁君	串田 誠一君	賛成者氏名	二二八名	羽生田 俊君	長谷川 岳君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君	嘉田由紀子君	片山 大介君	賛成者氏名	二二八名	野上浩太郎君	野村 哲郎君
打越さく良君	小沢 雅仁君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	賛成者氏名	二二八名	長峯 誠君	西田 昌司君
石川 大我君	石垣のりこ君	浅田 均君	石井 章君	賛成者氏名	二二八名	中西 祐介君	永井 学君
青木 愛君	石垣のりこ君	若松 謙維君	青島 健太君	賛成者氏名	二二八名	中曽根弘文君	中田 宏君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	山口那津男君	山本 博司君	賛成者氏名	二二八名	友納 理緒君	豊田 俊郎君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	賛成者氏名	二二八名	鶴保 庸介君	堂故 茂君
山本 啓介君	吉井 章君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	賛成者氏名	二二八名	武見 敬三君	柘植 芳文君
山田 宏君	山谷えり子君	西田 実仁君	平木 大作君	賛成者氏名	二二八名	滝沢 求君	滝波 宏文君
山田 太郎君	山田 俊男君	谷合 正明君	新妻 秀規君	賛成者氏名	二二八名	高橋 克法君	高橋はるみ君
山田 啓介君	山田 俊男君	谷合 正明君	新妻 秀規君	賛成者氏名	二二八名	未松 信介君	田中 昌史君
山本 啓介君	山本佐知子君	西田 実仁君	平木 大作君	賛成者氏名	二二八名	滝沢 求君	滝波 宏文君
山本 順三君	吉井 章君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	賛成者氏名	二二八名	武見 敬三君	柘植 芳文君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	賛成者氏名	二二八名	鶴保 庸介君	堂故 茂君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	山口那津男君	山本 博司君	賛成者氏名	二二八名	友納 理緒君	豊田 俊郎君
青木 愛君	石垣のりこ君	若松 謙維君	青島 健太君	賛成者氏名	二二八名	中曽根弘文君	中田 宏君
石川 大我君	石垣のりこ君	浅田 均君	石井 章君	賛成者氏名	二二八名	中西 祐介君	永井 学君
打越さく良君	小沢 雅仁君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	賛成者氏名	二二八名	長峯 誠君	西田 昌司君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君	金子 道仁君	串田 誠一君	賛成者氏名	二二八名	野上浩太郎君	野村 哲郎君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	嘉田由紀子君	片山 大介君	賛成者氏名	二二八名	羽生田 俊君	長谷川 岳君
勝部 賢志君	川田 龍平君	柴田 巧君	高木かおり君	賛成者氏名	二二八名	橋本 聖子君	比嘉奈津美君
木戸口英司君	岸 真紀子君	中条きよし君	藤巻 健史君	賛成者氏名	二二八名	長谷川英晴君	馬場 成志君
熊谷 裕人君	小西 洋之君	松沢 成文君	松野 明美君	賛成者氏名	二二八名	羽生田 俊君	長谷川 岳君
木戸口英司君	岸 真紀子君	中条きよし君	藤巻 健史君	賛成者氏名	二二八名	橋本 聖子君	比嘉奈津美君
勝部 賢志君	川田 龍平君	柴田 巧君	高木かおり君	賛成者氏名	二二八名	長谷川英晴君	馬場 成志君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	金子 道仁君	串田 誠一君	賛成者氏名	二二八名	羽生田 俊君	長谷川 岳君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君	嘉田由紀子君	片山 大介君	賛成者氏名	二二八名	野上浩太郎君	野村 哲郎君
打越さく良君	小沢 雅仁君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	賛成者氏名	二二八名	長峯 誠君	西田 昌司君
石川 大我君	石垣のりこ君	浅田 均君	石井 章君	賛成者氏名	二二八名	中西 祐介君	永井 学君
青木 愛君	石垣のりこ君	若松 謙維君	青島 健太君	賛成者氏名	二二八名	中曽根弘文君	中田 宏君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	山口那津男君	山本 博司君	賛成者氏名	二二八名	友納 理緒君	豊田 俊郎君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	賛成者氏名	二二八名	鶴保 庸介君	堂故 茂君
山本 啓介君	吉井 章君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	賛成者氏名	二二八名	武見 敬三君	柘植 芳文君
山田 宏君	山谷えり子君	西田 実仁君	平木 大作君	賛成者氏名	二二八名	滝沢 求君	滝波 宏文君
山田 太郎君	山田 俊男君	谷合 正明君	新妻 秀規君	賛成者氏名	二二八名	高橋 克法君	高橋はるみ君
山田 啓介君	山田 俊男君	谷合 正明君	新妻 秀規君	賛成者氏名	二二八名	未松 信介君	田中 昌史君
山本 啓介君	山本佐知子君	西田 実仁君	平木 大作君	賛成者氏名	二二八名	滝沢 求君	滝波 宏文君
山本 順三君	吉井 章君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	賛成者氏名	二二八名	武見 敬三君	柘植 芳文君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	賛成者氏名	二二八名	鶴保 庸介君	堂故 茂君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	山口那津男君	山本 博司君	賛成者氏名	二二八名	友納 理緒君	豊田 俊郎君
青木 愛君	石垣のりこ君	若松 謙維君	青島 健太君	賛成者氏名	二二八名	中曽根弘文君	中田 宏君
石川 大我君	石垣のりこ君	浅田 均君	石井 章君	賛成者氏名	二二八名	中西 祐介君	永井 学君
打越さく良君	小沢 雅仁君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	賛成者氏名	二二八名	長峯 誠君	西田 昌司君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君	金子 道仁君	串田 誠一君	賛成者氏名	二二八名	野上浩太郎君	野村 哲郎君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	嘉田由紀子君	片山 大介君	賛成者氏名	二二八名	羽生田 俊君	長谷川 岳君
勝部 賢志君	川田 龍平君	柴田 巧君	高木かおり君	賛成者氏名	二二八名	橋本 聖子君	比嘉奈津美君
木戸口英司君	岸 真紀子君	中条きよし君	藤巻 健史君	賛成者氏名	二二八名	長谷川英晴君	馬場 成志君
熊谷 裕人君	小西 洋之君	松沢 成文君	松野 明美君	賛成者氏名	二二八名	羽生田 俊君	長谷川 岳君
木戸口英司君	岸 真紀子君	中条きよし君	藤巻 健史君	賛成者氏名	二二八名	橋本 聖子君	比嘉奈津美君
勝部 賢志君	川田 龍平君	柴田 巧君	高木かおり君	賛成者氏名	二二八名	長谷川英晴君	馬場 成志君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	金子 道仁君	串田 誠一君	賛成者氏名	二二八名	羽生田 俊君	長谷川 岳君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君	嘉田由紀子君	片山 大介君	賛成者氏名			

西田 実仁君	谷合 正明君	竹内 真二君	高橋 次郎君	下野 六太君	里見 隆治君	窪田 哲也君	石川 博崇君	秋野 公造君	横沢 高德君	森本 真治君	水野 素子君	三上 えり君	福山 哲郎君	広田 一君	野田 国義君	辻元 清美君	田名部匡代君	杉尾 秀哉君	斎藤 嘉隆君	古賀 千景君	熊谷 裕人君	木戸口英司君	勝部 賢志君	奥村 政佳君	小沼 巧君	打越さく良君	石川 大我君	青木 愛君	若林 洋平君	吉川ゆうみ君																
平木 大作君	新妻 秀規君	竹谷とし子君	高橋 光男君	杉 久武君	塩田 博昭君	佐々木さやか君	上田 勇君	伊藤 孝江君	吉川 沙織君	森屋 隆君	村田 享子君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君	福島みずほ君	羽田 次郎君	徳永 エリ君	高木 真理君	田島麻衣子君	柴 慎一君	古賀 之士君	小西 洋之君	岸 真紀子君	川田 龍平君	鬼木 誠君	大椿ゆうこ君	小沢 雅仁君	石橋 通宏君	石垣のりこ君	渡辺 猛之君	和田 政宗君																
平山佐知子君	ながえ孝子君	鈴木 宗男君	大野 泰正君	浜田 聡君	高良 鉄美君	山添 拓君	仁比 聡平君	小池 晃君	吉良よし子君	岩渕 友君	井上 哲士君	浜野 喜史君	芳賀 道也君	竹詰 仁君	榎葉賀津也君	上田 清司君	伊藤 孝恵君	柳ヶ瀬裕文君	松沢 成文君	中条きよし君	柴田 巧君	金子 道仁君	嘉田由紀子君	石井 苗子君	浅田 均君	若松 謙維君	山口那津男君	矢倉 克夫君	三浦 信祐君																	
宮口 治子君	長浜 博行君	寺田 静君	神谷 宗幣君	梅村みずほ君	齊藤健一郎君	伊波 洋一君	山下 芳生君	大門実紀史君	倉林 明子君	紙 智子君	伊藤 岳君	舟山 康江君	浜口 誠君	堂込麻紀子君	田村 まみ君	川合 孝典君	磯崎 哲史君	山口 和之君	藤卷 健史君	高木かおり君	串田 誠一君	片山 大介君	猪瀬 直樹君	石井 章君	青島 健太君	山本 博司君	安江 伸夫君	宮崎 勝君																		
白坂 亜紀君	清水 真人君	櫻井 充君	佐藤 正久君	古庄 玄知君	小林 一大君	北村 経夫君	片山さつき君	加藤 明良君	岡田 直樹君	越智 俊之君	小野田紀美君	衛藤 晟一君	白井 正一君	岩本 剛人君	磯崎 仁彦君	石井 正弘君	石井 準一君	井上 義行君	朝日健太郎君	赤松 健君	青山 繁晴君	阿達 雅志君	青木 一彦君	赤池 誠章君	浅尾慶一郎君	有村 治子君	生稲 晃子君	石井 浩郎君	石田 昌宏君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	加田 裕之君	梶原 大介君	神谷 政幸君	こやり隆史君	古賀友一郎君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君
吉川ゆうみ君	山本 順三君	山本 啓介君	山田 宏君	山田 太郎君	森 まさこ君	宮沢 洋一君	三宅 伸吾君	三浦 靖君	松村 祥史君	松川 るい君	舞立 昇治君	堀井 巖君	古川 俊治君	藤木 眞也君	藤井 一博君	橋本 聖子君	長谷川英晴君	羽生田 俊君	野上浩太郎君	長峯 誠君	中西 祐介君	中曽根弘文君	友納 理緒君	鶴保 庸介君	武見 敬三君	滝沢 求君	高橋 克法君	末松 信介君	田中 昌史君																	
和田 政宗君	吉井 章君	山本佐知子君	山谷えり子君	山田 俊男君	山下 雄平君	宮本 周司君	宮崎 雅夫君	三原じゅん子君	松山 政司君	松下 新平君	牧野たかお君	本田 顕子君	星 北斗君	船橋 利実君	藤川 政人君	比嘉奈津美君	馬場 成志君	長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	永井 学君	中田 宏君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	高橋はるみ君	田中 昌史君																		

反対者氏名
大島九州男君 木村 英子君 四名
天畠 大輔君 山本 太郎君

日程第四 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
二二八名
阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 今井絵理子君
岩本 剛人君 上野 通子君
白井 正一君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君
越智 俊之君 大家 敏志君
岡田 直樹君 加田 裕之君
加藤 明良君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 こやり隆史君
小林 一大君 古賀友一郎君
古庄 玄知君 上月 良祐君
佐藤 信秋君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
櫻井 充君 山東 昭子君
清水 真人君 自見はなこ君
白坂 亜紀君 進藤金日子君

若林 洋平君	渡辺 猛之君
青木 愛君	石垣のりこ君
石川 大我君	石橋 通宏君
打越さく良君	小沢 雅仁君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君
奥村 政佳君	鬼木 誠君
勝部 賢志君	川田 龍平君
木戸口英司君	岸 真紀子君
熊谷 裕人君	小西 洋之君
古賀 千景君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	柴 慎一君
杉尾 秀哉君	田島麻衣子君
田名部匡代君	高木 真理君
辻元 清美君	徳永 エリ君
野田 国義君	羽田 次郎君
広田 一君	福島みずほ君
福山 哲郎君	牧山ひろえ君
三上 えり君	水岡 俊一君
水野 素子君	村田 享子君
森本 真治君	森屋 隆君
横沢 高德君	吉川 沙織君
秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	上田 勇君
窪田 哲也君	佐々木さやか君
里見 隆治君	塩田 博昭君
下野 六太君	杉 久武君
高橋 次郎君	高橋 光男君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君

山口那津男君	山本 博司君
若松 謙維君	青島 健太君
浅田 均君	石井 章君
石井 苗子君	猪瀬 直樹君
嘉田由紀子君	片山 大介君
金子 道仁君	串田 誠一君
柴田 巧君	高木かおり君
中条きよし君	藤巻 健史君
松沢 成文君	松野 明美君
柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君
伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君
上田 清司君	川合 孝典君
榛葉賀津也君	田村 まみ君
竹詰 仁君	堂込麻紀子君
芳賀 道也君	浜口 誠君
浜野 喜史君	舟山 康江君
井上 哲士君	伊藤 岳君
岩渕 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	伊波 洋一君
高良 鉄美君	齊藤健一郎君
浜田 聡君	梅村みずほ君
大野 泰正君	神谷 宗幣君
鈴木 宗男君	寺田 静君
ながえ孝子君	長浜 博行君
平山佐知子君	宮口 治子君
反対者氏名	四名
大島九州男君	木村 英子君
天島 大輔君	山本 太郎君

令和七年五月三十日 参議院会議録第二十三号

投票者氏名

